

平成29年9月定例会

# 環境生活委員会

予算決算委員会（環境生活分科会）

## 会議録

長崎県議会

# 目 次

## (委員間討議)

|                    |   |
|--------------------|---|
| 1、開催日時・場所          | 1 |
| 2、出席者              | 1 |
| 3、経過               |   |
| 《委員会》              |   |
| 審査内容等に関する委員間討議(協議) | 1 |

## (第1日目)

|                         |    |
|-------------------------|----|
| 1、開催日時・場所               | 2  |
| 2、出席者                   | 2  |
| 3、審査事件                  | 2  |
| 4、付託事件                  | 2  |
| 5、経過                    |    |
| 《分科会》                   |    |
| 土木部長予算議案説明              | 4  |
| 予算議案に対する質疑              | 4  |
| 予算議案に対する討論              | 6  |
| 《委員会》                   |    |
| 土木部長総括説明                | 6  |
| 港湾課企画監補足説明              | 6  |
| 議案に対する質疑                | 7  |
| 議案に対する討論                | 13 |
| 決議に基づく提出資料の説明           | 13 |
| 建設企画課長補足説明              | 14 |
| 陳情審査                    | 14 |
| 議案外所管事項に対する質問           | 17 |
| 「道路整備事業に必要な予算確保に関する意見書」 |    |
| についての委員間討議              | 57 |

## (第2日目)

|               |    |
|---------------|----|
| 1、開催日時・場所     | 61 |
| 2、出席者         | 61 |
| 3、経過          |    |
| 《委員会(環境部)》    |    |
| 環境部長所管事項説明    | 61 |
| 決議に基づく提出資料の説明 | 62 |
| 陳情審査          | 63 |
| 議案外所管事項に対する質問 | 64 |
| 《委員会(県民生活部)》  |    |
| 県民生活部長所管事項説明  | 81 |
| 決議に基づく提出資料の説明 | 82 |
| 陳情審査          | 82 |
| 議案外所管事項に対する質問 | 82 |

|                                     |     |
|-------------------------------------|-----|
| 「食品衛生管理の国際標準化を求める意見書」<br>についての委員間討議 | 102 |
|-------------------------------------|-----|

### (第3日目)

|                  |     |
|------------------|-----|
| 1、開催日時・場所        | 106 |
| 2、出席者            | 106 |
| 3、経過             |     |
| 《委員会》            |     |
| 交通局長所管事項説明       | 106 |
| 決議に基づく提出資料の説明    | 109 |
| 営業部長補足説明         | 109 |
| 陳情審査             | 110 |
| 議案外所管事項に対する質問    | 110 |
| 《委員会》            |     |
| 分科会長報告等に関する委員間討議 | 127 |

### (配付資料)

- ・分科会関係議案説明資料
- ・委員会関係議案説明資料
- ・委員会関係議案説明資料（追加1）
- ・委員会関係議案説明資料（追加2）

## 委員間討議

1、開催年月日時刻及び場所

平成29年 9月12日

自 午前11時16分  
至 午前11時19分  
於 本館5-A会議室

2、出席委員の氏名

|         |          |
|---------|----------|
| 委 員 長   | ごうまなみ 君  |
| 副 委 員 長 | 山口 経正 君  |
| 委 員     | 野本 三雄 君  |
| 〃       | 吉村 庄二 君  |
| 〃       | 溝口 芙美雄 君 |
| 〃       | 中島 廣義 君  |
| 〃       | 下条ふみまさ 君 |
| 〃       | 高比良 元 君  |
| 〃       | 堀江ひとみ 君  |
| 〃       | 深堀 浩 君   |
| 〃       | 宮本 法広 君  |

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、審査の経過次のとおり

— 午前11時16分 開会 —

【ごう委員長】ただいまから環境生活委員会を開会いたします。

まず、会派構成変更に伴う委員席の変更につきまして、お手元に配付いたしております委員配席表のとおりといたしたいと存じますので、ご了承をお願いいたします。

これより議事に入ります。

会議録署名委員を、慣例によりまして、私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、吉村庄二委員、溝口委員のご兩人をお願いいたします。

本日の委員会は、平成29年9月定例会における本委員会の審査内容等を決定するための委員間討議であります。

審査方法について、お諮りいたします。

審査方法は、委員会を協議会に切り替えて行うこととしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

— 午前11時17分 休憩 —

— 午前11時18分 再開 —

【ごう委員長】 委員会を再開いたします。

それでは、本日協議しました委員会の審査内容については、原案のとおり決定されましたので、この後、理事者に正式に通知することいたします。

これをもって環境生活委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

— 午前11時19分 散会 —

# 第 1 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

平成29年9月26日

自 午前10時 0分  
至 午後 3時44分  
於 本館5-A会議室

|           |         |
|-----------|---------|
| 都市計画課長    | 池田 正樹 君 |
| 道路建設課長    | 大塚 正道 君 |
| 道路維持課長    | 馬場 一孝 君 |
| 港湾課長      | 近藤 薫 君  |
| 港湾課企画監    | 井手 浩二 君 |
| 河川課長      | 川内 俊英 君 |
| 河川課企画監    | 浦瀬 俊郎 君 |
| 砂防課長      | 田中 比月 君 |
| 建築課長（参事監） | 大場 光洋 君 |
| 住宅課長      | 三原 真治 君 |
| 住宅課企画監    | 崎野 義人 君 |
| 用地課長      | 岡本 均 君  |

2、出席委員の氏名

|           |          |
|-----------|----------|
| 委員長（分科会長） | ごうまなみ 君  |
| 副委員長（副会長） | 山口 経正 君  |
| 委 員       | 野本 三雄 君  |
| 〃         | 吉村 庄二 君  |
| 〃         | 溝口 英美雄 君 |
| 〃         | 中島 廣義 君  |
| 〃         | 下条ふみまさ 君 |
| 〃         | 高比良 元 君  |
| 〃         | 堀江ひとみ 君  |
| 〃         | 深堀 浩 君   |
| 〃         | 宮本 法広 君  |

6、審査事件の件名

○予算決算委員会（環境生活分科会）

第71号議案

平成29年度長崎県一般会計補正予算（第2号）  
（関係分）

3、欠席委員の氏名

な し

7、付託事件の件名

○環境生活委員会

（1）議 案

第75号議案

長崎県手数料条例の一部を改正する条例の  
うち関係部分

第76号議案

長崎県港湾管理条例の一部を改正する条例

第77号議案

長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する  
条例

（2）請 願

な し

（3）陳 情

・平成三十年度離島振興の促進に関する要望等

5、県側出席者の氏名

|                     |         |
|---------------------|---------|
| 土 木 部 長             | 岩見 洋一 君 |
| 土 木 部 技 監           | 野口 浩 君  |
| 土 木 部 次 長           | 吉田 慎一 君 |
| 土木部参事監<br>（都市・住宅担当） | 高宮 茂隆 君 |
| 監 理 課 長             | 天野 俊男 君 |
| 建設企画課長              | 佐々 典明 君 |
| 建設企画課企画監            | 溝越 恵介 君 |
| 新幹線事業対策室長           | 鈴田 健 君  |

の実現について

- ・要望書（平戸市立病院（市民病院及び生月病院）の医師確保に関する支援について 外）
- ・平成29年度要望書（長崎県の施策に関する要望について）
- ・要望書（地域高規格道路「西彼杵道路（時津工区）の早期完成について」 外）
- ・諫早市特別要望（諫早駅周辺整備への協力と支援について）
- ・諫早市政策要望（九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）の着実な整備について 外）
- ・平成29年度 長崎県の施策に関する要望・提案書
- ・要望書（地域高規格道路「西彼杵道路」の建設促進について）
- ・要望書（地域高規格道路「長崎南北幹線道路」の早期事業化について）
- ・要望書（幹線道路網の整備促進について 外）
- ・要望書（地域高規格道路「西彼杵道路」における長崎方面への延伸ルートの具現化について 外）
- ・県の施策に関する要望書
- ・市政に関する要望について（「長崎の夜景」の魅力向上を図る県の取組の推進について 外）
- ・身体障害者福祉の充実に関する要望書
- ・要望書（店舗建設に伴う雨水の排水処理等について）

---

## 8、審査の経過次のとおり

---

— 午前10時 0分 開議 —

---

【ごう委員長】 皆様、おはようございます。

ただいまから、環境生活委員会及び予算決算委員会環境生活分科会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第75号議案「長崎県手数料条例の一部を改正する条例」のうち関係部分外2件であります。そのほか陳情15件の送付を受けております。

なお、予算議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算議案の関係部分を環境生活分科会において審査することになっておりますので、本分科会として審査いたします案件は、第71号議案「平成29年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。

審査は、従来どおり、分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、部局ごとにお手元にお配りしております審査順序のとおり行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

また、審査内容については、審査内容案をお手元に配付いたしておりますが、後ほど改めて協議させていただきます。

審査順序でございますが、委員間討議終了後、土木部、環境部、県民生活部、交通局の順に行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることにいたします。

それでは、審査内容について協議をいたします。

なお、各委員から自由なご意見を賜りたく、委員会を協議会に切り替えて行うことにしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



【ごう委員長】ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、ただいまから委員会を協議会に切り替えます。

-----  
— 午前10時 2分 休憩 —  
-----

-----  
— 午前10時 4分 再開 —  
-----

【ごう委員長】 委員会を再開いたします。

引き続き、土木部関係の審査を行います。

では、これより土木部の審査を行います。

【ごう分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

土木部長より、予算議案の説明をお願いいたします。

【岩見土木部長】 土木部関係の議案についてご説明いたします。

予算決算委員会環境生活分科会関係議案説明資料をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第71号議案「平成29年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分であります。土木部関係の歳入歳出予算は、それぞれ記載のとおりであり、本年6月末の豪雨及び7月の台風3号による浮栈橋の破損や流木除去等の対策工事に要する経費を計上いたしております。

以上をもちまして、土木部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【ごう分科会長】 以上で説明が終わりました。

これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【堀江委員】 今、部長が説明しました本年6月末の豪雨及び本年7月の台風3号による被害の

対策工事ということなのですが、例えば壱岐で道路が全面通行止めになるということも災害の中にはあったと思うんですが、具体的にこの8,200万円の中身、箇所と、この経費といいますか、その具体的な内容ももう少し説明いただきたいと思います。

【近藤港湾課長】 今回、補正をお願いしてございますのは、港湾における災害復旧費でございます。

その内訳といたしましては、先ほど説明がございましたように、平成29年6月29日から30日の未明にかけて壱岐市に大きな被害を及ぼしました豪雨災害によって、勝本港のタンス地区の臨港道路ののり面が延長30メートルにわたって崩壊したということに対する復旧費用が700万円ございます。

さらに、7月5日から6日にかけて梅雨前線の接近に伴う福岡県と大分県を中心とした九州北部豪雨によりまして、流木が有明海に流れ込みまして、その流れ込んだ流木が諫早市の小長井港などに漂着したことによって、港湾の施設の利用とか、漁船の航行に支障を来すということで、流木の除去並びにその処分費用約3,000万円を計上してございます。

さらに加えまして、7月4日の台風3号の接近によって暴風波浪の影響によりまして、南島原市の堂崎港におきまして浮栈橋が被災したという状況でございます。浮栈橋が暴風波浪によって移動しまして、陸から架けている渡り橋が、陸側の固定した部分に想定外の力が働きまして、それが破損し使えない状況になったということで、その費用約4,500万円を計上しているところでございます。

【堀江委員】 今、主な内容についてご説明いただきました。ありがとうございます。

それで、予算の使い方として、本来、予算が計上されて確認がとれてから執行するということになるんですが、こういう災害復旧は即対応しなければいけないということがあるので、これは実際にもう工事は終わって、災害対策は終わって、それで国の内示があって今回の予算計上という理解でいいですか、念のため。

【近藤港湾課長】本来から予算を持っていればいいんですが、災害の査定を受けて予算をいただいて、それから執行ということになりますので、多少そのタイムラグが発生いたします。

ただし、査定が終わるまで放置というわけにはいきませんので、先ほど申しました勝本港のり面崩壊につきましては、国とその応急協議ということをやしまして、最低限の土砂の除去をやしまして車を通せる状況にして、その後に査定を受けて完全復旧という形になります。

流木災害につきましても、沿岸に漂着している部分を取りあえず揚げて、それを今、仮置きをしてございます。国から予算が来て、それから切断し処分するという費用につきましては、査定を受けてからの執行という形になります。

【堀江委員】理解しました。

【ごう分科会長】ほかに質疑はございませんか。

【吉村(庄)委員】今説明がありましたように、災害復旧にとっては、国の国庫支出金が5,000万円という話で、対策費用としては8,200万円ですね。これは要するに単独的なこととか、そういうものの関係ではどうなんですか。要するに、災害復旧をやっていくための災害復旧債なのか、地方債でやっておられますが、この内容について少し説明を。

【近藤港湾課長】全体予算が8,200万円でございます。このうち、歳入予算ということで上げてございますのが国からの支出金。離島であ

れば80%であるとか、流木債であると50%が国から参ります。その残りが県費になりますけれども、それについて起債等を使って対応していく状況になります。

【吉村(庄)委員】だから、起債を使ってあるのはここに説明してあるからわかるけれども、単独費用ということの意味しているのかということです。国から5,000万円来る、8,000万円組んである。そうすると、残りは地方債を組んであるんですね。だから、その地方債というのは単独費用なのか、県単、県の費用という話がありましたが、そういう意味での質問ですから、そこをきちっと話してください。

【天野監理課長】今回の8,200万円につきましては、建設事業の区分としまして、一般的に公共といっているものにつきましては、普通建設事業の中の補助事業でございます。普通建設事業の中に補助と単独、直轄がそれぞれございます。

それから、今回は款項目節の款が災害復旧費でございます。それは普通建設事業費と別の区分になっております。普通建設事業費と別の災害復旧事業費でございます。その中に補助と単独がございます。その中の補助でございます。これは公共でいうところの補助とは区分は別になっております。

【吉村(庄)委員】だから、その5,000万円が国の費用でしょう。あと残りの地方債でやっている分というのは県単の費用に当たるのか。そのところをどういうふうに考えればいいのか。

【天野監理課長】地方債になりますが、その分の補正予算財源はこの環境生活委員会ではございませんで、総務委員会の方に付託されている格好になっているかと思います。

それから、災害復旧事業費の中の事業自体は、

あくまで補助事業、災害復旧事業の中の補助事業という区分になっております。

【ごう分科会長】ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう分科会長】では、ほかに質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了いたしましたので、採決を行います。

第71号議案のうち関係部分は、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

【ごう委員長】次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

土木部長より、総括説明をお願いいたします。

【岩見土木部長】土木部関係の議案についてご説明いたします。

環境生活委員会関係議案説明資料の土木部をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第75号議案「長崎県手数料条例の一部を改正する条例」のうち関係部分、第76号議案「長崎県港湾管理条例の一部を改正する条例」、第77号議案「長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例」で、その内容は記載のとおりであります。

なお、第76号議案については、補足説明資料

を配付させていただいております。

次に、土木部関係の議案外の報告事項についてご説明いたします。

今回、ご報告いたしますのは、和解及び損害賠償の額の決定について、契約の締結の一部変更についてで、その内容は記載のとおりであります。

次に、土木部関係の主な所管事項についてご説明いたします。

今回、ご説明いたしますのは、幹線道路の整備について、石木ダムの推進について、九州新幹線西九州ルート建設推進について、公共事業の再評価、事後評価について、松が枝地区再開発構想検討について、スーパーハウジングフェアin佐世保の開催について、市街地再開発事業について、3世代同居・近居促進事業について、海砂採取船の沈没事故についてで、その内容は記載のとおりであります。

なお、松が枝地区再開発構想検討については、補足説明資料を配付させていただいております。

以上をもちまして、土木部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【ごう委員長】次に、港湾課企画監から補足説明を求めます。

【井手港湾課企画監】第76号議案「港湾管理条例の一部を改正する条例」について、補足して説明いたします。

環境生活委員会課長補足説明資料の1ページをごらんください。

近年、長崎港に入港する外航客船は、平成26年以降、急激な伸びを見せ、本県の観光振興に大きく貢献しております。

一方で、これらクルーズ船の入港に際しては、

通常の港湾管理費用のほかに国際航路船舶及び施設の安全確保のための国際条約であるSOLAS条約、一般に海上人命安全条約と申しますが、これに基づくフェンスや警備員による制限区域への立ち入りの制限、監視及び船舶に積み込まれる貨物の管理等が義務付けられています。

外航客船入港の増加に伴うこれら費用やターミナル運営経費などの増嵩で、資料の中段にあります長崎港の入港の外航客船に係る直近2カ年の収支にあるように、収支均衡が図られていない状況にあります。

外航客船の寄港によって交流人口を拡大し、地域経済の活性化につなげることが基本でございますが、これ以上の収支の悪化は、港湾の適正な維持管理に必要な費用の捻出ができなくなるばかりか、県の財政を圧迫することになります。

このため、資料冒頭部分の（2）にも記載のとおり、本年度も係船料のみでは必要な経費を賄っていない現状を改め、収支改善を図る目的で、長崎港に入港する外航客船の1トン当たりの係船料を現行の4.2円から7.2円に引き上げる内容の港湾管理条例の一部改正を行うものです。

ただし、従来の係船料の約1.7倍となる見直しのため、クルーズ船社及び代理店への影響なども考慮し、当面2年間は半分の引き上げ幅となる1トン当たり5.7円とする激変緩和措置を設けることとしております。

なお、資料の下段にクルーズ船入港実績のある九州各県及び全国の主な港湾の係船料との比較資料を載せておりますが、長崎港と最も競合する博多港で実際に適用されている係船料との比較でも、今回の改正案がやや下回り、妥当な水準に設定されていると考えております。

条例施行日は、平成30年1月1日及び平成32年1月1日を予定しております。

以上で補足説明を終わります。

何とぞご審議のほどよろしく申し上げます。

【ごう委員長】 以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【深堀委員】 それでは、第76号議案の長崎県港湾管理条例の一部を改正する条例の件について、まずお尋ねをしたいと思います。

今、ご説明がありましたけれども、当面5.7円で、平成32年から7.2円ということですが、平成29年度の必要経費見合いと現行のやつでいけばマイナス1億300万円ほどだという説明があったわけですが、じゃ、この5.7円だったらどうなるのか、7.2円だったらどうなのかというシミュレーション、上げた時の収支の状況というのはわかりますか。

【井手港湾課企画監】 5.7円で行った場合は、資料の冒頭のところ、（2）にありますけれども、1億円程度のマイナスが半分に減る。単純にそういうことになると思います。

【深堀委員】 平成29年度の係船料が5.7円だったとすれば、必要経費と収入の差額は5,000万円程度だったと。では、7.2円だったらどうなんですか。

【井手港湾課企画監】 7.2円でほぼ収支が均衡するとか、改善するというふうに考えております。

【深堀委員】 ということは、収支が7.2円まで上がれば、恐らくここの分はとんとんになるということですね。そこはわかりました。

今度は、一つ懸念するのは、係船料が比較対象になる博多港と比べて7.2円は安いからという話ですが、実際に、ある意味値上げに

なるわけですね。当然クルーズ船を誘致するいろいろな事業者の皆さんとの交渉の中で、この額というのはかなり大きな額であって、1人当たりの乗客の方に負担してもらう額にすれば物すごく小さい話なのかもしれないですけども、料金を上げることによりクルーズ船の便数に影響を及ぼさないのかが少し私は気になっているんですけど、そのあたりはいかがですか。

【井手港湾課企画監】 委員ご指摘のとおり、今回の係船料値上げは1.7倍ということになりまして、金額的にいくと大幅な印象を与えます。

確かに心証的なマイナス面ということは考えられると思いますが、実際に船社というか、船舶代理店の方等々と一応意見交換させていただきまして、ある程度理解は得られていると思っております。

委員も言われましたように、仮に平成29年度の想定トン数が約11万トンの船、3,000人ということ想定すると、1人当たり100円程度の増加ということで、それほど跳ね返りが大きいとは考えておりません。

また、長崎港に來られるということの選択の中には、アジアに近い等の地理的要因や、市街地、観光地に近い利便性、都市の魅力など複数の他の要素により総合的に寄港地選択が行われていると考えておりますので、直ちに競争力に影響があるとは考えておりません。

【深堀委員】 わかりました。事前にそういった代理店の皆さんとの意見交換をし、許容範囲だというふうな判断をしたということですね。わかりました。今後の動向は見守っていきたいと思います。

当然、その収支を考えた時に、値上げをせざるを得ないというのも理解はしておりますので、お願いをしたいと思います。

次に、第75号議案「長崎県手数料条例の一部を改正する条例」、住宅課の分です。内容は事前にお聞きしてわかっておりますが、今回、登録手数料を設定するということでの議案なんです。この目指すべき方向性というのがこの提案内容だけでは少しわからないので、もう少し内容を説明いただきたいんですけども。

【三原住宅課長】 新たな住宅セーフティネット制度について、まずご説明したいと思います。

この法律につきましては、今年の4月26日に住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給に関する法律の一部を改正する法律が公布されて、10月25日に施行される予定となっております。

改正の内容といたしましては、3本ございまして、1つ目が空き家を活用した住宅確保要配慮者向けの賃貸住宅の登録制度、2つ目に登録された住宅の改修費用や入居者負担のための家賃補助の経済的支援、そして、3つ目に県によって指定された居住支援法人による居住の入居支援となっております。

県といたしましては、公営住宅に入れない、あるいは漏れた人等を救うために空き家を活用して民間の賃貸住宅に入れる、そういう要配慮者に対して入居が可能になると考えております。

【深堀委員】 内容はわかりました。それで、それは法改正に伴ってそういったことをするというのはわかります。

そしたら、あと、長崎県の県営住宅、公的住宅がどの程度あって、その中でどの程度空いているのかとか、これは一般質問でも空き家の質疑をやっていますけれども、長崎県内にどれくらいあって、そのうちどれくらいをこの制度に基づいて公的住宅の代用という形で使おうと考えるのか、それは長期的な計画を立てるべきだ

と思うんです。こういう法改正があつてできるようになった、そういう報告は今あったわけけれども、この制度を利用して長崎県の公共住宅をどういうふうにしていこうかというビジョンを示してもらわないと、そこまでね。この議案の話だけではそこまでいかないんだけど、先はそういうことになるので、そういうビジョンというのは考えてありますか。

【三原住宅課長】 現在、県営住宅で管理している戸数というのは、約1万2,500戸ほどございますが、そのうち、現在で1,064戸の空き家がございます。そのうち、建て替えとか用途廃止をするためにとっておく、いわゆる政策空き家と言われるものですが、これが373戸ございますので、単純な空き家というのは691戸ございまして、空き家率としては5.6%程度になると思われま

す。それと、今後のビジョンですけれども、今年の8月末に国から「賃貸住宅供給促進計画の検討・策定の手引き」というのが示されまして、県は供給目標量を含めまして、現在、策定をしているところでございます。

これを早急にまとめまして、10月2日に長崎県居住支援協議会の中で素案を示しまして、審査の上、10月25日までに促進計画というものを策定しようと考えております。

【深堀委員】 わかりました。そういった計画があるということは理解をしました。

一般質問でも話をしたんですけど、長崎県の空き家の状況、純粋な空き家が5万3,200戸、これは全国の比率から考えてもかなり高い比率である。だから、そこを公営住宅に活用できるという要素は十分あるわけであつて、そこをいかに活用していくのか。もちろん地理的特性とかもあるので、一概に全部それを使えるわけでも

ないけれども、こういった効率的な活用策というのは推進していかなければいけないので、その計画については、策定されればまた委員会でも報告とかあるんですよ。しっかり質疑をしていきたいなと思っているので、そこは出してもらっていいですか。

【三原住宅課長】 委員会の中で示していきたいと思ひます。

【堀江委員】 私も第75号議案の「長崎県手数料条例の一部を改正する条例」について質問したいと思ひます。

問題を整理する立場から、この条例は法が変わつたので条例を改正しますよという内容なんですけれども、今、質疑があつたように、空き家等を低所得者や高齢者、障害者、被災者など、住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅として登録をする。そのための登録手数料を今回決めましょうということなんですが、要は、民間賃貸住宅を要配慮者に提供する仕組みをつくるというふうに理解をいたします。

今、公営住宅には、単身だと60歳以上でないと入れませんが、例えば60歳未満単身という人が入れる住居を、入居を拒みませんよということで民間の家主さんが登録をしたら入居できる、そういう仕組みをつくるということですか。

【三原住宅課長】 委員のおっしゃるとおりでございます。

【堀江委員】 先ほども経済的支援と言つたでしょう。登録をすることによってどういう経済的なメリットがあるんですか。

例えば、この間、県議会の中で住宅リフォームとかいろんなことが議題になってきましたね。なかなかそれも県の予算としては十分確保できないところがあるんだけど、この民間住宅をセーフティネットとして登録しますとなつた

時に、先ほど言っていた経済的支援というのは今の時点でどういうことをやるんですか。そこは明らかになっていますか。

【三原住宅課長】 メリットというのは、家主にとってのメリットと理解してよろしいでしょうか。

【堀江委員】 だから、家主が登録するわけでしょう。戸数に応じてその手数料はあるんだけど、要するに登録するメリットはなんですか。

【三原住宅課長】 家主にとりましては、登録することによって、そこで例えばバリアフリーに改修したりとか、あるいは耐震改修したりする時に補助金がもらえるということで、国の分で3分の1の補助がございます。50万円が限度です。

【堀江委員】 法律ではそういうふうになっているんだけど、これは長崎県も同じようにやるということですか。今現在の例えば登録をしてない民間の住宅などが、そういうバリアフリーとかいろんなことで改修しようという時に、長崎県として補助は出ないんですね。

要するに、今の制度では対応できないから、登録をすることによって経済的支援ができるということですか。そこら辺の違いをもう少し教えてください。通常でもそれは対応できるんじゃないですか。

【三原住宅課長】 入居者にとりましては、家賃補助というのがございます。この分については、国と地方とで2分の1ずつの助成がございます。

【堀江委員】 これは財政課も今の時点で確認している内容ですか。

【三原住宅課長】 財政課とは現在協議中でございます。

【堀江委員】 だから、法律の仕組みとしてはあるけれども、長崎県でどうするかというのは今後の課題ということですね。

そこで、質問ですが、先ほど出ましたね。要するに、今後、長崎県として公営住宅をどうするのか。これがやっぱり私は問われると思うんですよね。本来であれば60歳からしか単身の場合は入居できないというのを、60歳未満でも入居できるようにすればいい話じゃないですか。だから、必要な人に公営住宅をきちんと提供するという立場に立てば、こうした制度は果たして必要なのかと思うんです。

先ほど、計画を云々という話が出ましたが、現在、長崎県公営住宅等長寿命化計画、これがもとでしょう、今、長崎県は。この計画では、先ほど言いました現在1万2,500戸ある県営住宅を、10年後の計画では1,200戸ぐらい減らしましょうという計画になっているでしょう。当然空き家にしなければいけないということも含めてのことなんですけど、片や計画で県営住宅を減らしましょうというふうにしていながら、一方で法の改正があったからということではあるんですけども、こういうふうに民間住宅を県営住宅にかわるような施設にしましょうということでは、これはちょっと矛盾しませんか。だからこういうのをつくるというのか、もう少しその整合性。私はもっと公営住宅を充実する方向で今後の方向としてはすべきではないのかという意見を持っているんですが、その点についてはどう理解されるんですか。

【三原住宅課長】 長崎県の公営住宅等長寿命化計画の中では、確かに委員のおっしゃったとおり、10年後には1,200戸ぐらい減らすという方向で進めておりますが、この分につきましては、当然用途廃止する分もございますけれども、本来、公営住宅というのは市町でやるものというふうに考えておりますので、そちらの方に移管したりとか、そういう分の数も含めております。

あと、公営住宅に入れる方といいますのは、公営住宅法によって規定されておりまして、あくまでも単身では入れない、60歳以上の高齢者を除きますけれども、入れないような仕組みになっておりますので、そういう方々を住宅セーフティネット法で救うというふうなことで考えております。

【堀江委員】本来、公営住宅は市町でやるもの、私は課長のその意見には異議がありますね。本来だけではだめですよ。市町で補えないところを県がやらなければいけないじゃないですか。これだけ離島を抱えて、半島を抱えて、この長崎県でしょう。それはもう市町がやりますという対応は非常に不満です。

確かに、今後、長崎県の公営住宅をどうするかという問題は、直接にはこの条例とどうこうではないにしろ、やはりそういう視点も持ってほしいというふうに私自身は思っております。

これは法の改正で、平たく言えば、仕組みをつくるということで住宅の確保につながることで、反対そのものはいたしません、私が指摘をした内容についてはご検討いただきたいということを最後に要望しておきたいと思います。

【ごう委員長】ほかに質疑はございませんか。

【吉村(庄)委員】今の第75号議案に対して、質問が続いておりますが、私からは別の角度から。

長崎県が登録をする1戸から100戸となっていて、それぞれ8,000円から1万9,000円という案が出ていますが、これは例えば国土交通省あたりの標準的な基準があるのかどうか。

それと、中核市とか、そういうところの関係でいえば、長崎市と佐世保市を調べてもらったんですけど、例えば、10から29のところは、県

は2つに分かれていますね、10から19、20から29。長崎県は、10から19は1万1,000円、20から29は1万2,000円。長崎市は、10から19は1万700円、安いんですね。20から29は1万1,200円、1万2,000円。そして、佐世保では逆に、1万5,000円と高いんですね。これは2段階一緒です。

だから、さっき言いましたように、国土交通省あたりのところで、具体的な取り扱いをする場合の標準的な取り扱いその他金額について、そういうものがあるのかどうか。

それは決められるところ、権限を持ったところの長崎市長、佐世保市長、それぞれ議会にも諮って提案されていくわけでしょうから、もう終わったところもありますけれども。

ちょっと差がありますよね、長崎市と佐世保市と県というふう考えた場合。ここら辺のことについてどういうふうにお考えでしょうか。

【三原住宅課長】手数料の算定に関してのご質問でございますけれども、国の方で幾らですよという示された基準はございません。

ただ、国土交通省の九州地方整備局の方から、登録事務に対して担当者1人当たりの想定された所要時間が示されまして、これをもとに各県あるいは各市とも参酌して、あと、その数値に住宅関係の職員の人件費を掛け合わせて算出したものが今回お示した数値でございます。

金額につきましては、先ほど委員おっしゃったとおり、長崎市、佐世保市、若干違いがございますけれども、全県的に見ますと各県ともほぼ横並びかなというふうに感じております。

【吉村(庄)委員】登録戸数としては、県内としては、長崎市、佐世保市あたりも含めて、どこら辺が登録手数料を払ってやっているという部分が重点的にあるのかどうか。ずっとばらばらであると思いますが、どこら辺が数量的に多い



のかというのがわかっていますか。わからないならわからないで結構です。

というのが、1戸でも、長崎県は8,000円、長崎市は6,400円、佐世保市は1万円とちょっと差があるんですね。安いところもあるけれども、安いところは県からいえば問題ないと思うんですが、佐世保市は1万円というふうな状況ですから、こういうところを、さっき聞いたつもりですが、どういうふうな受け止め方をしているか、それぞれ決めるんですよということだけで受け止めているというふうに聞こえたんですが、集中しているところはどこですか。そういうのがあるのかないのかわかりますか。

【三原住宅課長】あるのかないのかということにつきましては、ございません。

【吉村(庄)委員】 その安い、高いについては、見解はないということですか。さっきおっしゃったように、そういうものをしてから県も決めたんだけど、それぞれ決めたんだらうと、それだけのことでよろしいのかと思うんですね。

県としては、大体似たようにしておいてもらった方がいいわけでしょう。佐世保は高いですよと、どこが中心的にやるか知りませんが。例えば、19から20について言えば、県は1万1,000円、佐世保市1万5,000円と高い。私の出身のところですが、なんでこんなに高くなったんだらうかと思いますが、それはわかりませんが、長崎市1万700円、こういう状況でしょう。

ちょっと差があり過ぎるような感じもしますから、そういうことについて県の見解はないんですかと聞いています。ないならないで結構です。ないということを言われたんですか。

【野口土木部技監】 先ほど、住宅課長がご説明しましたように、今回の登録料につきましては、国の方から登録件数に応じた所要時間というの

が示されておりまして、その所要時間に掛ける時間単価につきましては、それぞれの市の裁量権の範疇であり、県としてそれについて言及できるところはないと考えております。

ただし、県につきましては、先ほど住宅課長がご説明しましたように、住宅課職員の給与から算定しました時間単価に基づきまして登録料を算定いたしております。

【吉村(庄)委員】 そういう話ではちょっと納得できないんですよ。納得できないというか、県が決めた経過はいい。しかし、差があることについてどうなのか、県は何も考えないのかと聞いているわけです。何も考えないということならば、全市的な配慮とか何とかというのはできないことではあるけれども、そういうことは一切考えてないと私は受け取りますから。いや、やっぱり似たようになっていた方がいいですよという話ならば、それは基本的に権限者が決めることではあるけれども、でしょう。例えば、30から39の1万3,000円からいうと、佐世保市は1万6,000円なんですよ。それから、長崎市は1万1,900円になっている。

県の立場からいったら似ていた方がいいでしょう。決め方はそれぞれあるから一概に言えないけれども、差があったりということでは、受け取り方もあるし、具体的に支払う皆さん方の感覚からいけば、やっぱりそういう感覚はあるんじゃないかと私は思いますから、これは新しく追加するんですか。今まであったんですか。あったとすれば先ほどの話の中で設定されたような、どこが集中しているかというのはわかりませんが。

【吉田土木部次長】 今回のこの制度は、先ほどの堀江委員の質問とも絡みますけれども、民間も含めて5万戸の空き家がある中で、そういつ

た民間の社会資本も含めたところでの有効活用をしっかりと図っていこうと。その部分については、登録事務について役所が汗をかいてやっていこうという仕組みでございます。

その汗の部分について、登録手数料にその反映がなされます。

具体的に申し上げますと、長崎市と佐世保市については中核市でございますので、それぞれの独自の判断でやる。そのほかの市町については県が算定し、一括してやるということでございます。

それぞれ差があることにつきましては、長崎市、佐世保市はやはり空き家の数も多うございますので、それぞれの空き家の数でありますとか、それから、長崎市、佐世保市の人件費に基づいて、技監が答弁しましたように算定をしております。

ですから、その部分については、それぞれの独自の判断が働いておりますので、県がそこに口を差し挟むということは控えたいと思いますが、佐世保市、長崎市以外の市町につきましては、長崎県が一括して事務を行うということでございます。

【吉村(庄)委員】 納得できませんけど、まあいいです。

【ごう委員長】 ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】 では、質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了いたしました

ので、採決を行います。

第75号議案のうち関係部分、第76号議案及び第77号議案は、原案のとおり、それぞれ可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、各議案は、原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について説明を求めます。

【天野監理課長】 「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づきまして、本委員会に提出いたしました土木部関係の資料につきましてご説明いたします。

提出しております内容につきましては、1,000万円以上の契約状況一覧表、陳情・要望に対する対応状況、それから、附属機関等会議結果報告となっております。

それから、今回の報告対象期間は、平成29年6月から8月までに実施したものとなっております。

初めに、資料の1ページをお開きください。これは1,000万円以上の契約条件につきまして、順に建設工事関係の委託、建設工事、それから、その他の3つに区分いたしまして契約状況一覧表、入札結果一覧表を添付いたしております。

ページの1ページから105ページまでが建設工事関係の委託、106ページから437ページまでが建設工事、438ページから445ページまでがその他となっております。

次に、446ページをお開きください。これは知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、県議会議長宛てにも同様の要望が行われたもの

についての県の対応状況を記載いたしております。

それから、最後に526ページから最終ページまで、これは附属機関等の会議結果を記載いたしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【ごう委員長】 次に、建設企画課長から補足説明の申し出がっておりますので、これを受けることといたします。

【佐々建設企画課長】 私の方から松が枝地区再開発構想の検討状況について、補足してご説明いたします。

説明資料の2ページ、補足説明資料、こちらになります。2ページ目にこういう写真をつけておりますので、これをお願いします。

本構想につきましては、去る8月30日、長崎市とともに2回目となる検討会議を開催しております。この会議では、長崎市全体や松が枝地区の現状及び都市計画マスタープランや港湾計画などをもとに松が枝地区の位置付けについて意見交換を行いました。

また、南山手地区からの眺望と当構想の関連についても議論を行ったところであり、特に説明図のピンクの矢印で示しております世界遺産の構成施設である旧グラバー住宅からの眺望と、ブルーの点線で囲んでいる都市機能用地に計画する建物高さの関係について多くの時間を割いて協議をいたしました。

この中で既存の基準である高さ20メートルを緩和することは、長崎市の方から世界遺産との関連から非常にハードルが高いという意見がありました。しかしながら、都市機能用地における建物高さ規制については、民間事業者の参入に大きく影響するものと考えております。

このため、引き続き高さ規制の緩和の可能性について、市と連携しながら、国と慎重に協議を進めるとともに、開発コンセプトと導入すべき機能を整理した上で、まちづくりの専門機関等のアドバイスも聞きながら民間活力の導入の方策等について検討を進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

【ごう委員長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、まず、陳情審査を行います。

配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧ください。

陳情書について何かご質問はありませんか。

【堀江委員】 陳情番号28の中の長崎市が出している要望項目ですが、その5ページ、「急傾斜地崩壊対策事業の促進について」ということで、県の予算について、再度、特段のご配慮をお願いしたいということですが、この陳情内容については、先ほど、監理課長が言われた対応についての中ではまだ返答がない部分ですので、見解をお願いしたいと思います。

【田中砂防課長】 申し訳ございません、対応と申しますと。

【堀江委員】 本来であれば、陳情に対する要望については、政策等決定過程の云々という中で陳情・要望に対する対応状況ということで説明があるじゃないですか。ですが、これは9月の時点のことなので、長崎市が出しているこの急傾斜地崩壊対策事業の促進について、県の補助について特段の配慮をお願いしたい、予算確保をお願いしたいということについては、要するに、まだ見解が示されていないので示してくださいということを言っているんです。

【田中砂防課長】急傾斜地事業の要望につきましては、昨年度からシーリングがかかっておりまして、単独事業が減っている状況でございますけれども、平成29年度はなるべくほかの単独事業を削減いたしまして、急傾斜地事業に回しているというような状況でございます。

今後、限りある予算でございますので、優先度の高いところから事業化に努めていきたいと考えております。

【堀江委員】今の課長の答弁だと、平成29年度は、事業費は縮減していないということですか。

長崎市の要望では、県は平成29年度が事業費を縮減しているのではということが指摘されているんですけど、もう少しその動きを教えてください。

【田中砂防課長】平成29年度は縮減しております。ただ、全体の単独予算が0.8掛け程度ですけれども、ほかの予算を削りまして0.9程度まで事業を上げているという状況でございます、昨年度から比較すると10%減っております。

【堀江委員】減っているので、しかし、この間の災害、いろんな状況の中で急傾斜地崩壊対策事業について県の財政が厳しいということはわかっているけれども、予算の確保をお願いしたいということでは、来年度以降についての考えとしては、いわゆる削減をするから今後も削減をするという方向ですか。

【田中砂防課長】予算の確保については財政課と協議しながら努めていきたいと思っておりますけれども、厳しい状況ですので、先ほど説明しましたとおり、優先順位の高いところから市と協議しながら進めていきたいと思っております。

【堀江委員】見解としてはそういうことという

ことで説明を受けましたけれども、新幹線に使う予算を年間200億円出すんでしょう。そのお金のどの分ですか、生活に密着した急傾斜地崩壊対策事業に使っていただきたいという私の見解もこの機会に述べさせていただきたいと思います。

【吉村(庄)委員】次長、先ほどの答弁も今の答弁も、県の土木部というのは何か非常に厳しいですね。

今の長崎市の要望も、ほかのところも要望があっていると思うけれども、急傾斜地崩壊対策事業、これらに類するところというのは、今のゲリラ的豪雨とか何とかということを考えたら、該当地で申請をしているような地域というのは命にかかわっているんですよ。そこを何%カットとか何とかという一般のいわゆる予算編成の状況なんかで取り扱われたって、それは該当箇所の皆さん方はたまったものじゃないですよ。いつ、どんな雨が降るのかわからない。私も難しいのはよくわかりませんが、線状何とかというのが出てきたりする。

そういう状況になって、もうこれはやっぱり危険だというふうなことで事業申請をしようじゃないか、市にも、それから県のやつも含めて、それから、市町のやつも含めてやる、それに県の費用、県であれば県で、それから各自治体の負担金も、そういう状況のところを何%カットだからって、そんな理屈を立てているような状況ではないと思うんです。私たちもいろいろお世話していて、なんでこんなにかかるんだろうかと。

そして、一定の県の事業というのは、幅とか高さとか、それから被害を与える戸数とか、そういうものがありますが、そういうものをクリアする中で該当するであろうといって申請を

やっている状況の中で長くかかっている。これはとてもじゃないですよ。特に高齢者とか子どもさんのいらっしゃる場所とか、若い人がいない、こういうところもたくさんありますから、そんな姿勢であつたら困ります。私はそのことを申し上げておきたいと思います。

それからすると、私はもっと危険とか何とかと言えないのかなと思いますが、この陳情のところで西海市長から出ている太田和港線です。これはどんな検討をされていますか、川内付近の交差点関係を含めて。

【大塚道路建設課長】 主要地方道西彼太田和港線の改良についてでございますけれども、ここに関しましては、要望内容といたしましては、川内地区が、一つは川内交差点が非常に鋭角で通行がしづらい。それと、もう一つは、それから続く太田和方面に向かう部分が、非常に縦断がきつくて大型車両の通行に支障を来している。

そういうふうな現状のところでございます、従前から、例えばバイパスが整備できないのか、あるいは川内交差点がもっと改良できないのかということでご要望をいただいているところでございます。

これに関しましては、実はバイパスに関しましても従前からご要望いただいている内容でございますので、どういった対応ができるのかということを内部的にいろいろ検討しておりますけれども、どうしても縦断勾配がきついということで、かなり大規模なバイパスが必要だということで、交通量に対しまして非常に事業費がかかってしまうということで、現状としては非常に厳しいのではないかなというふうな見解を持っております。

それと、もう一つは、交差点の改良でございますが、交差点が非常に鋭角で、なおかつ交差

点に取り付く県道の部分が非常に縦断が厳しいということで、これを改善するためには、周辺家屋がかなりありますけれども、そういったものをかなりかけながら現道の国道をかさ上げするとか、そういった非常に大がかりなことが必要になってくる可能性が高いということで、地元からのご要望でございますけれども、逆に地元に対して非常に大きな負担をかけてしまう可能性もあるということで、それに関しましては、一体どういったことができるのかということについて、地元の方とこれまでも協議をさせていただいて、何ができるかということを検討しているという状況でございます。

【吉村(庄)委員】 結論的に申し上げて、今おっしゃったように何ができるかということをしていただきたいと思いますよ。

この付近は、横瀬浦公園、その他、港も含めて、それから、上部の方、農免道路その他が物すごく改良されているんですよ。そうすると、そこら辺が非常に際立って厳しいという状況になっていますから、そういうことも十分わかりだと思しますので、十分頭をひねって検討していただきたい。今の状態だと、なかなか危険な状況というのは、特に交差点については私もよく利用しますが、問題が残るというふうに思いますから、ぜひ検討を強く求めておきたいと思います。

【深堀委員】 陳情の30番の長崎県身体障害者福祉協会連合会から出ている陳情の2ページ、6番、有料道路割引を障害者手帳の提示だけで適用することについてという中身ですけれども、ここにちょっと文章が書いてあるんですが、今の実態というのをちょっと教えていただきたいと思います。

【ごう委員長】 しばらく休憩いたします。

-----  
— 午前11時 1分 休憩 —  
-----

-----  
— 午前11時 1分 再開 —  
-----

【ごう委員長】 委員会を再開いたします。

【深堀委員】 私がここで聞いたのは、実際に県が所管している有料道路で考えた時、全国の高速道路だけではなくて、例えば川平有料道路であったり、女神大橋であったり、実際に県が所管をしている有料道路がありますよね。こういったところの実態がどうなっていますかということを知っているんですけど、そのことが福祉なんですか。

【ごう委員長】 休憩いたします。

-----  
— 午前11時 2分 休憩 —  
-----

-----  
— 午前11時 3分 再開 —  
-----

【ごう委員長】 委員会を再開いたします。

ほかに陳情に対しての質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】 では、陳情につきましては、承っておくことといたします。

続きまして、議案外の所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について質問はありませんか。

【堀江委員】 平成29年度の1,000万円以上の契約状況一覧表の中の委託契約の1ページ、8番の「長崎県立・大村市立一体型図書館及び大村市歴史資料館（仮称）の建設工事の意図伝達業務」2,052万円ですけれども、これはどういう業務なのか教えてください。

【大場建築課長（参事監）】 今、一体型図書館は、工事に着工して基礎工事等を進めているところでございますが、そういう工事の監理業務

とは別に設計意図伝達業務というのがございまして、設計図書を補完する説明とか、デザイン色彩計画の作成及び工事材料、設備機器等の選定に関する検討・助言を主な業務とする委託料でございます。

【堀江委員】 新県立図書館と略しますけれども、新県立図書館は、東京と島原の共同企業体が設計をして、そして、次の9番の監理業務、それが本当にそのようにされているかという監理業務をこの平成29年度だけで9,500万円請け負って、設計をやった同じ事業者がどういうふうに行われているかというのを監理するわけですね。

本来であれば、設計者と監理事業者が同じであれば、こうした意図伝達業務というのは要らないのではないかという声もあるんですけど、それはそうですね、監理している側が設計をやっているところであるわけですからね。なのに、こういう意図伝達業務というのは必要なのか。余りにも大きな事業だからそうなのかということで、ちょっと素人ながら、設計したところが監理しているから、意図伝達業務というのを実際どういうふうに行われているかというのを逐次管理するわけだから。しかも、そこは同じ業者がやっているわけだから要らないのではないかというふうな思いもあるんですが、その点はどういうふうに理解したらいいですか。

【大場建築課長（参事監）】 設計とか監理業務の業務報酬基準というのが国土交通省より告示が出されておりまして、いろんなマンパワーに人件費を掛けて算出していく方法でございます。

まず、設計業務といたしましては、ご存じのように基本設計とか実施設計とかがございまして、それとは別に設計意図伝達業務というのも設計業務の中に入っております。

県の発注の場合は、大型物件につきましては、

基本設計、実施設計をまず発注いたしまして、意図伝達業務は、工事を発注して工事に着工した後の、例えば、監理業務とか設計意図伝達業務とかをその時点で出していきますので、当初の設計業務の中にはその意図伝達業務が入ってなくて、今回新たに工事に着手したと同時に、その伝達業務も発注したということでございます。

【堀江委員】 建築課長として、この新県立図書館に意図伝達業務というのは必要だという見解なんですね。

長崎県の大きな事業の中で、意図伝達業務というのを委託している事業がほかにあるんですか。

【大場建築課長（参事監）】 長崎県発注の一番大型の建築工事である新県庁舎建設工事、これにつきましては発注をいたしております。

県立ろう学校の移転改築工事も出しているんですけども、これは2階建ての木造でございます、これは県の職員が設計者から、今申し上げました設計図書を補完する説明とかデザイン色彩計画等々について、これは地元の設計事務所でございますが、県職員がここと詳細に打ち合わせをして、これぐらいの規模だったら外注しないで県の職員でやれるということで、それぐらいの規模であると発注していない。非常に大型で特殊な物件についてのみ設計意図伝達業務を発注しているところでございます。

【堀江委員】 私は、この1,000万円以上の契約状況の一覧表を見て、意図伝達業務という業務内容を初めて今回知りましたので、しかも、いろんな方のお話を聞きますと、設計者と工事監理者が同じであれば、民間の場合は意図伝達業務というのは余り置かないんだよというふうな話を聞いたものですから、実際にどれぐらい必

要なのかというふうな思いで尋ねたところです。

文教厚生委員会におりませんが、当初予算をめぐりますと、この意図伝達業務、それから監理業務については、当初予算と、それから債務負担行為で計上されておりますので、なるほど、もう予算は決まっていたのかと思ったんですけど、ただ、県民から見ますと、新県立図書館がどれくらいかかるのかという時に、設計業務、新築工事、電気工事、空調設備、衛生設備ということで、74億3,800万円かかるんだというふうに県民には伝えているんだけど、それ以外に、この意図伝達業務、監理業務、ここに上げているのは平成29年度分でありまして、もう1年かかるというふうに聞きましたので。だから74億円ではなくて、これに2億円プラスされて76億7,000万円ぐらいの県立図書館の事業になるのかなというふうに改めて思ったところです。

そういった内容についても、私は、要するに幾らかかるのかという時に、事業の途中で出てくるというのは一定理解をしますけれども、そうしたことも県民に明らかにしてほしいなという思いで今日はこの質疑をしたところです。意図を酌んでいただきたいと思います。

委員長、もう一つ引き続きお願いします。

同じく1,000万円以上の契約事業の7ページ、これは河川課、石木ダム建設事業で、石木ダム資料作成業務委託1,500万円、どんな資料を何のために作成するんですか。

【浦瀬河川課企画監】 この委託内容につきましては、ダム本体工事完成後、事業が完了する時に水を貯水池内にため込みます。それを湛水計画といいまして、どういうふうな時期に、どういう雨が降って水がたまっていきますよとか、あと、管理設備の設計です。これはダムが完成

しますとダムの諸量データを県庁とかいろんなところで見られるようにします。そのためにどういう管理のあり方をやっていくか、データをどういうふうに送っていくかということで、その設計をこの中で整理をしていくということで考えております。

【堀江委員】指名競争入札ではあるんですけども、相手方の事業者というのは、いわゆるそれ専門の全国組織ですよ。長崎県の石木ダムは、平たく言えば県の事業になるんですけど、県の職員がやるとか、そんなふうにはならないんですか。やっぱりこれだけ県民の税金1,500万円を使って、今まだ建設できるかどうかかわからないんですけども、県民の反対がある中で、これを1,500万円ぽんと県民の税金を使って、でき上がったらどういうふうになるのかという資料を今つくっているということなんですかね。

【浦瀬河川課企画監】慣れたベテランの職員がやろうと思えば部分的にやれることもありますけれども、それにはかなり多くの時間がかかります。これについては全国的なダムに精通した業者を指名選定しますけど、ここについては今現在の新たな考え方、仕様とか基準がございますので、それにあわせて、今回、資料作成ということを委託しています。

【溝口委員】443ページ、路面性状調査業務委託です。これは予定価格と最低制限価格がないんですけれども、指名競争入札ということでどうなっているんですか。次のページにも書いてないんですけれども。

【佐々建設企画課長】通常の業務委託、建設工事については、予定価格と最低制限価格を公表しておりますが、事務委託に関しては、2つの項目について公表しない、そういう制度がございます。

【溝口委員】そしたら、例えば一番安い価格でするということですか。上限も何もなく、という結果で入札をして、その人に落札する形になってくるんですか。方法がちょっとわからないんですけど。

【佐々建設企画課長】建設工事等業務委託に關しましては、最低制限価格を設定しておりますが、事務委託の場合はそういう設定をしていないので、一番低い額の方が落札。ただし、3分の2を切るような状況では、一度中断して、履行できるかどうかの確認をした上で落札者を決定するという方法をとっております。

【溝口委員】そしたら、今言う方法だったら予定価格というのは持っていてすべきじゃないんですか。予定価格が書いてないんですけど、何もない中で一番安いという形で、頭の中だけにあるのか、ここに示していないのかがよくわからないんですよ。どういうふうにして入札を決定したのか。

【佐々建設企画課長】事務委託の場合は公表しないというルールをとっております。設定はしております。ここで最低制限価格に横バーを入れておりますので、これについては設定をしていないということがございます。

【溝口委員】そしたら、委員会の私たちにも公表できないということになるわけですかね。ちょっと納得のいかないような感じですけど。

それと、ずっと見せていただいたんですけども、最低制限価格は、指名競争入札関係の中で、1円も変わらないで落札されている部分が数カ所あるんですよ。

例えば、27ページ、45ページ、47ページ、かなり多いんですけど、最低制限価格に1円も変わらないでできるというのが、今まで余りなかったような、1カ所あったかなかったかという感



じだったんですけど、今回は結構あるんですよ。65ページもですけれども、それから、221ページとか、数カ所にわたって1円も変わらない金額、最低制限価格で入札が行われていることは、私たちとしてはちょっと疑問に思うんですよ。

1円も違わなかった、最低制限価格ときれいに合っているというのが幾らもあるものですから、今回の場合、特別に多いものですから、ちょっと何かあるんじゃないかなという感じがしてならないんですけどね。

【佐々建設企画課長】 予定価格の算出については、資料の中で積算できますので、ほとんどぴたっと積算ができるものと思っています。

最低制限価格についても、その率、委託の場合は75%ということを公表しておりまして、あとはランダムがかかるわけですが、これは事前ランダムだけのことになりまして、憶測なんですけど、皆さん競争された結果、75%程度のところに皆さん入れられた。ランダムについては、入札に参加される方はもちろんご存じない話なので、これはたまたまの結果だと考えます。

【溝口委員】 たまたまの結果と言えど、たまたまの結果なんですけど、余りにも多いんですよ。今回の場合は目立つんですよ。今までも全部見ていましたけど、そういうことは1件あるかないかで終わっていたんですけど、今回は多分10カ所ぐらいあるんじゃないかと思うんですよ。

それで、幾ら積算がうまいといっても、最低制限価格ですから、予定価格は決まっていますから、そこら辺についてきれいに1円も違わないで合わせるというのは、私たちから見たらちょっと問題があるような気がするんですよ。そこら辺、1回ぐらいだったらいいんですが、

ちらっと見たら今回の場合はびっくりするくらい本当に多いんですよ。今までこういうことはなかったと思うんですよ。何かちょっと疑いたくなるような、疑ったらいけないかもわからないけど、やはり疑いたくなるような、そういう感じなんですよ。

その辺について、漏れるということはないかもわかりませんが、やっぱり余りにも数字が合っているということになれば、幾ら積算がうまくても、1円も違わないというのは、やはりちょっと今回疑問に思いました。

だから、その辺は、業者の方々が設計、見積もりとして近づいてきているんだという話になれば、それはそうかもわかりませんが、やはり余りにも多いので、ちょっと注意をしておきたいなと思って、今回立たせていただきましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

【深堀委員】 今、溝口委員の質疑の関連なんですけれども、先ほどの質疑の中で、443ページと444ページの最低制限価格の話で少しありましたが、最低制限価格がないというのは理解をしているんですけども、結果的に、終わった後に、先ほど課長の答弁の中で、一応自分たちとしては持っているんだというふうな発言をされましたよね。それは出せないんですか。

というのが、行政当局が考えていた最低制限価格はこれくらいだったんだけど、実際には、例えば、多分もっと下に入ってきているんだろうと思うんですけど、どれくらい乖離しているのかというのは、それが適正な価格なのかというのを審査する上でも、公表はしてないにしても、公表できないんですかね。どうなんですか。

要は、物すごく低く入れてとれるわけですね。でも、県がもともと考えている最低のレベルは

このぐらいだったんですというのは、我々議会側も後からチェックするべきかなと思うんです。

【佐々建設企画課長】今の委員のご指摘、予定価格については公表してもいいんじゃないかというご意見かと思います。

公表しない理由について私もちょっと把握していないものですから、後で報告させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【ごう委員長】休憩いたします。

---

— 午前11時21分 休憩 —

---

— 午前11時22分 再開 —

---

【ごう委員長】委員会を再開いたします。

ほかに質問のある方、いらっしゃいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】ないようですね。

では、次に、議案外所管事務一般について質問はありませんか。

【深堀委員】1点だけです。契約締結の一部変更についてということで、今朝、高田南南東部宅地整地工事の長与町の補強盛土ということで専決処分をしたという報告がありました。

資料を見ながら聞いたんですけれども、変更前の契約金額が7億2,144万円だったのが、変更後契約金額が7億2,209万5,560円で、約50万円の増減、プラスだったから専決処分だったんですという報告を受けたんです。

では、その中身を教えてくださいということで確認をしたところ、補強盛土の一部地域の試掘というか、岩が出てきたことによって1億5,000万円ぐらいのプラスになりました。それで、今度は別の地区の部分で地権者とのいろんな協議の中でうまくいかず、その部分を廃止して、それが1億5,000万円ぐらいでしたという説明を受けたんですけれども、もう一度、委員会で

確認をしたいと思いますので、この専決処分した内容をもう一度報告をお願いします。

【池田都市計画課長】高田南地区の区画整理事業についてのお尋ねでございます。

この案件につきましては、当初、7億2,100万円ほどで契約をしていたものを六十数万円の増額の変更をしたということで、これは5億円以上の契約については議会の議決が必要でございますが、5,000万円未満の増減の変更につきましては専決処分ができるという規定から行っているものでございます。

その変更内容につきましては、まず増額の理由といたしまして、現場に工事で実際に入ったところ、当初の予定よりも硬い岩盤が出てきたということで、その掘削の工事費で約1億5,000万円の増額。

もう一つの理由は、補強土壁工という擁壁を構築するわけですが、その構築する場所で地区の住民の方々から反対がございまして、その工事の協議に時間を要するということで、1億5,000万円ほど減額したということでございます。

【深堀委員】そこで、ちょっと確認ですけど、確かにプラス・マイナスの結果、60万円ぐらいのプラスだったから専決処分ということは、ある意味わかるんですけど、じゃ、今、岩盤の硬いのが出てきて1億5,000万円プラスだったという事例だけなら、これは議案になったわけでしょう。それがなくて、今度は住民の反対によって1億5,000万円の減額になれば、これが単体であれば議案になったわけでしょう。どちらも議案に足るべき大きな変更があっているんだけど、それを合体したらプラス・マイナス60万円だから、もう専決処分しましたという簡単な説明で終わっていいんですか。

物すごく不思議なんですよ。プラス・マイナスで60万円だから、でも、内容は、当然追加契約、減額契約になるような事象が含まれているのに、議会に何の説明もせずに専決処分するという、その考え方なんですよ。従来こういうことがあったんですか。これは土木部として正当な手続なんですか。そこをまずお伺いしたいと思います。

【天野監理課長】一般論として申し上げますが、まず、今回のような1億5,000万円の増、それから、1億5,000万円の減、それを専決にするか議案にするかにつきましては、その変更の事由が発生した時期によるものと考えております。

それがそれぞれ別の時期に発生しておれば、それぞれ変更契約を締結しなければいけない、それぞれ別に締結しなければならなくなりますので、その時には当然議案になろうかと思えます。今回は、その増と減が金額的にもほぼ同額で、たまたまほぼ同一の時期に生じたということで、今回の9月議会の前に処理できたということで一緒に処理するという事で処理されたものと考えております。

【深堀委員】申し訳ないけど、一般論ではなくて、土木部の見解としてもう一度教えてください。

【天野監理課長】一般論と申し上げましたのは、この事案に限らずといった意味で申し上げたんですが、今申し上げたことが土木部の考え方でございます。

基本的に、変更があったら、直ちにその分の変更契約の手続をするということでございます。その時期がたまたま一緒だったということでございます。

【深堀委員】時期を確認しますけれども、岩盤が出てきた、硬いやつが出てきたというのがわ

かった時期、住民の方の反対の時期というのはいつなんですか。

【ごう委員長】休憩いたします。

---

— 午前11時29分 休憩 —

---

— 午前11時29分 再開 —

---

【ごう委員長】委員会を再開いたします。

【深堀委員】それは調べてもらうとして。ただ、そういう工事の中で岩が出てきたという部分と住民の皆さんの反対があつてということで大きな変更があつているわけですよ。そのことをなんで議会に丁寧に説明しないんですかということをお願いなんです。専決処分をしましたということで、委員会が始まる前にちょこっと来て言うような話じゃないでしょう。委員長、私はそう思うんですよ。委員長にどういうふうに説明があつたのかわかりませんが、一つ一つは完全に議案になるべき大きな変更ですよ。たまたま時期が一緒だったからと報告されているけど、なぜもうちょっと丁寧な対応をしないのかということは強く求めておきたいです。

【池田都市計画課長】今回の案件につきましては、確かに1億5,000万円の増減ということで、相殺された形での事業費の変更ということで専決処分のできる項目として上げております。その内容につきましても、工事の進捗を図るもとの目的、そういう目的から逸脱するものではないという考え方と、もう一つ、工事の変更を通常行う時には、どうしても工事費の増減というのは、現場、現場の状況によって出てくると思います。その際には、ある程度工事費がかかる工種については増額をやつて、その先の次の年に行えるような工事というのは減額して変更する場合というものはございます。

それともう一つ、どうしても事業費の上限額

が、その年度の事業費というものがございますので、その工事費の中でいかに工事を進捗させるかということ。

それともう一つは、専決処分の規定というものが、できるだけスムーズに工事を進めるということから専決の処分規定があるのではないかと考えております。

【深堀委員】 繰り返しになりますけど、専決処分をしたことは譲っていいとしても、じゃ、どういう住民の皆さんの反対があつて、もともと計画したものが、どういう経過を経て住民の皆さんの反対が出てきて、この事業が変わってきたのかということは説明資料があつてしかるべきでしょう。いただいた資料には何もないんですよ。ただ単に廃止としか書いてない。それじゃわからないでしょう。地元の近くにいる議員としては、これは非常に大きな問題だと思いますよ。何も説明しないなんて、おかしいですよ。

【池田都市計画課長】 今回の案件につきまして、確かに急に今朝からご説明したという経過がございまして、説明の内容が非常に簡素化されたものであったということにつきましてはお詫びを申し上げます。

確かに専決処分で作っておるんですが、その内容については、内容の項目について必要なものは、当然今からは詳細にご説明をするということに努めてまいりたいと思います。

【深堀委員】 お願いしておきます。

【ごう委員長】 では、先ほどの詳しい内容については、後ほどしっかりと説明をお願いいたします。

【吉村(庄)委員】 関連ですが、今の分です。専決処分というのは、地方自治法でどういうあれをするというのは決まっているんですよ。軽易なもの、7億2,000万円のうち1億5,000万円も

どうだとか、増減がそれぞれあっているんですが、こんなものが軽易と言えますか。結果的にウン十万円だから軽易というふうな判断をしたということじゃないですか。そこら辺を含めて統一見解を後できちっと出してください。

それから、この件について、一方で1億5,000万円云々を減額しているでしょう。そして、それは住民の反対という話がありました。説明の時には反対というのはなかったんですが、要するに問題があつたと。こういうことの中でそういう状態があつたと。

だから、結局は、この説明の中でも廃止という話がありましたね。大体予算をとって契約して予算執行していく時に、地元の住民の同意が要るものについて、ないままにやってしまったという結果になっているんじゃないですか。だから1億5,000万円は廃止という状態になった。今から改めてやり直さなければいけない。

なんであなたたちはこの計画をきちっと予算執行までいって、それから契約までして議会に諮ったんですか。同意が前提であつたんでしょう。今さら、なかったから廃止ですよ。しかも1億5,000万円減額して、一方では1億5,000万円増額しているのを軽易なものとして扱って、自分たちのところのミスはどうなっているのかわかりませんけれども、専決処分したと。こんな話というのは通用しませんよ。見解を聞かせてください。

【池田都市計画課長】 擁壁工事についての減額の件でございしますが、これについては、地元への説明というのは、一番最初に都市計画決定した時は当然皆様方にご説明をいたします。それから、工事のある程度詳細な設計をやっていく段階での説明というものもやっております。それから、入札後、工事に着手する時も説明会を

やっておりますが、その工事の説明会の時に住民の方々から、再度この件については計画の変更について要望がございまして、一部変更する形でその段階では承認をいただいたと聞いております。

それで、いざ、もう一度工事を行おうとしたところ、地元の方々から、またその点について反対があったということから、我々としては、ちゃんと段階を踏んでご説明をしている、了解を得た上で工事をやっているという認識のもとに工事に着手していたわけですがけれども、結果的には、再度住民の方々から反対の意見があったということでございます。

【吉村(庄)委員】 だから、結果的に言ったら、そのところが十分なところまでいなくて、いっていたと思ったけれども、廃止したんでしょう。だから、当初の契約案件で、議案だとか、それから予算の執行について、そっちが先なんだけど、そういうものを踏ってきたことについて、結果的に瑕疵があったんでしょうが、ミスが。結果としてはそういう結果になっているんです。そうじゃないと思ったけれども。

そして、その中で1億5,000万円減額して、そういう状況の中で、ここのところはもっと本当はしっかり確認しておかないといけないんだけど、途中で出てきたと。こういうことの中で、前段でどういうところが足りなかったのかどうかいろいろあるかもしれないけれども、一生懸命やってきたと思ったけれども、そういう結果になったということについては、これ自体だけでいわゆる専決処分する理由になりませんよ。ここのところの案件で、当時の契約案件から違う状況になった。基本的に大きな変更があった。1億5,000万円は、7億2,000万円からいったら2割ぐらいになりはしないですか。予算執行から

契約から何からすると2割ぐらい変わっているんですよ。

一方では、増える分、これはやってみたら岩盤がたくさん出てきたということの中で、そこまでの調査を、これもボーリングとか何とかどうしていたのか知りませんが、これだって1億5,000万円からしたら2割増えているでしょう、7億2,000万円からいったら。そういうところについて、きちっとやってきたつもりだけれども、こういう結果になってというところをきちっと説明をしながら、議案を議会に通ってきて、県民の税金その他の予算も当然入っているんだけど、そういう大事なところをやっていこうということでやってきたところの責任というのは一体どうなるんですか。次長、きちっと答弁してください。

【吉田土木部次長】 深堀委員も含めまして、委員のご指摘はごもっともでございますので、今後、工事の適切な執行に努めることはもちろんのこと、議会への報告につきましても、十分な説明をした上でしっかりとした報告に努めてまいりたいと思います。

【吉村(庄)委員】 そして、それだけの理由があるんだったら、今度の9月議会に専決で出すというのは、専決でしてしまっているから、それは出すなとは言いませんけれども、少なくとも委員長、副委員長あたりには全部きちっと説明する必要がありますよ。

そういう意味を含めて、土木部長、よく聞いておいてください。この間の田中委員の北部地区と南部地区の予算の使い方とか、そういう話についても本人は納得されていないですけれども、どうもあなたたちの姿勢というのは私は理解できない。だから、そういう点について善処されるように求めておきますが。

先ほどのこともありますよ。もう少し土木部はしっかりしてくださいよ。自分たちがやったことについて、予定価格をどうだこうだということについては、統一的になっているだろうとか、こんな話があるもんですか。自分たちは何に基づいてそういう取り扱いをしてきたかということは、担当課でちゃんとわかっているんですか。

そして、今まであったでしょう、改革委員会の中で入札制度の改革その他を含めて、どういうやり方でやるのか、最低制限価格はどうするのか。そんなことをずっとやってきて、例えば、工事の契約だとか何だとかというところと物品購入だとか、あるいは委託だとか何だとか等いろいろあるわけだから、そういうものについてどういう考えでいくのかというのはずっと議論してきたじゃないですか。そういう中で今のようないいことについても議論があったかどうか私は知りませんが、県としては統一的にしているかわかんけど、統一的にしている自分たちのところについてはしっかり認識をしておかないと。それは公表できないんです、それはどういう理由ですと。それは納得するかどうかは別にしても、そういうことで私たちはやっていますよ。そういうことをきちっと説明できるような体制をとっていただかなくちゃいけないです。まず、姿勢について、土木部長、見解を聞かせてください。

【岩見土木部長】土木部所管の事務の適正な推進につきましては、私が責任を持っておりますけれども、委員おっしゃるとおり、県のルールがこうなっているから、それに従っているというだけでなく、その意義がどういうことかというふうな決めているのかということも含めて、きちっと把握した上で適正な執行に

努めてまいりたいと考えております。

【吉村(庄)委員】当然そうでなかったらいけないですよ。

それで、先ほど急傾斜防止のところがあったでしょう。それから、私も災害のところで聞いたんですけども、災害のところでも、いわゆる公共災害と言われる部分、単独災害と言われる部分、いろいろ取り扱いをする中で、最近は単独の部分、ほかのところでもそうなんですけれども、ずっと削られてきているんですよ、あなたたちのところでね。

その中で、例えば急傾斜防止のところでも、マイナスシーリングがやっぱり適用されている。こんな話というのはないですよ。なぜかという、当面の対策ということで事業採択をすれば、市とか県とか事業が分かれてきますけれども、採択をされれば当面の最低の危険を防止するために仮設防護柵なんかをつくる例もあるんです。ぼろぼろ崩れてくるようなところが、豪雨でダウンと崩れる時もある。その仮設防護柵の事業の予算がつくのを待っている人でも、仮設防護柵があっても、いわゆる山側からいうと外側に普通は寝所をつくとか、ベッドを置くとか、そういう状況をやっているし、そして、天気予報がこの頃のように集中的に云々だとか何だとかということになったら、公民館に避難してというのは待っている間にあるんですよ。そういうのと、例えば事務費の備品とか紙代とか電話代とか、こういうところのマイナスと、こういうふうなところと一緒にするような考え方をあなたたち自身が受け入れたらだめですよ。さっき言ったでしょう、優先度合いからと。優先度合いは全部一緒ぐらいに考えておかないと、私はこういうふうに申し上げておきたいと思います。

あと、幾つかお尋ねいたします。さっき言ったように、いわゆる専決処分というのは、本来しなければいけないけれども、地方自治法に認められている軽易なものについてはやってよろしいと、いろいろな部分についてね。そういうことにしかかってないんですから、しっかり認識しておいてください。

一つは、幹線道路の整備の問題ですが、幾つかお尋ねしますからポイントを答えてください。

まず、板山トンネルについて、どういう進捗状況ですか。

【大塚道路建設課長】板山トンネルにつきましては、今年度、用地買収交渉を行っております。佐世保側の用地につきましては、事前説明を行いましたところ、地元の方から、トンネルを掘ることによって、実際地元で使われている水がどういった形になるか調査してくださいということを言われましたので、それに対してご回答した上で用地交渉を行いたいと考えております。

世知原側につきましては、現在、用地交渉を進めておりまして、坑口の取付道路部分の用地が終わりましたら、坑口予定地までの工事を行うように計画をいたしております。

【吉村(庄)委員】ぜひ地元との関係については、先ほどのようなことがないように、ずっと予算執行していたら、いや、ここはトンネルですから、道路ですから、改築するわけですから、ここは廃止と、そういうわけにはいかんし、あるいはルートを変更するなんていうことにもなかなかならないわけですから、もうルートを予定してやっている状況の中で。ちゃんと地元との関係を十分してください。基本的な問題点については、私の方から地元の意見は担当のところによってありますから、それでいいと思います。

それから、東彼杵道路です。ここに関係の中

島(廣)委員もおられますけれども、これは進まないですね。何か知恵を働かせて、例えば部分的に迂回するバイパスみたいなものやっというような話もございましたが、一向に計画路線から先に進まない状況になって、もう相当年数がたっているんですね。

これは陳情がありましてからどのくらいたっているんですか。そういう中でどういう知恵を県当局としては働かせて、そして、必要なところ、いわゆる国あたりとの関係で折衝をしているか。どういうところまでいっているか教えてください。

【大塚道路建設課長】委員ご指摘のとおり、東彼杵道路に関しましては、建設促進期成会、これは平成10年度に立ち上げられまして、これまで要望活動などを続けてこられております。県といたしましても、地元の声を受けまして、国に対してもこれまで要望しているところですが、残念ながら、その事業化に至っていないところでございます。

進め方といたしましては、これまでどおりになりますけれども、地元佐世保市、それから川棚町、東彼杵町と一緒に、どうすれば道路の必要性とか事業化に結びつけられるか。並行道路が一般国道205号、国直轄で管理している道路でございますので、県といたしましては、国の方に何とか事業化をお願いしたいと考えております。それに向けていろんな知恵を絞って、ストック効果ですとか、どういったことを訴えていけば事業化になるか。あるいは先ほど委員がおっしゃったとおり、全線バイパスという形では余りにも大きな事業になってしまいますので、部分的に着手できるものはないかとか、そういった議論を重ねておるところでございます。

昨今の新しい動きとしては、浦頭にクルーズ

船が着くということもございますし、それから、地元がIRを要望しているといったこともございますので、そういったものも盛り込みながら必要性を引き続き訴えていきたいと考えております。

【吉村(庄)委員】 この道路の問題は、私はIRというのは余り賛成できませんから、それはあれですけども、現状で今のような状況、交通量、それから、事故が起こった時の非常に問題ある形になっているんですよ。全線がということよりも、重要な部分でそういう状態が起きているから、そういう意味で、いわゆる幹線道路という言い方からいうと、例えば都市から都市まで結ぶと、こういうふうな受け取り方になるかもしれませんが、これは生活道路の一部になっているんですよ。そして、一定の距離を動かれる方もですけども、そこで生活していращやる皆さん方が普通の近距離というようなところについても、通勤、その他仕事、それから、自分の事業、そのほか家庭生活、こういうところとの関係において、とにかく問題なんです。

私も蔵本郷で事故に遭った時に、片方通行でしたけれども、上りの方向でものすごく待たされた。そして、議会の開会日でしたから回って遅れかかったんですけど、少し早く出ていたからよかったようなもので、こういう状況の中で、私の場合は、例えば佐世保から長崎までという形です。それだけじゃなくて生活道路になっているというところがありますから、そのところを強調していただかないと、期成会があって要求とか要望をし出してからもう20年近くたっているんですから、それが具体的にやる計画路線まで上がっていない。こんな状態というのは全国にたくさんあるんですよと、それは

そうかもしれないけれども、しっかり頑張りたいと思いますので、部長見解を聞かせてください。

【岩見土木部長】 東彼杵道路につきましては、地元自治体と今後どのように熟度を高めていけばいいかということ、意見交換を何度か行っております。直轄国道を新規事業化するためには、まず計画段階評価というのに乗せていかないとはいけません。大村一諫早についてはご存じのとおり進めている。そのような形でやっていかないといけない。

そこで、いかにそういう場に上げていくかということが課題でございます。この東彼杵道路の熟度を高めるためには、今までもいろいろ議論をしてきておりますが、委員ご指摘のとおり、知恵を出していかないとはいけないと考えております。

すなわち、この道路ができることによって、地元がどのようにメリットを受けていくのかというところのビジョンを明確にしていく必要があると思います。確かに事故が起こったりとか、速度低下が起こったりとか部分的にはしておりますけれども、それ以上にそういう計画段階評価に乗せていくためにはいろんな工夫が必要だと思っております。

一つ、先ほど道路建設課長が言いましたIRといいますのは、IRができますと当然そこに人が集まってきます。例えばですけども、長崎空港に来た人がどうやって佐世保方面に移動するかという時には、東彼杵道路のような道路を使うことになるわけです。そうすると、ますますそこが混雑してきます。そういったことをどう解決するか。スムーズに移動するにはどうしたらいいかということも、一つの今後考えていくべき知恵の部分だと思います。



また、先ほど、地域のビジョンというふうに言いましたけれども、沿線の川棚町、東彼杵町を含めて、この道路によって地元がどのように活性化していくかということをもう少し明確にしていきたいと考えております。

そういったことで、早く次の段階に行けるように努力してまいりたいと考えております。

【吉村(庄)委員】 その中で、I Rの問題は、カジノについていえば、今一生懸命やっておられるけれども、見通しはないですからね。そういうことを理由にしても問題だと私は思います。

それから、公共事業の再評価及び事後評価対象事業の対応方針で報告もあっていますように、何か一つ中止されているんですね。佐世保市の西郷地区、傾斜崩壊対策事業、社会経済等の変化、中止、この事情についてお示し願いたい。

【田中砂防課長】 今おっしゃられた西郷地区の急傾斜事業でございます。

佐世保市の小佐々地区で行っております。ここは平成22年度から県の事業として事業を始めたんですけれども、同年、詳細設計が終わりまして、地元の方々に説明を行いました。2名の方から土地の寄附等に対して同意を得られない状況が続いておりました。平成23年度から平成27年度まで5年間、説得を繰り返してきたんですけれども、同意が得られない状況でした。

それで、平成28年、昨年4月の段階で地元の方々から、その同意を得られない箇所を除いて、やはり早くやってもらいたいという要望が出ておりました。このため、県の事業を、同意を得られないところを外して、市の事業としてやることに決めています。

こういう状況の中で、県の事業を中止することになったことでございます。

【吉村(庄)委員】 何部か知らんけれども、都市

計画課かな、具体的にそういう状況が出たら、そういう部分について今のような変更というのは当然あり得るわけでしょう。縮小して市の事業にしたから、ここからは除いたということで市の事業としてやられるということについてはチェックはしますけれども、そういう方向になっていくような可能性があるのに予算をつくってずっとやっていて、全部の費用にしていたけれども、結果的に言ったらあれだったと、それは専決でやったと、こんな話というのはないですよ。

だから、この点については重ねて善処されるよう申し上げて私の質問を終わります。

【大塚道路建設課長】 先ほどは大変失礼いたしました。

陳情番号30番、身体障害者福祉の充実に関する要望書の中で、6番目の有料道路割引を障害者手帳の提示だけで適用することについてというご要望がございました。これに関しまして、長崎県道路公社の対応につきまして確認をさせていただきました。

障害者割引に関しましては、通常料金の半額という形で適用させていただいておりますが、このご要望にございますとおり、道路公社におきましても、障害者手帳等については事前の登録が必要で、登録車両についても登録させていただいて、登録車両をご本人が運転をされている場合、または同乗されている場合のみ障害者割引を適用するという形でっております。

【深堀委員】 ということは、陳情で要望が上っているのは、手帳保持本人が運転している場合は登録車以外でも割引ができるような制度にしてほしいということを行っているわけですね。

書いているように、車検とかでその登録している車両が代車になって、それを運転している

障害者の方が使えないということになるわけですよね。これは高速道路のことをもちろん言っているんだけど、少なくとも県の道路公社が管理している有料道路については、こういった要望、陳情に対して前向きに答えていいんじゃないかなと思ったものだから聞いているんですけど、そのあたりの考え方をお知らせください。

【大塚道路建設課長】もちろんご要望に対しては真摯に受け止めていきたいと考えておるんですけれども、基本的には、やはり割引をするという仕組みの中できちんと事前にご登録いただいた内容を確認させていただくという形で割引をさせていただくというシステムになっておりますので、そういうふうにさせていただいているわけです。

確かに、車検などで代替車を利用した時は適用されないということに関しては、車検等で例えば違う車を使う機会というのがそれほど多くはないのではないだろうかということも含めて、こういった適用をしていると考えております。

【深堀委員】前向きに考えていきませんか。実際に本人が運転しているわけですよね。いろんな事情で登録していない車を運転することは、今、代表事例として車検の話があったけれども、そうじゃない事例はあり得るじゃないですか。例えば、旅先でレンタカーを使う可能性もあるかもしれないですね。旅先というか、レンタカーを使う可能性だってありますよね。

だから、何かそういったことの検討の余地はあるんじゃないかなと。

【大塚道路建設課長】具体的にそれをするによってどういった問題が出てくるのかとか、あるいはどれぐらいのニーズとといいますか、必要性があるのかということについて、ちょっと勉強してみたいと思います。

【池田都市計画課長】先ほど深堀委員からの区画整理事業における変更が判明した時期というお話でございます。

まず、擁壁の変更についての地元の説明の手続でございますが、先ほど申しましたとおり、都市計画決定の段階から何回か説明しているんですが、工事の説明としましては、昨年の8月に説明会を開催しております。その折に変更の要望があっております。その後、設計変更について地元と協議をしておるんですが、そこが最終的に協議がまとまらず、時期的にこの工事契約の工期が間に合わない判断したのが大体今年度に入ってからということでございます。

また、硬い岩盤がどれぐらいのボリュームで入っているかということが判明したのも、やはり今年度に入ってからということで、その変更契約について、7月の時点で起工を行ったということでございます。

【深堀委員】概要はわかったけれども、今説明された内容を少し時系列にまとめていただいて、それぞれ項目がありますよね、岩の分と住民の皆さんとの対応の分、それぞれ時系列に資料をまとめて説明をいただけませんか。それを見ないと判断がつかないというか、疑義を感じていますので、それをお願いしたいと思います。

【ごう委員長】では、それをよろしく願います。

では、午前中の審査はこれにてとどめまして、午後1時30分から委員会を再開したいと思います。

---

— 午後 零時 1分 休憩 —

---

— 午後 1時33分 再開 —

---

【ごう委員長】それでは、時間となりましたので、これより午後の審査を再開したいと思います。

す。

まずは、午前中の深堀委員の質問に対する答弁を求めたいと思います。

【佐々建設企画課長】 午前中、事務委託に関する予定価格の公表の可否について、私の勉強不足でお答えできなかったことをまずお詫びして、反省した上でご説明をさせていただきます。

この事務委託に関する予定価格の公表に関しましては、出納局から発出されております長崎県財務規則の施行についてという文書に定められておりまして、「別に定めるものを除き予定価格はその性格上公表してはならない」とされております。

その理由としては、事務委託が継続的に発注されるものが多く、予定価格を公表してしまうと、今後、入札する際にその価格を類推するか、そういった影響が出てくることから公表を差し控えるということになっております。

今回、上がっております委託に関しましては、具体的には路面性状の調査とか橋梁の調査になりますが、これは継続して調査を行うものでして、同じように非公表とさせていただいているところであります。

なお、建設工事、それと建設関連の委託に関しましては、歩がかりや単価がほぼ公表されておりまして、予定価格の計算は可能ということ。それと、工事については特に全く同じものを出すということは考えられませんので、別に定めを設けて予定価格を公表しているということでございます。

申し訳ありませんでした。

【深堀委員】 わかりました。ありがとうございました。今後の入札にもいろんな支障があるので、そこは公表しないということはわかりました。

1点だけ、例えば、今回の事例は、あくまでも将来的にそういった可能性があるからということとは理解できたんですが、今後ないような、1回だけの事務委託とかがもしあった時には公表できるんですか。

【佐々建設企画課長】 明確なお答えをしかねると思うんですが、それが金輪際ないということを確認するには至らないと考えられますので、来年はないかもしれないという状況かもしれませんが、それについてはルールにのっとって非公表とさせていただきたいというふうに考えます。

【深堀委員】 わかりました。どちらにしてもここでいろいろ聞いたのは、労務費が中心になる委託の分で、最低制限価格がなくて極端に安い入札になって、その中身が、例えば最低賃金をちゃんと確保できるのかとか、そういったことを少しチェックしたいという意味合いでの質疑、私はそういう意味の質疑だったので、そのあたりのチェックはされているということでしたから、そこは了としたいと思います。

【ごう委員長】 では、引き続き質問をお受けしたいと思います。休憩いたします。

-----  
— 午後1時36分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後1時36分 再開 —  
-----

【ごう委員長】 委員会を再開いたします。

【宮本委員】 それでは、議案外所管事務の質問をさせていただきます。確認の意味も含めて質問させていただきます。

まず、資料の3ページですが、幹線道路の整備についてという形でありまして、これの確認です。西九州自動車道の暫定2車線、大塔インターから佐々インターまで、交通量が特に多い、事故も多発しているという形で、事故が起これ

ば本当に渋滞する道路であります。

この中で認識しておりますけれども、現在、無料区間である佐々インターから大塔インターまでを有料事業にしようという形で事業を進めていきますということがありました。これにつきましてはは有料にすることによって進捗速度といいでしょうか、進み具合というのは、認識としては早くなるということによろしいでしょうか。

【大塚道路建設課長】 西九州自動車道の暫定2車線区間につきましては、委員ご存じのとおり、従前から非常に交通量が多く、渋滞をしている状況の中で、県といたしましても、早期の4車線化というものを要望してまいった経緯がございます。

しかしながら、暫定2車線の4車線化というのは、全国にもたくさんの箇所がございます、非常にハードルが高いということで、ご存じのとおり、これまで全く進んでこなかった。

そういった中で、今回、無料区間を有料化することによって、それを実現しようという取組につきましては、現在、国の方でいろいろ議論をなさっている最中でございます。西九州自動車道のその区間が全国でも上位に位置するような交通量の多い区間でございますし、そのような2車線区間がたくさんある中で、本県が部会に呼ばれて、そういったご提案をさせていただいたということを考えると、国としてもこれは優先的に解決しなきゃいけないと考えている事案ではないのかなと考えております。

ということで、これまでのただ要望するだけという状況と比べると、幾らかは早く実現するのではないかとということで、今回こういったご提案をさせていただいたものでございます。

【宮本委員】 わかりました。

ところで、有料になることによって地元からの声といいましょうか、実際私のところには多々、道が拡幅できるのはいいんだけど、有料になるということに対してのいろんな声があるんですが、地元の方の反応といいですか、有料になることについての意見というのは何かありますか。

【大塚道路建設課長】 もともと地元の方から、このお話が上がってくる際にも、無料区間を有料化することについて、佐世保市、佐々町、こちらの方が議会、それから地元の自治会等と事前にこういったことで取り組んでいきたいというご協議をされて、その結果、一定の合意形成が得られたというふうに判断をされたものが県にお話があったという状況でございますので、県といたしましては、ある一定の合意形成はなされているものと判断しております。

当然のことながら、委員ご指摘のとおり、現在の無料区間が有料道路になるということで、料金抵抗というものは当然発生するわけですが、ただ、県としても、こういったご提案をする中で、できるだけ料金についての配慮をお願いしたいということも地元から聞いておりますので、そういった声は国の部会の中でお伝えしたところでございます。

【宮本委員】 わかりました。

料金設定とか、今の段階で幾らというような試算はあるんでしょうか。

【大塚道路建設課長】 この提案を受けて国としては、道路を賢く使う、それから暫定2車線をいかにして早く4車線化するか、そんなたくさんのスキームをまずはご検討されています。

その中のこれは一つですが、スケジュール上、方針が夏頃に出るということは聞いておるんですが、まだ現段階ではそれは出

てない。それが出て、その中に無料区間に有料道路を導入するというふうな仕組みを導入して、いこうというものが位置付けられれば、その後、制度設計が行われていくということになると思うので、その中でどの段階で具体的に料金の設定とか、そういったものが決められるかというのは、今のところちょっとわからない状況でございます。それは国の動きをしっかりと見据えながら、必要なことは要望としてお伝えしながらやっていきたいと思っております。

【宮本委員】 わかりました。

また、進捗状況等がわかれば、いち早く教えていただければと思います。有料になることによって、どういう形で動いていくかということとはしっかりと見ていかなければならないなど。4車線になるのは大賛成でありますから、引き続き要望の方を強くしていきたいと考えております。

もう1点、道路整備について、都市計画道路についてですが、佐世保縦貫線、国道35号の早期事業化についてお尋ねいたします。

これは、佐世保市からも重点項目として要望が県にも上げられてきておりますけれども、これも一つ確認という意味で質問をさせていただきます。

この問題は、佐世保縦貫線、国道35号未着手区間、潮見交差点から福石町交差点までの約710メートルの道路整備事業と土地区画整理事業というものの同時施工、そしてもう一つは、何といても土地区画整理の推進ということで、佐世保市からも要望は上がってきておりますが、いろいろ勉強するにつけて非常に長くかかっている懸案事項だなというのを感じます。

これまでも多くの議員が質問をしておられますけれども、この都市計画道路、国道35号につ

いて、昭和21年にたしか計画がなされたと。約70年たった今でも進捗がないという状況の中、国、県、市、踏まえていろんな見直しがあり、ガイドラインもつくり、そういった中で直轄国道35号なので、その決定権者は県にあるということも認識はしておるんですけども、この都市計画の決定権者が県であるということを考えた時に、果たして県の役割、県の役目、県がすべきことというのは、決定権者としてどういったことがあるのかということを確認させていただきます。

【池田都市計画課長】 35号の未着手区間についてのお尋ねでございます。この区間につきましては、先ほど、委員の方からもご説明がありましたとおり、昭和21年に計画決定をしています。その間、今までの間に戦災復興事業であるとか、区画整理事業で事業をやっておりますが、国道の整備もそれにあわせてやってきておるわけですけども、今の区間だけが残っているという状況でございます。

この点につきましては、長期未着手区間について、平成27年に見直しを行っております。その折に、国、県、市とも協議をいたしまして、長期的、将来的にも拡張が必要な道路ということで位置づけを行いまして、都市計画道路としての存続を決めたところでございます。

また、最近の動きですが、先ほどもご質問がありましたとおり、西九州自動車道の4車線化でありますとか、そういう要望も上がっております。そういう将来的な道路の整備のあり方も検討しながら、今後、本来は事業化をする国の判断があるわけですけども、事業化をするとなれば、国、県、市、一体となって実現に向けて努めてまいりたいと思っております。

【宮本委員】 この計画については、市との連携

というか、どうやっていきたいと思います、そういった協議というのはなされていますか。

【池田都市計画課長】正式に佐世保市の方から要望があったのが去年からということでございまして、その前段から議会の方でもいろいろなご質問があったりしております。

昨年度、区画整理と、それから道路事業をあわせた整備ということで、佐世保市からもご提案がっております。その件については区画整理の可能性の調査を行っておりまして、今年度はその交通量の詳細な分析でありますとか、それから、その実現性について検討を進めるということになっておりまして、その内容についてもうちの方からいろいろとお話をお伺いしながら、助言なり、あるいはともに考えるということで、国に協議すべきことについても一緒になって協議をしておるような状況でございます。

【宮本委員】約70年にわたり、本当におっしゃったとおり、佐世保駅前は大いなんですけど、この区間だけ狭まります。そしてまた広くなるという、本当にいびつな構造で、それによって渋滞も起こっているというところですよ。

そこの周辺の方にとっては、建築制限なんかもかかっており、いろんなものができないというもどかしさも非常に長年持っていちゃいます。先ほどからおっしゃるように、国と県と市との話し合いというのが基本になってくるのでありましょうけれども、昨年から市でも重点要望として上がってきたとはいえ、ずっと今まで解決できなかった計画道路ですので、進捗具合を早めるといいますか、そういった話をもうちょっと具体化したりとか、回数を多くしたりとか、もう一步実現に向けて目に見える形で、今年度、また進んでいただきたいと私自身は非常に強く思っておりますけれども、これについ

て見解をお聞かせください。

【池田都市計画課長】現在の動きとして、先ほど申しましたとおり、佐世保市の方で区画整理の可能性の調査というものをやっております。区画整理の手法がもしとれない場合にも、例えば交差点の改良であるとか、バスベイを設けるとかいう複数案の検討を行っております。それはそれぞれに課題があるんですけれども、そういった内容について、今年は佐世保市とも協議をしながら、どういった方向がいいのかということを検討してまいりたいと考えております。

【宮本委員】できるだけ、この要望に対しては最重点課題で上げられていますので、進捗をちょっと早めるというか、しっかり協議を進めて、早期実現に向けて、まずは大きな一歩を踏み出していいただきたいということを強く要望させていただきます。

次に、もう1点ですけれども、午前中もちょっと議論があっていましたが、これも今後、佐世保の主要幹線道路になろうかと思いますが、佐世保市が国際クルーズ拠点に選ばれました。2020年に浦頭に完成いたします。そうなれば、あそこの周辺が非常に渋滞になります。もう目に見えていると思います。浦頭からぐっと上がったところのぶち当たりのところは非常に危険な箇所、この前もたしか夏頃だったと思いますが、点検があっていたと思います。

そういったことを踏まえて、浦頭岸壁を踏まえて、そこの周辺地域の道路の一体化事業を進めていく必要があるというふうに、これはもちろん認識はされていると思いますけれども、2020年にクルーズ拠点ができる。そうなれば道の渋滞は必至だと考えますけれども、その周辺一帯の道路整備と岸壁整備の整合性といえますか、つり合い状況といえますか、今後こうして

いきたいという計画をお聞かせいただければと思います。

【大塚道路建設課長】浦頭港周辺の道路整備に関してのご質問でございますけれども、まず、浦頭港から国道202号線の浦頭交差点までの区間につきましては、一部2車線区間がございます、こちらについては市の方で整備をされると聞いております。

国道についてでございますけれども、本年1月に浦頭が国際クルーズ拠点に選定されたということを踏まえまして、その後、佐世保市と協議を行っております。

具体的には、クルーズ船入港時のバスの動向、それから、バスツアーのコース、乗客が観光に向かう際に必要なバスの台数ですとか、または関係する交差点付近の交通量、こういったことを佐世保市にお問い合わせをして、それを確認いたしまして、どのような道路整備が必要かということについても意見交換を行うとともに、それらをもとに県としてもクルーズ船入港時にどのような混雑が発生する可能性があるかなどの調査、検討を行っております。

当面、交差点改良など、平成32年度と聞いておりますけれども、浦頭港の供用までに何ができるのかということを早急に検討して事業化に結びつけていきたいと考えております。

【宮本委員】これについては、ハウステンボスが近くにありますが、そういった面で言うと観光客の方々に対して、しっかりとおもてなしという感じもあろうかと思いますが、道路整備はなかなかすぐにはいかないというのは承知しております。まずはしっかり計画し、そして、先ほどの国道35号と同様に、しっかりと市と協議をまた進めていただきたいというふうに強く要望しておきます。

それと、もう1点ですけれども、住宅行政についてちょっとお尋ねいたします。県営住宅のあり方といたしますか、今後の計画といたしますか、これは私のところにもよくある相談です。県営住宅に住まわれている方々、自治会がありますけれども、自治会の方々が高齢化しているという現状があらうかと思えます。

これは、全般的に言ってどうなのかという詳細はわかりませんが、そういった高齢化に伴って県営住宅の自治会の方々がさまざまな、例えば草刈りであったりとか、公園の整備であったりとか、そういったことに関して年齢が上がってきているものだから非常に厳しいという声がよくあるんですね。例えば、どこか別の業者に頼んで草を刈ってもらい、そういった時にもなかなか補助というのがない状況の中、町内会の財政も厳しい。今後、県営住宅も高齢化が進んでいくのではなからうかという皆さんの疑問もあるんですけれども、県営住宅における年齢の比率といたしますか、難しいかと思えますけれども、そういったものは統計か何かありますか。

【三原住宅課長】県営住宅の入居者の中で、名義人でございますけれども、60歳以上の高齢者の方は、平成29年8月現在で全体の52.6%になっております。5年前の平成24年8月では43.6%でしたので、9%程度高くなっておりますので、今後、ますます上がっていくのではないかなと考えております。

【宮本委員】半数ですよ。そんな感じかなという気もするんですけど、その中で町内会の活動に今後影響が出てくると思います。現在でも声があるぐらいだからですね。

だから、ほかの県というのはなんでしょうけれども、午前中もちょっと議論があっ

たが、今、県営住宅1万2,500戸ある、そのうち空き家が1,064戸、そのうちの政策空き家が373戸、よって単純な空き家は691戸という答弁があっていたかと思います。

この単純空き家691戸に対して、午前中もちょっとあっていましたけれども、これは滋賀県の取組なんですけど、滋賀県は若い方々に低価格で貸し出しをして、その若い方々は町内会の行事に参加をするというのを必須条件として貸し出しているという取組も他県ではあっているみたいなんです。

今後、こういったことが可能じゃないのかなという思いがあって、若い方々、学生であったりとか、もうちょっと垣根を低くしていただいて若い方に入っていただいて、町内会の活動が必須条件ですよというようなことをすると、そういった長期的に起こる問題も解決できるのではなかろうかという私自身の単純な考えですが、今後、この単純空き家は増えてくる可能性もあると思うんです、今、691戸という形なので。これを有効に活用するためにも、そういった考えというか、計画というか、そういったものは考えられないかなと思うんですけれども、これについての見解をお聞かせください。

【三原住宅課長】 公営住宅につきましては、公営住宅法によりまして、住宅に真に困窮された同居親族のいる低額所得者のための施設でございまして、例えばそれ以外の方を入れるとなると、特定入居ということになってしまいます。公営住宅法をまず遵守して、規定されたとおりのところで求めていく。その中で、例えば新婚世帯であったりとか、ひとり親世帯であったりとか、そういう特定入居については認めていきたいと考えております。

【ごう委員長】 ほかに。

【堀江委員】 それでは、石木ダムについてお尋ねしたいと思います。

まず、2017年8月、長崎県建設企画課が発行元になっておりますけれども、「DOVOC通信ながさき」、これは裏表紙に土木部長の新任紹介がされている8月号ですけれども、年3回発行と聞いておりますが、1回の発行で県民の税金は幾ら使いますか。

【佐々建設企画課長】 申し訳ありません。手元に資料がありませんので、取り寄せてお答えしたいと思います。

【堀江委員】 事前にお尋ねしましたら、1回の発行で22万8,120円使いますという話を聞いておりました。

そうしますと、同じく「つたえる県ながさき」で、これは9月号ですけれども、毎月発行しておりますけれども、これは52万部発行しますよね。では、この予算についてもお存じないですか。

【浦瀬河川課企画監】 1号当たり約800万円と聞いております。

ちなみに、総務部の広報課が窓口になっているかと思います。

【堀江委員】 ありがとうございます。1回に800万円かかるということです。

今回、石木ダムについて、いずれも早期完成をという形の編集を「DOVOC通信ながさき」、それから「つたえる県ながさき」の両方でしてありますが、私のところに、県民の世論には賛成、反対の両方があるこうした事業について、一方の見解だけに県民の税金を使うのは納得できないという声が寄せられておりますが、こうした県民の思いに対しての見解をまず求めます。

【浦瀬河川課企画監】 広報誌につきましては、県民の皆様にご理解が深まりますように、わか



りやすい内容で作成し、今回も両広報誌に掲載させていただきました。

この広報誌の内容につきましては、土木部、技術だけじゃなくて、事務の方から見て、なるべく端的に理解しやすいようにということで、内容についてはかなり検討した結果、県としましては今の案で掲載させていただいたということでございます。

【堀江委員】 この説明文の中で、理解を深めることが県民ができるようにということと、十分に文言の内容についても検討して記載をしましたという答弁でした。

そこでお尋ねしますが、この説明文の中で、「現在、この工事現場においては妨害が繰り返されています」というふうにあるんですけれども、この妨害というのはなぜ妨害となるのか説明を求めます。

【浦瀬河川課企画監】 現場におきまして、まず私たちが妨害行為と言っている行為につきましてちょっと説明をさせていただきます。

以前から、Aゲートといいますけど、現場に立ち入る場所につきまして、そこについては県道敷と県が買収した国の用地のところがございます、そこを工事車両が通行できるようになっているんですけれど、そのゲートの前で妨害をされています。

ここについては、以前、通行妨害の仮処分ということで裁判所の方に委ねましたけど、その結果については、16名の方がそれに当たるということで仮処分の決定を受けております。

ということで、県としましては、よく抗議活動と言われますけど、そこについては県の認識としましては妨害行為と思っております。

さらに、8月からまた工事を再開しているんですけれど、最近は中に早朝から入り込まれまし

て、それで重機の周りに座ったりとか重機の下に潜り込んだりといった非常に危険な行為をされています。

これについても、工事の続行禁止の仮処分というのが、以前、相手方から起こされた裁判でも却下になっていますので、この2つの裁判の結果からも、県としましては妨害行為、これは抗議とは違うんじゃないかと思っていまして、現場でも妨害行為に当たりますので、この場ではなくて外でやってください、そういうことで丁寧にご説明をさせていただいたと思っております。

【堀江委員】 裁判所のお墨つきがあるから、仮処分の決定が出たので妨害行為と呼ぶんだというふうな答弁でしたけれども、現場では、結局、県が取得した土地で県は工事をやっているから、そこでいわゆる抗議行動をすることは妨害だということをこれまで言ってきましたけど、そういう理屈はないわけですか。

【浦瀬河川課企画監】 当然、工事現場については、ほかの工事についても立ち入りを規制していますので、議員が言われるとおりだと思っています。それも含まれていると思っています。

【堀江委員】 付替道路は、県が取得した土地の部分から工事を行うと理解しているんですけれども、いわゆる抗議行動をする県民の皆さんの思いとしては、付替道路というのは、私が申し上げるまでもなく、1工区、2工区ということできずっと距離がありますよね。道路というのは、最終的につながらないと使えないわけで、ここで道路をつくっても、これがつながらなければ道路になりませんよね。

反対をされている、抗議行動をしている皆さんは、確かにここは県が取得した土地だろう。しかし、それが続くのかと、続かないでしょう

と、途中で反対地権者の土地があるじゃないですか。その人たちは売らないと言っているわけだから、結局、その工事は、ここでやったにしても、これは続きませんよ、つながりませんよと。だから、今の時点でそういう無駄な工事はやめてほしいということで抗議をしているというふうに地権者の皆さんは、反対をされている皆さんを含めて言っているんですけれども、つながらない道路をつくっている県こそ、これはおかしいんじゃないのという意見についての見解を示してください。

【浦瀬河川課企画監】今行っている工事につきましては、石木ダム事業のために行っている事業で、県としましては、非常に重要な事業と思っていまして、治水、利水の面からぜひつくりたいといけない工事だと思っています。

ただ、この件につきましても、工事続行禁止の仮処分というのが出ていまして、その結果が却下となっていますので、県としましては、それをやめる理由というのがまずないかと思っております。

【堀江委員】県がやめる理由がないというのは、それはそれ、私が言った質問ですよ。私が言ったのは、同じ道路でも、これはつながらないと道路じゃないでしょうと。だから、確かに今やっているところは県が取得した土地でしょう。でも、付替道路にかかる用地には地権者が反対している用地もあるでしょうと。だからつながらないじゃないの。つながらない道路をつくること自体が、これはおかしいんじゃないのと。だから抗議行動をしているという県民の見解に対してどうですかというのを質問したので、そのことについて答弁してください。

【浦瀬河川課企画監】石木ダムは、防災上、行政の責務上、必要不可欠な事業でございまして、

近年の豪雨災害、関東の方の渇水被害から見て必要な事業ですので、（発言する者あり）県としましては、この事業はやめることなく進めていく事業だと思っております。

これについては、残る地権者はおられますけど、ぜひご理解をいただいて事業を推進したいと思っています。

【堀江委員】私が言っていることに答えてないじゃないの。ダムが必要だということはわかりますよ。そのために税金を使ってやっているんでしょう。私が言っているのはそういうことじゃないの。ダムが必要か否かの問題じゃなくて、道路というのはつながらないと道路じゃないでしょう。今やっている工事は、確かに県が取得している土地でしょう。だけど、この道路は全部つながりますか。途中で反対地権者の土地があるでしょう。この人たちはずっと反対しているのよ。それなのに、できない道路をつくるということが、これはおかしいんじゃないのという県民の声がある。そのことについてどう思うか。3度も質問しているんですから、そのことだけ答えてくださいよ。要は、できない道路でもやるということを言っているの。答弁してください。

【吉田土木部次長】反対地権者の方のお気持ち、また、今の堀江委員のお気持ちとしては理解できますけれども、しかし、事業に反対の意思表示をするのに、県が平穩に取得をして、今現に工事を現場を進めている中に立ち入ってまでの妨害をするというのは、やっぱりこれは工事を進めるに当たって、反対されている地権者の方についても危険が及びますし、工事を進捗する県あるいは工事の作業員にとっても危険が及びます。工事現場の外で抗議活動をされるのは自由だと思いますし、これは止めることはできな

と思います。しかし、その作業の現場に立ち入って、重機のショベルカーのショベルの中に座り込んだりとか、そういう形で実力行使をした形での抗議活動はいかななものかと考えております。

【ごう委員長】堀江委員の質問に対する答えではないと思いますので、道路のことについてのお答えを。

【堀江委員】次長、私が質問しているのは、私が言っていることは間違いですか。つまり、ここは県が取得した土地ですよ。付替道路はここだけじゃないでしょうと。距離数はいろいろあるから言いませんけど、でも、付替道路は全部つながらないと付替道路じゃないでしょう。付替道路の中には反対地権者の土地もあるでしょう。反対地権者は反対しているんですよ。そしたら道路はできないでしょう。だから反対地権者の方は、最初から抗議行動、やめてくださいと言っているんですよという、この問題について答えてくださいよ。

いやいや、堀江委員、違いますと。もうこれは全てつながりますよということを言っているの、全部取得できますよということを言っている、そこからまず言ってくださいよ。どこで何をどういう行動をするか、そういう見解を求めているんじゃないの。付替道路はつながるんですか。

【吉田土木部次長】建設工事というのは順を追ってやってまいります。その順を追ってやっていく中で、隣の敷地の方が反対をされている。しかし、今の建設現場というのはA工区で、今現に工事を進めているわけですが、隣の敷地の工事が反対だからといって現工区のところに入って妨害活動をするのはいかななものかと申し上げています。

【堀江委員】つまり隣の敷地は反対している、

隣の敷地があるということですね、付替道路の中に。付替道路の中に今でも取得ができない、反対地権者の土地があるということではないんですか。そこを答弁してください。

【吉田土木部次長】それはおっしゃるとおりでございますが、まさに裁判所の方が、現在の工事の差し止めを仮処分で認めなかったというのは、そこに理由があると思います。

【堀江委員】仮処分のことを私は言っているんじゃないんです。要は、お墨つきと言いたいのだろうけど。私はそういうことを言ってなくて、要は、この道路はできないでしょうと、反対地権者の皆さんはね。だから、できもしない道路は最初からやめるべきではないのかという、これは指摘なんですよ。

結局、私が言ったように、道路はできて道路ですよ、ずっとつながらなければ。けれども、その付替道路の中には反対地権者の土地もあるんでしょう。できないわけですよ。それを、さもこの道路が、ここが反対していることによって妨害だと言いますが、反対地権者の皆さんにしてみれば、確かに反対地権者の土地には入っていないけれども、そこに入るまでにそれはもうやめてほしいという思いで反対行動をするというのは、私は率直な思いではないかと思います。

例えば、同じではないかもしれませんが、沖縄の辺野古の新基地建設だって、国が認めても沖縄の人たちは基地はつくらせない、そういう人たちが反対をしています。もちろんこれが同じ事例とは思いません。

しかし、私は、反対地権者の皆さんの思いを聞く時に、ここまでできてしまえば道路がつくられるということになるので、先が見えている。できないでしょう。だから反対をするんですよ。

私はその地権者の皆さんを、次長は一理あるというふうな思いも言われましたけれども、明らかに県民にも正しく伝えるべきですよ、そこら辺は。いかにも全部県が所有して、この辺の全部が県有地で付替道路もできるのに反対地権者の抗議行動でできないみたいな、違うでしょう。この道路はできないでしょう。できるようにするかもしれませんが、地権者の皆さんが反対しているんですから。そういう認識でいいですか。要するに、付替道路は反対地権者の皆さんの土地があって、ここについては、これからまた協議というか、反対地権者の皆さんとかかわっていくという認識でいいですか。

【浦瀬河川課企画監】今行っている付替道路工事につきましては、県としましては、ダム本体工事をつくるための1期工事として現道にタッチするまでの間の道路と思っています。その間について、町道に隣接しますが、その間までは全て取得した土地、その2工区、その上流側については、ダムの完成までに行う工事なんですけど、そこについては、まだ委員が言われるように反対されている方がおられます。

ただ、何度も言っていますけれども、県としましては、石木ダム事業については必ずつくらないといけない事業でございまして、そこについては何とかできるように努力してまいりたいと思っています。

【堀江委員】要は、この県道工事、付替道路につきましては、もちろん今、長崎県が自ら取得した用地について工事をしているということについては理解いたしますけれども、反対地権者を含めまして、工事をやめてほしいという皆さんにとっては、先の、まだ県が取得できていない部分についても、これは付替道路の用地でありますから、その用地が取得をされない状況の

中で無駄な工事はするなということでの抗議行動を行っているということを理解していただきたいと思います。

もう一つですが、「8割の人に合意をいただいた」とこの中でも書いていますね。でも、逆に2割の人は合意が得られていないでしょう。中村知事は、先の本会議の一般質問の中で、公平公正な県政、人を大切にすること、思いや痛みに関心に応え、少数を無視することではなくということ、県政運営に当たっての思いを答弁いたしました。その中村知事の答弁からも、この2割の人たちということ、土木部はどのように思っているのか。ダムは要らない、ふるさとに住み続けたいだけという反対地権者の思いや痛みを見捨てるということですか。

【浦瀬河川課企画監】2割の方につきましては、どういう理由でというのは、私どもも現場の方に出向いて、なるべく一人一人と、どういう考えを持っているかというのは、特に最近現場に出向いて話を聞かせていただいています。その中で議員が言われたように、本当にここに住みたいんだということを強く言われていますけど、やはり県としましては、行政の責務としてぜひつくらないといけない事業ということで、そこについては何とかお願いをしたい。理解していただくというのは難しいんですけど、協力していただきたいということを考えています。

それと、日本の国家というのは法治国家ですけど、公共の利益の増進と私有財産とのバランスによってどう進めるかという考えもございまして、やはりここは何かご理解をいただきたいと思っています。

【堀江委員】何とかご理解をいただきたいということであれば、川棚町も知らない間に、県道の拡幅工事と言いながら詰め所をつくったり、

夜中であつたり、明け方であつたり、そういう時に重機を運んだりとか、そういう姿勢というのはご理解をいただくとはとても思えませんけど、それはどうですか。

【浦瀬河川課企画監】 工事につきましては、平成26年に入った時から地元の総代等を通じて、こういうふうに入りますということはお知らせ等で、チラシ等でも周知させてもらっていますけれども、もともとAゲートというところから入るということで、そのチラシも書かせてもらいました。

ただ、そこで、私たちは妨害と思っていますけれども、抗議活動、妨害活動がある中で、なかなか安全に配慮して入ることができないということで、やむを得ず入っているということでございます。

前回の質問でも、この議会でもございましたが、町の方は事前に聞いていないという話もございましたけど、夜中に入ると言ったら、また妨害に来られる可能性があるということで、そこについては現場に入った後に町の方にはちゃんと報告をさせてもらってまして、そこについてもご理解をいただいています。そういう状況でございます。

【堀江委員】 時間になりましたので、この文章、つまり、「つたえる県ながさき」の中でも、「昭和50年以降、たびたび渇水の危機に見舞われています」というふうな文言がありますけれども、佐世保市民の皆さんと私もこれまでの資料を見せていただきましたけれども、深刻な渇水、いわゆる断水については、この40年間に2回だけですし、平成6年度の大渇水以降、この20年間断水は一度もありませんし、平成19年度以降、この10年間、減圧給水制限もないということを考えた場合に、私は、今後も漏水減少に力を入

れて、雨水や再生水の利用を促進することが重要であると思っています。

いずれにしても、川棚川における過去の洪水被害は、河川改修により対応することができすし、人口減少が進む中、佐世保に新たな水源は必要ではなくて、石木ダムは不要であるということを、改めて私の見解を申し上げて終わりたいと思います。

【中島(廣)委員】 堀江委員からこれだけ言われたら私も言わなきゃいかんから。

取付道路の今の進捗状況はどのくらいですか。

【浦瀬河川課企画監】 新聞等でも出ていますが、1工区に対して1割から2割程度だと思います。

【中島(廣)委員】 あれだけ期間をかけて取付道路をやっているのに、まだそれだけですか。それはやはり地権者の方々の妨害が原因ですね。

【浦瀬河川課企画監】 県としましては順調に進めていきたい事業でございますけど、先ほどから言っていますとおり、現場の中に入ったりしての妨害行為がございまして、最近は警察通報等も行っているんですけど、進捗的には順調とは言えませんが、一步一步進めている状況でございます。

【中島(廣)委員】 先ほどの堀江委員の発言の中で、どうせできない道路になぜやるかと。どうせできないなら地権者の方々は妨害とかせずに傍観しておけばいいんですよ。県有地の工事をやる、どうせできないんなら、そういう思いなら妨害なんかしたらいいんですよ。傍観をしておいてください。

それと、一つは、県有地の取得した中に、工事を進めようとする重機の中に反対者の方が座り込んだり、警察は何も言わないんですか。どうしているんですか、警察には。

【浦瀬河川課企画監】 県としましては妨害行為と思っていまして、これについては110番通報をさせていただいています。今日まで20回ほど警察の方をお願いしまして、現場に来られて、非常に危険な行為については説得をしていただいています。

それと、県としましても、とにかくここは危ないですから、重機の周り、近くは危ないということで、場合によっては動いている重機に近づいたりするんですね。そこは本当に職員の数を今増やしていまして、立ち入らないようにということで、妨害を止めるような行為もとっているんですけど、どうしてもそれをやめないということで、弁護士等にも相談の上、県としましても、非常に危険な行為については、県の職員の方で重機から横に移動させたりとか、そういうこともさせていただいています。警察にもかなり説得はさせていただいていますし、以前にカメラ等を壊された時は被害届も受理させていただいて捜査等もさせていただいているものと思っています。

【中島(廣)委員】 そういう県の取得した土地に、他人の土地に入り込んでやるということは本当にだめですから、警察にももう少し強く注意を与えていただくようにやることです。

それと、本当にそういう危険な妨害行為をされるなら、さっきから言われるように、区域外で傍観をしておいてくださいと。県有地分まではちゃんと仕事はやりますよ。そうしなければもう何年ですか、1割、2割とは。水は必要なんです。人口が幾ら減ろうと、水はあり余ってよかと。それがなければ町は発展しません。何回も言います。企業も来ません。だから水は必要です。あり余るだけの水を確保することが今から本当に大事です。

それと、ここにも書いてあるように、今回の大雨で壱岐が石木ダムの計画雨量を上回ったと。本当にあの時、もし川棚で虚空蔵の近くでああいう雨が降ったら大変なことですよ。ですから、しっかりと石木ダムの推進はやってください。

そして、そういう妨害行動は、ぜひ堀江委員をお願いしたいのが、地権者の方々に、県有地に入り込まないで、重機の中に入らないで傍観をしておってくださいと。どうせ道はできないんでしょうと。今、堀江委員が言われたことをそのまま地権者に、傍観をしておきなさいと、そういうお願いをしてください。しっかりと県有地の中の工事は進めてください。決意を。

【浦瀬河川課企画監】 警察には、まず法令に基づき適正に対処していただくようお願いしたいと思っています。

それと、今現在、職員についても、石木ダム事務所で職員が足りませんので、本課とか地方機関から応援を頼んで体制を整えて、とにかく工事を進めるということを第一に現場は頑張っていますので、引き続きこの体制で頑張りたいと思っています。

【ごう委員長】 ほかに質問はありませんか。

【高比良委員】 それでは、海砂ばかりやっているようだけれども、今回、大変な事故が起きたので、葵新建設の砂利採取運搬船の沈没事故について質問をいたします。

まず、県で現時点で把握をしている事実関係について、説明をお願いします。

【天野監理課長】 事実関係でございますが、まず、海砂の採取でございますが、沈没の前日、8月21日早朝からお昼過ぎまで、壱岐の石田町印通寺沖で、採取予定数量2,600立米を採取いたしております。

採取後、当日の夕方、除塩作業のために田平

の方に行きまして、除塩のための真水を積み込みまして、それから当日夜に事故現場の平戸市沖の横島というところで、翌朝まで待機をするといったことをしております。

その中で翌朝、早朝といいますか、深夜午前3時過ぎですが、当日に向けての出港準備を行っていた中で、突然船が傾き始めて、排水を行おうということでエンジンを始動しましたが、間に合わずに右に傾いて沈没をしたということでございます。

沈没は、それから速やかな時間で沈没しております、結果的に乗組員6名のうち3名は救助されましたが、3名がお亡くなりになったといったことでございます。

事実関係は以上でございます。

【高比良委員】造船関係の技術者に言わせると、バージ船の構造上、二重底になっていると、転覆はあっても通常は沈まないというふうに言われているんですが、沈没原因については、いつはつきりわかるんですか。

【天野監理課長】沈没原因につきましては、国土交通省の運輸安全委員会の方でも調査がなされておりますが、現時点では、まだ原因が判明しておりません。どの時点で判明できるかという見通しもちょっとまだということでございますが、私どもも会社の方から聞き取り調査をいたしました。高比良委員ご指摘のとおり、船底にバラストという船のバランスをとるための船倉があるわけですが、バラスト付近、バラストから浸水をした、例えば底に穴が開いたというだけでは沈むことはない構造になっているところとは私たちが確認をいたしております。

それから、船体の腐食等を防止する対策などとしまして亜鉛版を設置しているということもございまして、一部の報道等では、そういった

船底に穴が開いてといった報道もあったようでございますが、現時点では、原因もはっきりなっておりませんし、会社の方でもまだ、そのところはつかみかねているといった状況でございます。

【高比良委員】海上保安部と運輸安全委員会の調査結果というのを待たれるところでありますが、さりながら、沈没原因の追究というのは、県は一切やらないんですかね。海砂採取業の許認可官庁としての対応をどうするのかということをお尋ねしたいわけですが。

今回の沈没事故というのは、今説明があったけれども、別に海が荒れていたわけでもなく、波が高かったわけでもないんだよね。それなのになんで、何もしない真夜中に大きな船が沈んでしまうのか、よくわからんわけですよ。これはわかるように説明をしてもらわんといかんと思っている。

私はこれまで言ってきたけれども、海砂の過積載とか、要するに積み過ぎが原因じゃないか、そんなふうに言われたりもしている。普通、何もしないで勝手に一人で大きな船が突然沈むわけでもないわけであって、原因追究はやっぱり許認可官庁としての県としても行うべきだと思いますけれども、再度答弁を求めます。

【天野監理課長】船舶の安全運航に関しましては、基本的に船舶安全法の規定での縛りがあるかと思います。これにつきましては、国の運輸支局によりまして5年に1度の定期検査、これは精密検査ですが、その中間年に中間検査、簡易検査を受けることとなっております。

それらの手続につきましては、今回の葵新建設の沈没船は、きちんと直前まで検査を行われていたということを確認いたしております。

それから、安全運航に関しましての県の役割、

確認でございますが、私たちもそういったところで事情をいろいろ聞いてみました。ただ、県の砂利採取法では、砂利採取計画の認可、採取行為の許可といったところでございまして、聞き取り内容におきましては、採取計画の違反は今のところ何ら確認できておりません。

そういった面で、例えば、県で行政処分の対象にはできないと思っておりますし、また、県は安全運航のために何ができるかというところでございますが、例えば、長崎の海上保安部、それから佐世保の海上保安部、長崎の運輸支局、こういった関係機関ともいろいろ意見交換、情報交換等も行っておりまして、そういった中で、例えばそれぞれの機関が業界と意見交換をしたり、いろんな広報、周知活動を行ったり、それから長崎の運輸支局は立入調査も直後に行っていると聞いております。

そういった中で、県も今週末から、葵新建設に限らず、全ての採取業者に対して、順次、立入調査をしまして、安全対策がどのように行われているか、そういったところの確認調査を行いたいと考えているところでございます。

【高比良委員】 事情聴取をやって、採取計画の違反は確認されなかったというような話。それで、船舶の検査も受けていたという話。それと、今回の事故を教訓として立入調査をほかの船舶に対しても行っていろいろ現状を把握すると、そういう話が今ありました。

問題は、検査を受けていたというけれども、プッシュャーバージ船は、現在、船舶検査対象外になっているんですね。海事検定協会の検査対象船であれば、今回のような事故は起きなかったんじゃないかという指摘も行われているわけです。それで、ほかのバージ船というのも、基本的には、建造の年月というか、時期が大体

同じぐらいなんです。

だから、今回の沈没原因が明確になって、その原因追究をして改善をするというような措置がとられない限り、そのままであれば、他のバージ船だって今回のような事故を起こす可能性も十分あるわけです。

それで、例えば、土木とか建設あたりの入札で落札をした請負業者というのは、従業員を作業中に死亡させたりとか、大きなけがをさせたりとか、そういうふうなことがあった場合には一定期間、入札には参加できないというか、あるいは業務停止命令とか、そういうふうな措置が講じられるわけですね。そういったところと比較をしてみると、今回、原因がまだ明らかではないと言いつつも、こういった重大事故を発生させてしまったというようなことを、採取の許可を与えている監督官庁として、そのままでもいいのか。採取の、操業の違反はなかったと、そのことだけで済ませるということで、それでよしとするのか。そこら辺の問題だと思っているんです。やっぱりそこは、県としても責任ある対応をすべきではないか。

例えば、今回の事故の重大性に鑑みながら一定期間、操業停止をさせる、あるいは事故の顛末書をしっかり出させる、あるいは今後の安全管理についての計画書をしっかり出させるとか、そういうふうな何らかの行政措置をきちんと講じるべきではないかというふうに考えているんですが、この辺についてはどう考えますか。

【天野監理課長】 先ほどちょっと申し上げましたが、砂利採取法の観点からは、現時点でございまして、安全管理に関する瑕疵は確認できていない。それから、採取計画の違反も今の段階では確認できていないということで、現時点では行政処分の対象、1週間の操業停止等もこれ



は行政処分にあたりますので、今の段階ではそこまでは至らないかなと思います。

それから、バージ船の検査のことに関してでございますが、委員ご指摘のとおり、今回、押し船が第6あおい丸、バージ船、台船の方が第8あをい丸ということで、台船につきましては法定義務はございませんが、当該葵新建設におかれましては、押し船とあわせて自主的に整備を行っていたということを伺っております。

それから、車で言えば車検にあたります運輸支局の法定検査が平成26年にあっておりますが、その直後にも台船も含めて県の方でも船舶の現地調査も行っております。その段階では、何ら問題となるような点はわかっておりませんが、それは現時点でございますので、現に3名の方がお亡くなりになっているわけでございますから、砂利採取法の第41条というものがございまして、その中でも砂利採取業者に対する指導といったものはございます。

そういった中で、現在はまず事故防止に対する取組の周知徹底、それから、事故が発生した場合を想定した避難訓練など、そういったことに関しまして、海上保安部など関係機関と連携して意識の高揚を図ってまいりたいと考えております。

また、今後、国の運輸安全委員会等の調査におきまして、何らかの業者の責任に帰するような原因が発見された場合は、改めて行政処分の検討もしなければならないというふうに考えております。現時点では以上のとおりでございます。

【高比良委員】 今の答弁の中で、運航管理者、会社の瑕疵がなかったという断定の仕方をしてるね、現時点で。瑕疵があったかどうかというのはわからない。

過失による注意義務違反があって、あるいは

その他の何らかの人為的な取り組み方の間違いがあって、そういうことを原因として今回のような重大事故につながったというふうなことが、果たして本当になかったのかどうかというのは確認できていないわけです。そういう意味で、「瑕疵がなかった」というふうな言い方をするというのは、私はいかがなものかというふうに思うんですよ。

そこで、その辺を原因追及してしっかり検証していくためには、船体の引き揚げというのはどうしても不可欠だと思っているんですが、葵新建設は、当初は船体引き揚げしますというふうな話をしていたんですね。ところが、どうも最近はそうではないという話も聞いているんだけれども、この辺についてはどう把握していますか。

【天野監理課長】 葵新建設に対しましては、8月30日に、同社の代表取締役社長、それから船舶課長をお呼びしまして、いろいろ事情調査をいたしました。

その中で、先ほど、瑕疵がなかったという表現に関してのこともちょうとご指摘いただきましたが、そのヒアリング結果を踏まえて、現時点では瑕疵は確認されていないということでございまして、今後また、先ほど申し上げました会社の立入調査を行っていく中で、本当に瑕疵があったのか、なかったのか、その点の確認はまた再度、調査をしてまいりたいと考えております。

それから、そのヒアリング調査の際に、船体の引き揚げにつきましてもお尋ねをいたしました。引き揚げについてどういう内容で行うかにつきまして、サルベージ会社、保険会社と検討しているというところでございます。

海上保安部の方からは、引き揚げてもらいた

いという希望はあるようでございますが、明確にそこまで引き揚げてくれといった依頼があったわけではございません。少なくともそういったところで、具体的に引き揚げ時期等は未定でございますが、引き揚げに向けて具体的に検討しているということを伺っているところでございます。

【高比良委員】現時点においてはまだ調査が未了であるから、瑕疵があったとまでは確認をしていないという話なんですね。

だから、要は、何が原因でこういった重大事故が起きたかというのはまだわかっていない。そうであれば、さっき言ったみたいに安全操業を確保すると、要するに海域関連条例だとか、海砂採取事務取扱要領とか、そういったものを運用する責任ある行政官庁として、不測の事態が生じないように、そこをきちんと検証し、改善措置をとるというまでの間、一定期間、そこはしょうがない、ペナルティと言われても。だから、そういうふうな操業を自粛させる、あるいは止める、あるいは海上保安庁や運輸安全委員会の調査に委ねることだけではなくて、自ら積極的に調査をして必要な措置を講じさせるというふうな、そういうことが、そもそもは許可から始まっているわけですから、必要なことではないかなと私は思うんですね。どうも率直に言って甘いような気がしてならないんですよ。

繰り返しになるけれども、今回の事故はただの沈没事故とは到底思えないわけですよ。そもそも、いい天気の日突然、船体がなぜ傾き出したのか。なぜ停泊中の真夜中に突然沈んだのか。なぜ岸壁ではなくて沖合に停泊する必要があるのか。真夜中にもかかわらず船員が起きていたというのは、なぜ起きていたのか。そもそも犠牲となった船員も寝ていなかったという

ふうに聞いているわけです。全く不可解なことが非常に多い事例なんですよ。

だから、そういった疑念というか、全く不明なことに対して、いずれにしてもやっぱり沈んだ船体を引き揚げなければ、沈没した本当の原因がわからないんじゃないかと思うんです。

これは、漁協も、新松浦漁協ですけれども、油の流出等があつて、引き揚げてくれといったことを強く要請しているわけだね。

そういったことも手伝って、当然事故を起こした業者は引き揚げるべきだと思うんだけど、引き揚げなくても、それは業者がすることだからということで一任しておつていいんですかね。これは必ず引き揚げろということを強く申し入れをすべきじゃないかと思うんだけど、その辺はどうですか。

【天野監理課長】先ほど申し上げましたとおり、8月末の代表取締役からのヒアリングでは、現在、具体的にサルベージ会社等と検討を進めているというお話を伺っておりますが、それはまあ、その時点での話でございまして、今後、会社がどういう判断をなさるのか。先ほど申しましたとおり、具体的に立入調査もすることにしておりますので、もう一切しなくていいと決めつけるわけではなくて、また今後の状況を見ながら、そこは考えてまいりたいと思います。

ただ、私たちも、もし引き揚げろということを示すのであれば、そう言うための法的な裏づけ、根拠法令が必要ですので、そういったところも含めて、どこまで県が言えるのか。

それから、安全運航は、やはり船舶安全法を所管している運輸支局、海上保安部等が主でもございますので、そういったところとの意見交換を踏まえながら、予断を持たずに、決めつけずに、また検討してまいりたいと考えておりま

す。

【高比良委員】法的根拠という話になったけど、法的根拠があれば当然にそれに基づいた措置を講じるべきだけれども、そうじゃなくても海砂採取許可を出した責任ある立場として、二度とこうした不幸な重大事故を生じさせないように、行政指導として原因追及のために積極的に対応するということを指導したらどうかということを行っているわけです。

これはだから、さっき言った漁協あたりからの要請もある。同じく海上保安庁とか、そっちの方からもそういう要請はあっているはずだと思うんだけど。

もう事故が起きて1カ月以上たつわけです、1カ月以上。3人も死者を出しているわけです。それを、言ってみれば会社側の曖昧な対応というか、表面的なことだけで終わる。これを終わらせるようなことがあったら絶対にいけない。

さっき言った、船舶検査の対象外にもなっているようなことについても、同じような船舶ばかりだというのであれば、事故が起きる可能性があるんだから、そこはやっぱりきちんと、海事検定協会で行っているような検査をやらせるというのを条例化していくとか、あるいは原因がはっきりするまでは一定期間、操業を自粛させるというようなやり方を行政指導するとか、あるいは安全管理対策についての現時点での今後の措置についてどうするのか、そういうふうな計画書をしっかり出させるとか。県としても行政指導をしながら、二度とこんな重大事故を起こさないような取り組みを、これでもか、これでもかというぐらいにやっていくということとあわせて、業者の方ももっと責任ある取り組み方を、これは砂利協会も一緒だと私は思います。配分とかいろいろな問題がある中で。そこ

もやっぱりきちんと責任を、襟をただして今回の問題について正面から向き合うというようなことが必要だと思っています。

そうしないと、このことが何かうやむや、曖昧なままに、事故が起きてからその後、何の報道もない、何らアクションもないという中でうやむやなままになったら、これはもう大変な問題だと思っています。

どうぞこの辺は、法的根拠という話もあるけれども、そうではなくて、さっきから言っているように、やっぱり許可権者として操業の安全を守る、適正な運用を確保する、そういうことを担っている立場として、もう少し積極的な取り組みをしていく必要があるのではないかなと。県としても責任ある対応をより明確にしていくなとか、この辺が求められているのではないかなと思いますが、押し問答になったらいかんので、基本的な立ち方について、部長の方でまとめて答弁してください。

【岩見土木部長】海砂採取に関して、県の役割といいますか、責任といいますか、それは砂利採取の許可を行うと。その中で、安全についてもきっちり指導していくというのはあると思います。

ただ、この件につきましては、先ほど監理課長が説明していますとおり、運輸支局あるいは海保だとかと十分連携してやっていけないことであると思っています。その中で、それぞれの行政で果たすべき役割というものがあるわけでございまして、十分情報交換をしながら、そして、こういった事故が二度と起こらないように、今のところは原因がまだはっきりしていませんが、こういった原因をはっきりさせないと、今後どう対応していったらいいかというふうにつな

がっていかないで、ここにつきましては、まだ引き続きの事項でございますけれども、しっかりと連携をとるのが基本でございます。その中で県としても、今後の安全確保のために、前向きに積極的に意見交換していきたいと考えております。

【高比良委員】とにかく、非常に不可解な、そういう進み方ですよ。ですから、ここはやっぱりしっかり関係機関と連携して、検証、把握をする、原因究明をするといったことを抜かりなくやっていくと。その上で、今後必要な措置については、二度と起こさないように積極的に対応をとるといったことについて、ぜひ取り組みを強くお願いしたいというふうに思いますから、そのことを皆さんがそういう責任ある立ち方をしてやっていくということを信じて今後の対応を委ねたいと思うので、よろしく願いをしたいと思います。

ここまでにしておきます。

【ごう委員長】ほかに質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。

【池田都市計画課長】午前中の宿題がございました深堀委員の質問に対しますご説明をいたします。

今から資料を配らせてください。（資料配付）

まずもって、事前に詳しい説明をしなかったということについてお詫びを申し上げます。

それでは、資料に基づきましてご説明をいたします。

まず、一番上のところがスケジュール的なところの経過でございます。主には工事契約と、変更の内容が大きかった補強擁壁工、これにつきましては地元説明が絡んでいる事項でございます。

それから、土工につきましては、岩盤の判明

がどんなふうにできたかというところの説明でございます。

ちょっと工事の内容について、2ページ以降、ご説明をさせていただきます。

2ページ目に平面図が載っております。全体の工事延長としては241メートルの区間で、主に赤の区間につきましては土工で掘削工事を行うと。それから、黄色と赤の一部の区間ですけれども、そこについては盛土に伴う補強土工の工事を行う範囲でございまして、この工事については一連の工事ということで、密接不可分の要素がございまして。

次のページをごらんください。これが盛土部の工事でございます。赤の斜線で示しておりますのが、盛土を行いまして、緑の下に道路の絵がございまして、そこに補強土壁という擁壁をつくりまして工事を行うわけですが、そのこのまず計画の折に反対があったというところが、左側の家の絵が描いてありますが、道を挟んだ工事区間外のところでございます。

この内容については、非常に谷間の工事でございます。そこにまた盛土を行うことによってその谷間が狭くなってくる、道路の幅だけしか確保できないような工事はちょっと考えてくれということでございました。基本的には、この辺の工事につきましては、当初説明をした上でのご理解をいただいているのかなというところもあったんですが、もちろん工事の前には再度ご説明をして、具体的にどういう形で工事をするかということをご説明したという経過がございまして。

ご要望の内容については、この矢印で書いておりますが、緑の線を赤の点線の区間までセットバックして、少しでもこの谷間の幅を広げてくれないかというご要望でございました。

もう一つの次のページでございますが、ちょっと見にくい色になっておりますが、土工事のものでございます。これは土工事で土を切っていくという作業でございますが、左の方のレベル、平行になっているところの線が一応掘り下げの位置ということでございまして、ここが宅地になってくるところでございます。

当初の計画でございますが、岩盤線をこの区域でボーリング調査をして、推定はやっておるんですが、その黄色の線の位置で推定をしてございました。

これが実際に工事をやっていきますと、上の方から工事をやって掘り下げていきますと赤の線で岩盤が出てきたということでございます。この岩盤につきましては、この山自体が、この岩盤線が非常に複雑な形にもなっているということから、その推定がなかなか難しかったという点もあるんじゃないかと思っております。

今のような理由で変更が行われたわけですが、そのスケジュールについてのご説明が一番上の表でございます。

まず、この本工事の契約につきましては、当初、平成28年の4月から積算を開始いたしまして、5月の時点で起工しております。これは当然一番最初の計画に基づく設計ということでございます。契約については、議会の承認を9月議会でいただいて、10月に本契約をしているということでございますが、その工事に基づく説明会を、事前に説明を地元の方に行ったというのが中段の方に工事説明会ということでございます。

この時点で盛土の工事につきましては、もう少し線形を考えてもらえないか、盛土の位置を考えてもらえないかという要望があったところでございます。

我々としまして、可能な限り工事の本質的なところを変更しないということであれば、設計変更はできる範囲で行うことを検討しておりました。

当然、この事業主体が長与町でございますので、長与町の方とも説明をしながら、4名の方々の地権者の反対があったわけですが、その方々とのご説明を、ここで2回ほどの日付というか、10月下旬、1月初旬と書いておりますが、もう一度この間に1回やったということで、3回ほどの説明をやりながら、設計変更をいろいろと検討しながらやってきたという経過がございます。

一方、土工事についてでございますが、この契約について平成28年の秋頃に契約をしておりますので、本工事に着手をして、掘削作業にかかわっていったということでございます。

結果として、この工事について、まず補強土壁につきましては、2枚目の図面をもう一度ごらんになっていただけますか。黄色で示しておりますところが今回の盛土工事で住民の方とお話し合いをしているところなんです、その位置が今回の廃止区間ということでございますが、それに係る右側の一連の工事、これについては一連の工事で行っていくということで判断をしておりましたが、工期的な問題でありますとか、全体の工事費の問題もございまして、スケジュールの方に戻っていただきますと、こういう検討をして、とりあえず今年度の年度当初、4月の段階で、当初の契約の内容での工事を断念するという方針に変えております。

その時点で、時を大体同じくして、この土工のボリュームを大体つかめたものですから、それと一緒に変更したということでございまして、その変更については、5月から積算変更の開始

をいたしまして、7月に起工、それから、8月に専決通知、本契約をいたしまして、9月にこの議会で専決報告をさせていただいたという経過でございます。

【ご委員長】都市計画課長の説明が終わりました。

この件につきまして質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

【深堀委員】説明は理解したんですけれども、そもそも工事説明会が平成28年8月にあつてますよね。その時には当然設計は起工していて、その後の9月から3月まで設計変更検討ということで長与町と協議、地権者への説明ということで半年以上かかっているわけですね。

このあたりは事前に、工事説明会が8月29日なんだけれども、全体工事説明会は平成12年の話なんですよ。実際これは全然想定されなかったことが平成28年の8月以降に起こったということですか。

【池田都市計画課長】まず、この平成12年の説明会というのは全体の説明でございまして、再度、平面図を見ていただきますと、ここに区画がございます。これを非常に長い期間かけて工事をやっていくということで、全体の説明をまずやった上で、その工事の進め方についてご説明をしているわけなんですけれども、ここの工区は最近かかったということで、詳細な設計については、その段階で再度やり直してご説明をするということでございます。

基本的に、例えば大きな構造物でありますとか、この辺の擁壁がこういうふうに高くなりますよみたいな説明というのは当然やっていくわけなんですけれども、ある程度詳細な設計というのは、そこの部分に着工する直前に詳細設計をやっていくという経過がございますので、次の説

明は工事前の説明になったと。

その説明会の折には、詳細の説明を現地で行った上でご理解をいただけなかったということでございますが、その間、3枚目の図面にございますとおり、非常に高い盛土の設計、特殊な擁壁の工事ということでございまして、いろいろと設計が必要になってきます。その設計変更をいろいろ検討するに当たって時間を要したこと。それともう一つは、年が明けて地権者の方々に少し不幸がございまして、そういうことで地元に入れなかった時期もあったように聞いております。

【深堀委員】詳細について、いろいろ今さらという部分もあるので、一言だけ、結局、当初契約での工事断念方針を決定したのは4月ですよ。ということは、前回の6月定例会の委員会ももちろんあつたわけであって、そういった大きな、実際に当初契約工事での断念方針決定ということになれば、恐らくそれは減額の、結局1億5,000万円、その金額は出てないんだろけれども、その金額が出たのが7月になるんですか。プラス1億5,000万円、マイナスの1億5,000万円も、双方とも出たのが7月だったんですか。ということは6月定例会ではわからなかったんですね、額は。そのあたりはどうなんですか。

【池田都市計画課長】ある程度の数量を把握しまして5月に設計変更の積算開始ということを書いておりますが、これだけの大規模な工事になりますので、それなりの積算の期間も必要だったということで、6月定例会にはご説明が間に合わなかったということでございます。

【深堀委員】状況はわかりました。ただ、午前中も言いましたように、やはり大きな変更の中身を、例えば専決でもう終わりましたからということで委員会の始まる直前に説明されても、

しかも、そういった中身も全くないままに、プラス60万円ですというような説明というのはいただけないと思いますので、その点は今後そういうことがないように十分注意をいただきたいなということは申し上げておきたいと思います。

【ごう委員長】では、他に議案外での質問はありませんか。

【高比良委員】港湾の方で、松が枝地区の再開発検討ということで、佐々建設企画課長から詳細説明がありましたが、確認の意味も含めて質問します。

まず、どういうメンバーで今やっているのか、会議は公開なのかどうか、専門家が入っているのかいないのか、次の開催予定はどうか、そこら辺についてまず説明してください。

【佐々建設企画課長】松が枝の検討会議のメンバーについてのお尋ねですが、まず、大きく分けて、県と長崎市で構成してございます。県サイドとしては、私たちと港湾課、都市計画課、まちづくり推進室、それと世界遺産関係と観光関係で構成しております。市も同じようなメンバーで進めておりまして、それに加えて、国の港湾空港事務所の所長がアドバイザーとして加わっております。2回目につきましては、都市再生機構からもオブザーバーとして参加していただいているという状況です。

それと、会議についてですが、これは行政内部で今進めておりまして、特に公開という状況ではございません。

今後の予定についてですが、今、3回目を11月にやりたいと考えているんですが、補足説明でもちょっと触れさせていただきましたが、港湾地区の高さの規制の問題がありまして、国との協議等がありますので、11月については未定

と。なるべく早くやりたいと思っておりますが、はっきり11月とは言えない状況でございます。

【高比良委員】その都市再生機構の職員というのはアドバイザーで入っているということですが、それはこの関係におけるプロフェッショナルというか、ノウハウとか専門的な知識を持った人間ですか。

【佐々建設企画課長】都市の再開発等に携わる組織ということで、今回、再開発ということなものですから、民間の事業を取り込んでやりたいという気持ちがありまして、そういうことにも詳しいという判断からオブザーバーとして参加していただいているという状況でございます。

【高比良委員】そうすると、そのほかは基本的に県庁の職員、それから長崎市の職員、国の職員が入っている、言ってみれば基本的には職員でやっているという話でしたね。

そうすると、今後、開発コンセプト、導入すべき機能の整理というふうに、次は未定ではあるけれども、11月、そこら辺をにらみながら次回そういうふうなことを議論していきたいということで今上がっているわけね。

これはとっても大事なことで、要するにコンセプトをどうするか、あるいはそこに導入すべき機能、ビジョンをどうするかということは、とっても大事なことなんだけれども、これいかにその先が決まるというか、計画のよしあしが、言ってみれば判断できるというかつながっていく。本当に根本の非常に大事なことなんだけれども、これはどういう手続で、誰が具体的に議論の場における検討俎上に上げるんですか。誰が、どういう作業をしていくんですか、こういうコンセプトとか担うべき機能を整理して出す、たたき台として出すのは。

【佐々建設企画課長】コンセプト等についての

お尋ねですが、現段階では行政内部で検討した上で決めていきたいと考えております。

【高比良委員】 純粋に計画をつくった後で、これで承認してよという話になると、だからそこは作業をする人たちの力量がどうかということは別として、結構不満が出るんですね、県民、市民というか、あるいはそれらしいデマンド側とか。

だから、たたき台も、そのところでしっかりある意味オープンにして、プロセスとしては議論をしていくというのがとても大事だと思う。一定、庁内でもコンプライトしましたからというので、いやいや、それは後でパブリックコメントをやりますよと、そんなのは實際上、意味がほとんどないかもしれない。意味がないと言ったら言い過ぎかも知れないけど、ほとんど内部でコンプライトして外部に出す時には、そこを変えるというか、言ってみれば基本的なビジョンのところを変えていく、あるいは機能で付加すべきものについて充足すべきものをさらにプラスする、オンするというような、そういった作業というのはほとんど実際やれないんですよ。

だから、計画の立案段階、言ってみればスキームの段階で我々も含めていろんなところでオープンに議論するというのが私は非常に大事だと思っているんだけど、この辺はどういうふうに考えていますか。

たたき台を出すことについて、今考えているようなメンバーの中でやっていくということを否定するわけではないんですよ。そういうものを出して、俎上に上げた上で一定オープンにした議論をするというのが大切だろうと思うんだけど、その辺どうですか。

【佐々建設企画課長】 現段階で構想のもっと手

前のところを議論しているところでありまして、前回の委員会でも触れましたが、2カ年をかけて構想をつくっていききたいと考えております。今年度は、行政でもんだ上で、関係するような団体等にはヒアリングも後半の方で計画しておりまして、来年度、パブリックコメントとか、そういったことを踏まえて構想というものに上がっていくというようなことを考えておりますので、まだ今年度、行政でかちっと固めるというところまではもちろんいけないと考えております。

【高比良委員】 いやそうじゃなくて、やっぱり素案として今年度末までにまとめようという話なんですね。だから、素案というのはどこまでブレイクダウンしているのかということにもよるけれども、一定そこはベースがあって肉づけをするというのが来年の作業だと思っています。これはもっと短縮してやれるんじゃないかという話をこの間もしたと思うけれども、それは置いておくとしても、少なくとも素案というものが、県市の間で一定調整ができて、基本的にこういうふうな枠組みでいこうということができた時には、もうその時点ではまずやっぱり、いろいろ皆さんの意見を聞く。県民に広くそのことを周知して、県民からわ一つと声をもらう。パブリックコメントだからお構いなしにやれという話じゃなくてもいいから、とりあえず気のきいた人たちにいろいろ意見を聞いてみるとか、それは当然議会にも出してもらわなければいけないけれども、そういったことを少し幅広にやった方がいいのではないかなというふうに思っています。

だから、11月とは言いませんよ。少なくとも年度内にまとめようとする素案の取りまとめの前に、そういう作業はぜひやるべきじゃないか



など私は思っています。この辺は十分に検討してもらいたいと思っています。

結構、長崎でも一等地と呼んでもおかしくないような土地で、これだけ広範な土地ですから、ここは全体のコンセンサスをとれるようにしていかないと、後々、何のためにやったのかと。私自身に言わせると、長崎は港町長崎というけれども、実は親水空間が非常に少ない。そうすると、親水性を感じられるような空間構成というのは、全部とは言わないけれども、やっぱり一部からはそういったことが確保できるように、こういったこともぜひ盛り込んでももらいたいと思っています。

そういうふういろんな要望があると思うんですね。そういう意味からも、加えて何らかの外部の意見を聞くというような機会をぜひ設けてもらいたいと思っていますが、どうですか。

【佐々建設企画課長】 今、委員からいろんなアドバイスをいただきましたので、そういうことも踏まえて、まずはヒアリングをする相手方とか、そういったものについて工夫をしてみたいと思います。

【高比良委員】 もっと言えば、南山手の浪の平あるいは東区でいえば東琴平、そういったところでまちづくり協議会があって、いろいろ計画づくりを進めているんですよ。

長崎も斜面都市の代表的なものとしてどうあったらいいのかということをしっかり議論しているんですね。私もそこに入っているいろいろな話をしたりしているんだけど、皆さんこれに関しては非常に興味を持っています。

だから、そういう意味で、一方ですぐ隣接するとか、あるいは一体になる区域ですよ。そういったところで進んでいる作業であれば、そういったことも勉強させるというようなこと

については、ぜひしっかり踏まえてもらいたいというふうに思っています。

それと要望ですけれども、これは道路建設課にですが、国道499号が走っているんだけど、せっかくこれだけの都市機能予定用地というか、大きな空間ができるとするのであれば、ここは少し拡張ということをあわせて検討してもらいたいと思っています。

これは片側2車線でやっているんだけど、産業用道路にもなっていて、三菱に行く大型のトレーナーでも大きなのがいっぱい走っているんですね。その中で片側2車線と言いながら、真ん中は中央分離帯は当然ないんだけど、ゼブラ帯もない、非常に危ないです。それが1つ。

それから、南山手に上る入口の交差点のところでは右折車が多いんだけど、そこが右折帯がないものだから渋滞が発生する、あるいはバスベイがないからそこも渋滞する。これだけ広がるわけだから、このところはこの埋め立てというか、あるいは今考えている都市機能を予定しているところだけの埋め込みをどうするかという話じゃなくて、国道499号の改良ということについても、あわせて計画の俎上に上げてもらいたいと思っています。その辺の考え方はどうですか。

【大塚道路建設課長】 道路建設課といたしましても、その会議の中に入れていただきまして、どのような形でそこが進められていくのか、その中で道路管理者としてどういったことができるのかということは一緒になって議論しているところでございます。

街なかでございまして、どのような区域が設定されるのか。その中で道路の役割はどういうふうになるのか、そのあたりは現時点でまだよくわかりませんが、事業として成り立つような

ものであれば、率先して事業を進めていくような気持ちはもちろん持っておりますけれども、現時点としては、まだどういったものになるのかというのがよく見えませんので、何ともお約束できるような話ではございませんが、そこは一緒になって議論していきたいと思います。

【高比良委員】 どういったことができるかというスタンスではなくて、やるべきフィールドがある、なすべきフィールドがある、ちょっと幾つか具体的な指摘をしましたが、そういう立ち方を持って積極的ににかかわってってもらいたい。そこら辺は強く要望します。

【吉村(庄)委員】 2巡目になりましたので、ちょっと簡単に。

先ほど高田南南東住宅のところで、ちょっとこれを見ていたら、あなたたちは少しいろいろと考えながら専決処分したなというふうに、非常にうがった見方になるかもしれないけど、思っているんですよ。

平成28年10月に本契約を議会議決したんでしょう。それと、平成28年9月から平成29年3月まで、設計変更検討、長与町と協議、地権者への説明、こんなことが書いてある。これは一つ一つ別のこともかもしれないけれども、設計変更検討はそうだと、いろいろ出てきたから。長与町と協議、これは変更のことを協議したのかどうか分かりませんがね。地権者にも変更のことをしたのかどうかよくわからないような書き方になっているんですけど、先ほど深堀委員からもお話がありましたが、4月には当初契約の工事断念方針決定としているんです。平成28年10月に議会議決をして本契約をやって、7億幾らでしょう、一番最初の契約金額としてはね、それでやった、議決をもらった。こういうふうにしなから、そこあたりのところでは内容の中

身は別としても、4月に当初契約での工事断念方針を決定というふうにしている。それから、5月に変更設計積算開始と。

だから、中身が幾らどうだとか、こういうのは深堀委員からも話が合ったんだけど、少なくとも10月議会の議会議決で本契約をやっておいて、その途中で設計変更検討をやり、4月に工事断念方針の、全部じゃないですよ、重要な部分については断念方針を決定したというなら、普通なら6月定例会に、我々の委員会に対しては、それは本会議でやるかどうか知りませんけれども、少なくともこの環境生活委員会では、こういう状況になっておりますぐらいの報告があつてしかるべきというふうに考えるんです。

しかし、これは地権者への説明の中で反対してこられた皆さん方の事情とか、あるいは長与町の協議の中で、外に出したらだめだと、何か不都合があるからと、こういうようなことがあったのかどうか分からないけれども、報告していない。普通なら報告ですよ、ここは、常識的に。そういう感じがします。

だから、結論的には専決処分してやったんだから、それで先ほども話が合ったように、1億5,000万円という数字が変更になっているんだから、両方でいうと、一つは上がり、一つは下がり、結果的に十万単位のところで専決はやってきているんですから、それをどうだとは言いませんけれども、どうもあなた方の姿勢というのがわかりにくいんです。普通なら断念何とかんとかというのを4月にやって、いろいろやり方を検討していたならば、昨年10月に本契約をした7億2,000万円相当の事業について、こういう状況が起こっていますよ、結果的にどうなるかわかりません、進めなければいけないから、

議会ごとの議決を求める、こういうことには間に合わないから、場合によっては専決もあり得ますよと、そのくらいの議会との関係を考えていくというのを。あなたたちが10月に本契約しているんだから、その中で変更の問題がずっと出てきているというふうに思うんです。これは意見だけにしておきます。今さら言たって始まらない。

その次に、議案外の説明のところで、3世代同居・近居促進事業についてということですが、けれども、去年は、結果的に言うと7月末の交付件数が49件、昨年度同時期2件、これが上回っているから効果を期待しようというふうな話があつております。

では、去年は、去年の方式による予算は幾らとつといて、結果的に年度末までを含めて幾らの執行になったという形になっているんですか。補正はしたんだろうと思うけど。

【三原住宅課長】 昨年度の3世代同居・近居促進事業の予算ですけれども、5,000万円ほど予算を確保しておりましたが、実際執行いたしましたのは約600万円程度です。

【吉村(庄)委員】 去年は同期で2件だったと書いてあるんです。去年の年度末は何件で600万円ばかり使ったか。600万円の端数はいいですから。

【三原住宅課長】 失礼いたしました。昨年度は32件です。

【吉村(庄)委員】 5,000万円とって600万円でしょう。10分の1とは言わないけど。今年は幾らとっているんですか。そして、こうしたのが49件で幾らこうしているんですか。予算執行の実績はどうなんですか。

【三原住宅課長】 今年度の予算も5,000万円確保しておりまして、7月末現在で49件の交付が

決定されております。金額につきましては849万8,000円になっております。

【吉村(庄)委員】 7月末の合計が49件でどうだと非常に期待したような書き方をしていますけれども、5,000万円のうち、7月末というのは前期のまだまだという時期でしょうけど、今現在どうなんですか。例えば8月末とか、今は9月ですが、現時点でどうですか。

【三原住宅課長】 8月末現在で66件の交付決定がされております。

【吉村(庄)委員】 金額は。

【三原住宅課長】 金額につきましては、1,200万円程度でございます。

【吉村(庄)委員】 私は、この事業が悪いとは言いませんよ。しかし、狙いは3世代同居とか近居も一定の基準で認めているということは承知しております。リフォームということの関係において、県の方では一定の仕方をずっとやってきた経過がありまして、従来の単独でやっていた部分がそういうふうに変わってきたということがあって、私から言わせると年間非常に少ない金額の5,000万円ということで、これは使い切りますか。これだけ聞きます。

そして、その中の効果を認めないわけじゃないけれども、そう物すごく効果があるというふうには、だから1億円にしたから1億円全部使えるだろうか。こういう感じもいたしますが、そのところについての考え方を聞かせてください。

【三原住宅課長】 なかなか3世代同居・近居というのは厳しい状況であると考えております。5,000万円ほど予算計上しておりますが、これを全て使い切るかと言われると、ちょっと厳しいのかなというふうに考えております。

ただ、3世代同居の成果といたしましては、

子育ての支援をしていただくということがまずありますので、親御さんにとっては子どもを親に預けて安心して育てることができるし、親御さんは働くこともできるし、そして、預かったおじいさん、おばあさんについては生きがいとありますか、そういうのがあるということで、相乗効果的にはいいのかなと考えております。

【吉村(庄)委員】 どうかというふうな、使い切るかどうかという意味だと思うけれども、使い切るように努力してくださいよ、PRして。

そして、意味は私はわかっているんですよ、いろいろこれについても予算の時に議論させていただきましたから。ですから、完全に予算消化をしていただくようにお願いします。

石木ダムのことで先ほどから意見がありましたが、私も一般質問で行いましたけれども、ちょっと具体的なことというか、大きいことではありますが、事業認定の取消訴訟があっているでしょう。どういう状態になっているか把握している限りにおいて教えてください。

【浦瀬河川課企画監】 事業認定の取消訴訟につきましては、平成27年11月に地権者らが国を相手どって提訴されております。

新聞報道にも出ていますけれども、現在、9月4日に第8回目の口頭弁論が行われまして、その後、証人喚問の対応ということで、県も関係しますことから関係機関と今調整を図っているところでございます。相手方から証人喚問の要望がっております。

【吉村(庄)委員】 先ほどから海のことが出てきてみたり、付替道路のことが出てきていますが、私は本会議の中でこういうことを言ったんですよ。1980年、高田知事が、当時、土地収用法に基づく地域調査か山林調査か、普通は測量ということについて機動隊投入やったから強制測

量という形にしているんですがね。

それで、今年の6月に地元新聞のある欄に、こういう負の歴史は二度とするな、こういうことを書いてあったんですよ。これは記者の、新聞社の意見ですが、そういう中にあった。

それで、そういう状態を繰り返しちやいかんですよということを言って、行政代執行に行く道ばかり歩んでいるじゃないかと、こういうことを言いました。それはやめてもらいたい、こういうことを言うておりました。

そして、全体的な知事の方針の中に、いわゆる少数意見というものを大事にしていくのか、いかないのか、こういう話をしたら、それはやっぱりいろいろ意見を聞いて判断していきますよと、簡単に言えばそういう答弁もあっていますから、やっぱりそういう姿勢を貫いて知事はやっていただかないといけないと思うんです。

それで、あなたたちはご存じかどうか知りませんが、私は1999年、平成11年に県議にならせていただいたんですが、この時はまだ委員会が6つあったんです。土木委員会というのがあって、私は1期目の1年じゃなかったと思いますが、その後に土木委員会に所属しまして、こんなことを言った覚えがあるんですね。佐世保で大きな断水の状況があった。2回あった。1回はかなり長い期間だった、2回目はそんなに長い期間ではなかった。ところが、その短いところの期間については、佐世保市がいつからいつまでと書いてある。佐世保市は南部水系と北部水系があって、北部水系だけしか断水をやっていないんですよ、時間の短いのは。そしたら、あなた方のPR文書とか説明文書には、そんな説明は一切ない。何月何日から何月何日まで佐世保市断水、もう一回長いのを書いて、それは全市です。

そして、その説明内容はただし書きが必要じゃないか、こういうふうに言ったら、すぐぱっぱっぱ答えなかったんだけど、あなたたちが事実はそうなんだからと。南部水系は断水2回目に入ってないんだから。明日からという時に雨が降って、入ってない。だから、日数にすると半分にならなければいけない。半分になるということはないけどもね。

だから、そういうことを含めて、あなたたちは、自分たちがしなければいけないということについて自分たちの理屈をずっと言ってきたという部分があるんですよ。そして、こういう状態になるということをおぼろげにわかっていながら、そういう宣伝材料というか、文書あるいはPR、説明書、そういうものをあなたたちはつくってきたんです。私は猛反省をしていただきたいと同時に、今だってそんなことについて触れない。2回ありました、こういうふうなことについてあんまり説明がない、そういうふうになっても。そういう姿勢を貫いているような状況の中で、この事業はいわゆる強制収用から強行突破、行政代執行というふうなことになっていく以外に道がないという状況になりつつあるものについて私は意見として申し上げておきたいと思います。

【山口副委員長】私の地元である長与町の高田南の区画整理事業について、お二人の委員さんから心配をいただいておりますので、ちょっと確認をしたいと思います。

2ページに示してあります黄色の部分です。今回、2カ年で切土、盛土工事の進捗を早めようという形で、昨年度の本議会で契約の承認をしたという形になりますけれども、3ページ目の擁壁の部分で、区域外の方たち4軒から、全く谷間になってしまうからちょっと考えてくれ

という形での反対というか、そういうご意見があつて現状になっているということですけれども、擁壁をもっと低くという時点になった時に、換地計画について変更があるのかないのか、そこまでのセットバックをするのかということを確認したいと思います。

【池田都市計画課長】計画区域の中の面積にかかわる部分になれば、換地計画の変更もあり得ると考えます。

【山口副委員長】換地計画の見直しでするだけの大きなセットバックをしなければならないということになれば、切土、盛土で盛土の方が大きく変わってくるわけで、今まで地権者の方々に換地計画の説明をずっとしてきていますので、今度はそこについての全体の説明というのがまた必要になってきますよね。そういう手続をどんどん、どんどん大きく踏んでいかなければいけないことになります。

そういうことになってくれば、やっぱり工事がまた滞っていつて、進捗が結局早まっていけないということになりますから、そういう換地計画の変更まで終えるような設計、そういったことまでならないようお願いしたいと思うんですけれども、いかがですか。

【池田都市計画課長】今、山口副委員長がおっしゃいましたとおり、当初の計画の中で変更できるような内容というのがベストだと考えておりますので、できるだけそういう計画を地元の方にもご理解いただきながら事業を進めてまいりたいと思います。

【山口副委員長】そういうふうに進めていただきたいと思うんですけれども、十分な地元の説明会を頻繁に行っていただいて理解を得るのが、まずはその方法だと思いますので、そういう点はよろしくお願いしたいと思います。

【池田都市計画課長】事業の進め方あるいはその変更の内容が生じる場合には、事前に地元の方に町と一緒に説明をしていきたいと思っています。

【ご委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ご委員長】では、質問がないようですので、質疑はこれにて終わります。

次に、今回、自由民主党・県民会議として、「道路整備事業に必要な予算確保に関する意見書」の提案がっております。

ここで、改めて野本委員より、道路整備事業に必要な予算確保に関する意見書について、意見書提出についての趣旨説明等をお願いいたします。

【野本委員】今、委員長からご説明がありましたけれども、自由民主党・県民会議の委員の皆さんのお許しを得て、私からその趣旨説明をさせていただきます。

「道路整備事業に必要な予算確保に関する意見書」について。

本県は、国土の最西端に位置し、その大部分が離島・半島で構成されていることから、物流の効率化や交流人口の拡大を図る道路整備が極めて重要なものでありますが、その整備はまだ道半ばの状況であり、構造物の老朽化対策も喫緊の課題となっております。

こうした中、現在の道路事業においては、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の規定により、補助率等のかさ上げがなされておりますが、この特別措置は、平成29年度末までの時限措置となっております。この特別措置が廃止されると、地方の財政は圧迫され、仮に本年度の本県の道路事業費で試算すると、約36億円もの事業費が減少となるということ

であります。

こうしたことから、県当局におかれても、今年度の政府施策要望において、道路予算の確保や補助率等のかさ上げ措置の継続を国へ要望しているところでありますが、公共事業を取り巻く環境の厳しい中で国の対応も予断を許さないものとなっております。

このため、県議会としても、県当局と一体となって国に訴えていく必要があると考えていることから、今回、計画的かつ着実な道路整備の推進並びに道路インフラの老朽化対策のために必要な当初予算を十分確保するとともに、補正予算についても積極的に実施すること及び補助率等のかさ上げを平成30年度以降も継続し、地方創生に大きく寄与する高規格幹線道路の新設事業や、安全・安心な暮らしにつながる修繕事業などにも特別措置を拡充することについて、地方自治法第99条の規定により提出するものであります。

どうぞ委員各位の皆様のご賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

【ご委員長】ただいま野本委員から説明がありました「道路整備事業に必要な予算確保に関する意見書」について、ご質問、ご意見はございませんか。

【下条委員】賛同するものでありますが、ちょっと理事者側の見解をお尋ねしたいと思います。

平成29年度末ということですから、もう目の前のことなんですよ。この間において、国の方の動きというのを皆さん方はどのように捉えておられるのか。今、野本委員の説明によると、この財特法が終了すれば県事業で36億円ぐらいの事業が減じるというふうな、私たちの県にとっては、まだまだ長崎県のインフラというのはこれからもっとも必要で、時間短縮と

というのがいかに長崎県内の産業構造を活発にしていけるかということは証明がされているわけですので、そういったことについて、直近のことですけれども、どのように掌握されているか教えてください。

【大塚道路建設課長】先ほどご説明いただきましたとおり、この財特法が平成29年度末で切れます。先ほどお話もありましたとおり、これがなくなりますと、事業費ベースで当初予算に対して36億円事業が減ってしまいます。こうなりますと、当然のことながら、我々が進めております道路整備が確実に遅れてしまうということもございますので、県といたしましても、今年度の当初から、これに対して6月13日に政府施策要望を行いまして、その中でも知事に財務省まで直接この項目だけの要望のために行ってくださいまして要望をいたしております。

それから、今後も引き続き、道路要望、いろんな要望がございますけれども、その中でも、とにかく来年の予算が上がるまでの期間、この項目を要望していきたいと考えております。

あわせて、市町にも同じような形をお願いをしております、市町でも県と同じように足並みをそろえて同じような形で議会でも意見を出していただいているということでございます。

【下条委員】そこまではわかっていると言っているわけですよ。それから先のことを、あなたたちも、もちろん議会も、特に政府与党的な立場の国会議員の先生たちへの働きかけとか、そういったことをやっていかなければならないわけですけれども、あなたたちも複数回、知事をトップとして、そういったお願いがあつていとするならば、今の感触はどうなのかと聞いているんです。お願いはしていますというのは当

たり前のことです。その時の感触はどうかかと私は聞いているんです。

【岩見土木部長】この財特法は非常に重要でございまして、これは国土交通省を含め、あと財務省にも要望を県としても行っております。国土交通省の方は、ぜひ実現したいというふうには聞いておりますが、財務省も関係がございしますので、財務省に方針を決定していただくというのが一番重要でございます。そのためには、長崎県もそうですけれども、ほかの県あるいは長崎県の県内でも市町の方で声を出していく、そういった声を出していくのが方針決定を確実にしていくものだと、重要なものだと考えておりますので、みんながこれは絶対不可欠であるということを書いて、それを表明していくこと、その動きが現在も広まっていっていると思いますが、そういったことで確信度を高めていきたいと考えております。私もはそういったことを疑わずに取り組んでいきたいというふうに考えております。

【下条委員】なかなか答えが、私のお尋ねに対しての答えが出てこないものだから、ちょっと私ももどかしいような状況です。

これは全国的な問題ですから、全国の知事会とか九州の知事会とかがあるわけですから、そういったテーブルでもって心をつにして、あるいは全国の議長会等も一体となって政府に対しての要請活動のための決起大会のようなものもやっていって、それがもう既に終わっていると、後は政府の判断待ちだということですから、どういう感触だというのが今ぐらいはもう出てないと、平成29年度末でということですから、もう間もなくのことですから、ちょっと手ぬるいんじゃないですかと言いたいから、そういったことがあっているのかなという感じがいたして

いますけど、そういったことを含めて全都道府県で取り組んでいくことだと思います。また、議会もそうあるべきだと思いますので、一緒になって頑張っていきたいと思いますので、お願いしたい。

【堀江委員】 委員長、この後、反対討論を希望します。

【ごう委員長】 ほかにご質問、ご意見ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】 では、討論に入ります。

討論のある方、いらっしゃいますか。

【堀江委員】 ただいま提出されました「道路整備事業に必要な予算確保に関する意見書」につきましては、交通渋滞の緩和や暮らしの安全・安心の視点から生活道路の整備が必要であることは言うまでもありません。そのための予算確保はもちろん必要です。

しかし、本意見書は、平たく言えば、高規格道路予算確保が目的です。限られた予算の中、優先順位であれば生活道路の整備予算が優先されるべきと考えますので、意見書には賛成できません。

【下条委員】 反対の討論がありましたので、賛成の立場から意見を申し上げたいと思います。

内容については言わなくてもわかっていると思いますが、これまで一時遅れた高規格道路等が今また随分と進んでまいりました。県民の皆さん方、長崎県も北から南まで長い県でありまして、いかに交通1時間圏というものを一日でも早く確立していく。こういうことは私たちにとっても、また、理事者側にとっても、県民に対する大きな使命だ、また産業の発展のためにも欠かせないことだと思っております。

そういう中におきまして、今定例会でも審査

の対象になりましたけれども、東彼道路、あるいは西彼道路もそうですが、島原道路の方でもそうですけれども、また、長崎においては北伸道路もこれからぜひテーブルに上げてほしい。そしてまた、私たちの長崎でも、茂木バイパスもそういった期成会ができ上がって、何とか私たちがまだ目が黒いうちに着工あるいはまた供用ができるような状況をつくってってもらいたい、そういう運動がやっと緒に就いたところなんです。

そういったことでメジロ押しに高規格道路に対する期待というものは大きなものがございす。ぜひ理事者も私たちの議会も一体となったような状況で、この事業が今年度末で終わることになると大変なことになるわけですので、ぜひ継続して長崎県の産業発展、あるいはまた交通の利便性のために貢献ができるような道路行政をぜひやっていただきたい。

そういうことも含めて、この意見書に賛成の意見とさせていただきたいと思います。

【ごう委員長】 ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】 討論を終了いたします。

しばらく休憩いたします。

---

— 午後 3時42分 休憩 —

---

— 午後 3時42分 再開 —

---

【ごう委員長】 委員会を再開いたします。

意見書の提出について、採決を行います。

本提案のとおり、意見書を提出することに賛成の委員の起立を願います。

〔賛成者起立〕

【ごう委員長】 起立多数。

よって、「道路整備事業に必要な予算確保に関する意見書」については、提出することに決



定されました。

なお、文案の作成等については、いかがいた  
しましょうか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】 それでは、正副委員長にご一任  
願います。

しばらく休憩いたします。

---

— 午後 3時43分 休憩 —

---

---

— 午後 3時43分 再開 —

---

【ごう委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、土木部関係の審査を終了  
いたします。

本日の審査は、これにて終了でございます。

明日は、午前10時から委員会を再開いたしま  
す。

環境部の審査となりますので、よろしくお願  
いいたします。

お疲れさまでした。

---

— 午後 3時44分 散会 —

---

## 第 2 日 目

# 1、開催年月日時刻及び場所

平成29年 9月27日

自 午前10時 0分  
至 午後 3時25分  
於 本館5-A会議室

県民生活部次長兼  
県民協働課長 松尾 和子 君  
男女参画・女性  
活躍推進室長 中尾美恵子 君  
人権・同和対策課長 宮崎 誠 君  
交通・地域安全課長 宮下 直樹 君  
統 計 課 長 笠山 浩昭 君  
生活衛生課長 加藤 佳寛 君  
食 品 安 全 ・  
消 費 生 活 課 長 永橋 法昭 君

# 2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) ごうまなみ 君  
副委員長(副会長) 山口 経正 君  
委 員 野本 三雄 君  
" 吉村 庄二 君  
" 溝口芙美雄 君  
" 中島 廣義 君  
" 下条ふみまさ 君  
" 高比良 元 君  
" 堀江ひとみ 君  
" 深堀 浩 君  
" 宮本 法広 君

# 3、欠席委員の氏名

な し

# 4、委員外出席議員の氏名

な し

# 5、県側出席者の氏名

環 境 部 長 太田 彰幸 君  
環 境 部 次 長 山口 正広 君  
兼環境政策課長  
地 域 環 境 課 長 吉原 直樹 君  
水環境対策課長 田口 陽一 君  
廃棄物対策課長 重野 哲 君  
自 然 環 境 課 長 田中 荘一 君

県 民 生 活 部 長 木村伸次郎 君

# 6、審査の経過次のとおり

— 午前10時 0分 開議 —

【ごう委員長】 おはようございます。

委員会を再開いたします。

これより環境部の審査を行います。

環境部は、分科会付託議案及び委員会付託議案がないことから、委員会による審査とし、所管事項についての説明及び提出資料に関する説明を受けた後、陳情審査、所管事項についての質問を行います。

環境部長より、所管事項説明をお願いいたします。

【太田環境部長】 おはようございます。

環境生活委員会関係議案説明資料の環境部の1ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いする議案はございませんので、議案以外の主な所管事項につきましてご説明いたします。

資料の2ページをお開きください。

諫早湾干拓調整池の環境保全対策について。

県では、諫早湾干拓調整池の水質について、水質改善等のための第2期行動計画に基づき、国などと農地等への面源対策や下水道整備等を実施してきたところであり、平成28年度、水質のCOD75%値が7.4mg/Lとなるなど、近年改

善傾向にあります。

また、農林水産省においては、本年4月に、潮受堤防を開門しない方針を明らかにするとともに、これまで滞っていた次期行動計画の策定について積極的に県に協力するとの考えが示され、それを前提に、現在、県においては、国等と連携し、次期行動計画の策定に向けた準備を進めているところであります。

今後は、これまでの各対策の効果等について検証を行い、新たな対策等を国などと協議しながら、次期行動計画を早急に策定し、水質改善や地域に親しまれる環境保全を推進してまいります。

次に、資料の4ページをお開きください。

ヒアリへの対応について。

強毒を持ち、人体への影響等が懸念されている外来生物のヒアリが、去る6月9日、国内では初めて兵庫県尼崎市のコンテナ保管場所で確認され、以後、福岡県、大分県などでも確認されております。

本県においては、ヒアリが定着している中国からの定期貨物航路のある長崎港において、8月18日から国による調査が行われましたが、ヒアリは確認されておられません。

また、国内での確認状況を受け、県においては、市町等関係機関への情報提供やホームページ等で県民への注意喚起を行うとともに、去る7月25日に「長崎県危険な外来生物対策協議会」を開催し、国、県の関係機関及び市町とヒアリの確認状況や判別の方法等の情報を共有するとともに、今後の対応について協議を行ったところです。

今後も引き続き、侵入の監視と市町等関係機関及び県民への情報提供に努めてまいります。

このほか、ご報告いたしますのは、中国福建

省との環境技術交流事業について、平成28年度の各種環境調査の結果について、汚水処理の状況について、食品ロス削減対策の推進について、廃棄物不適正処理対策について、生物多様性保全の推進についてであり、内容は記載のとおりでございます。

以上で環境部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【ごう委員長】 次に、提出のあった政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、説明を求めます。

【山口次長兼環境政策課長】 私からは、「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました環境部関係の資料について、ご説明いたします。

なお、今回の報告対象期間につきましては、本年6月から8月までに実施したものとなっております。

初めに1ページをご覧ください。

県が箇所づけを行って実施する個別事業に関し、市町等に対し内示を行った補助金でございます。

直接補助金の実績につきましては、資料1ページ記載のとおり、緑といきもの賑わい事業補助金の4件であり、間接補助金につきましては、今回該当はございません。

次に、資料2ページをご覧ください。

1,000万円以上の契約状況についてでございますが、2ページ記載のとおり1件となっております。

また、3ページに入札結果一覧を添付しております。

次に、資料4ページをご覧ください。

知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものにつきましては、長崎県町村会からの要望など4件であり、それに対する県の取り扱いは、資料4ページから7ページに記載のとおりでございます。

次に、8ページをご覧ください。

附属機関等会議結果報告につきましては、附属機関が長崎県環境審議会鳥獣部会の1回、私的諮問機関等が緑といきもの賑わい事業検討委員会など2回開催しております。その内容につきましては、資料9ページ以降に記載しているとおりでございます。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

【ごう委員長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、陳情審査を行います。

配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。対象の陳情番号は14番、24番、25番、26番の計4件となっております。

陳情書について、ご質問はございませんでしょうか。

【吉村(庄)委員】 離島関係で、14番になるのかな、離島の場合の生活用水等の確保についてとありますね。これ、私も不勉強なんですけど、離島の簡易水道整備から、上水道に移管された場合はどうだとか、それについての海底送水云々、こういうのがずっと書いてあるんですが、どういう内容のものかということと、離島における水確保というのは非常に大事ですね。もちろん島にもよるんですけどね。大きな島、一定の島、それぞれあると思うんですがね。この陳情の内容と、この陳情に対する県側の対応はどういう

ふうになっているのか。

【田口水環境対策課長】 まず、水道事業の種別といたしまして、簡易水道事業と上水道事業がございます。これは給水人口によって分かれておりまして、給水人口が5,000人以下につきましては簡易水道事業でやっていくと、それ以上は上水道事業でやっていくということでございます。離島の多くは給水人口が小さいということで、その大半は、これまで簡易水道事業でやってきたところでございます。

しかしながら簡易水道自体が、人口減少の中でなかなか経営状況が厳しくなってくるということもございましたものですから、国の指導等もありまして、簡易水道事業を統合して上水道にもっていくことで経営安定化を図ろうという国の施策に基づいて進めているものでございます。

ご要望の趣旨につきましては、そういう形で簡易水道が上水道にいった場合、簡易水道で整備されたもの、ここでいいますと海底送水管の老朽化があって更新の場合はどうなるのかというご要望でございます。これにつきましては、例えば生活基盤近代化事業というものがございますので、その補助対象になるようであれば、従来どおり、この予算を使って更新が可能というふうになっております。

もう1点の水源の確保につきましては、一般的にはダムをつくるとか、井戸をつくるとか、そういった形で水源を確保するという手法がございます。これにつきましても国の補助制度がございますので、その制度を活用しながら水源確保に取り組むよう、県としても市町に対して指導しているところでございます。

【吉村(庄)委員】 次のページの11の下水道の整備のところも、市町村合併云々、当該自治体の

財政負担の軽減とありますね。9の海底送水管の改良の場合に、今、事業の名前をおっしゃったんですが、私は結果だけ聞いていいんですけど、今も国の制度がちゃんと適用されるんですか、というのが一つ。

それからもう一つ、右のものも国の制度が、事業の名前はいいですけども、軽減措置に役立つ制度があつて、可能なのか、実際にどういうふうに行われているのか、国の補助事業の適用があるのかどうか、そこだけ結論的なところを聞かせてください、現在はどういうふうになっているか。それが不十分だからというので陳情なのか、全然ないから陳情なのか、そういうところを聞かせてください。

【田口水環境対策課長】 今回の要望書自体が、そこに書いてありますとおり全国離島振興協議会ということでございまして、本県の状況だけではなく全国各地の状況を踏まえてのことでございますので、これが全て本県の状況であるということではございません。

今回の海底送水管についてどうなのかということにつきましては、先ほどご説明しました生活基盤近代化事業というものがございます。これは、20年を経過した離島の海底送水管につきましては補助の対象となっております。しかしながら、補助の対象ですので、当然要件がございますから、その要件を満たしたものが可能だという形になっております。

また、水道の水源につきましても、補助制度の要件がございますので、補助制度の要件に合うか合わないかというところで補助メニューが使えるかどうかという判断はあるかと思います。しかしながら、さまざまな補助メニューが用意されておりますので、市町がやりたい事業内容に応じて、県としては、こういうメニューがあ

りますがという形で指導等をしていきたいというふうに考えております。

【吉村(庄)委員】 わかりました。

いずれにしても、特に離島においては、こういう陳情が出るように、あるいは政府に対する要望もそれぞれの立場で出してあると思いますが、そういうところについての課題は非常に重要なものがありますから、県としても対処をしていただきたい。

全般的なところで、下水道の普及率かれこれについては、後でお尋ねいたします。

【ごう委員長】 ほかに質問はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】 では、ほかに質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

続きまして、議案外の所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、質問はございませんでしょうか。

【吉村(庄)委員】 入札結果の一覧、3ページにあります。壱岐島おこし応援隊"チーム防人"について、代表者これこれと書いてある。これは、例えば法人的なものを持っている団体なのか、いわゆるNPOの資格を持っているのか、それとも全くの任意なのか、そこら辺の団体の中身について参考までに教えてください。

【重野廃棄物対策課長】 委員ご質問の、壱岐島おこし応援隊"チーム防人"については、法人格は持っておりません。

壱岐で今現在、「壱岐ボランツリズム」という海ごみと観光を兼ねた行事を行っているんですけども、7回ぐらいの実績があり、こう

いう事業を行うには適しているということで、今回入札に参加していただいております。

【吉村(庄)委員】 何というか、法人的な資格とか中身は持たないけれども、具体的に運動をずっとやってきて、具体的な成果も上がっているようなことも含めて入札に参加させていると、こういうふうに理解しておけばいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

【ごう委員長】 ほかに質問はありませんでしょうか。

【高比良委員】 自然環境課の分で、補助金の小さいものが上がっているんだけど、これ、財源は何ですかね、補助金の財源。

【田中自然環境課長】 この財源といたしましては、環境美化基金を使っております。

【高比良委員】 環境美化基金は、昔の緑化基金だったりを統合して膨らませたものか。そうしたらメニューが幾つかあるわけだね。その中で緑化事業の推進という項目があって、その果実をいただいて、配分をしながら、こういうところに進んでいると、そういう構図でやっているんだな。

どう思うか、やっていることについて。17万円とか23万円、事業費の何パーセントの補助か、よくわからないけれども、広域的というか、高度というか、総合というか、県の役割から見た時の緑化事業の進め方についての話さね。

特に、こども園とか保育園は、園庭の芝はり緑化とか、そういった補助メニューがこども未来課の方でもあるんですよね。それはそれでやってもらえばいいので、ビオトープは少し違うのかもしれないけれども、これは芝はりなども入っているだろう。

そうすれば、県の緑化事業、緑化の推進という取り組み方としてどうなのかなというふうな

思いがするんですよね。例えば、県で整備をした県有施設について市町に委託をする、交付金で手当てをしましよと、その辺については非常に金額が小さくてもわからないではないですよ、県が事業主体になっているわけだから。しかも公園施設だ。公園の、言ってみれば利用促進ということにもつながっていくという話なんだけど。

緑化というのは、ちょっと言葉は悪いかもしれないけれども、環境部じゃなくても、どこでも取り組んでいこうというような、そういうふうなものでもあるたいね。それは、例えばモデル事業で県で、緑化を進めるにはこういうふうなやり方よねとか、あるいは、こういうつくり方は、生物の多様性の保全というような観点からも優れたやり方よねとか、そういうものを示すというんだったらよくわかるんだけど、何か小さい点でばらばら、ばらばらやっていくというのは、本当に事業効果が出るのかなという思いがあるんだけど、この辺をどう考えているのかという話なんだけど、どうですか。

【田中自然環境課長】 先ほど委員からお話がありましたとおり、環境美化基金は、昔の緑の基金と環境保全基金を合併させたものでございます。

緑の基金の時には、多くの県民の方から寄付金という形でいただきまして、それを原資にしまして基金という形にしております。一つは、そういう形の寄付金に対しまして、県がある程度還元するという気持ちがあります。当然緑の基金ですので、緑化事業をやってほしいという多くの方々の気持ちに対して、こういった形で補助金で還元するという考え方がございます。

またもう一つは、こういった学校法人、あるいは社会福祉法人等における緑化につきまして

は、ほかのところで対象になっていない、補助金がないというお話も聞いておまして、緑化の支援ということでは意義があるのかと思っております。

また、子どもたちが小さいころから、生物多様性保全の一環となりますようなビオトープ等を子どもたちにつくってもらう、あるいはそういった中で生き物と触れ合うことができるということは環境教育にもつながるというふうに考えておりますので、点的なものではございますが、将来的には、こういったところがたくさん増えていけば線になるというふうに考えております。

【高比良委員】緑化基金がつくられた経緯は私も承知している。だから、そういうものに比べて、しかも自然環境課として、緑化の推進といったことについて先頭を切ってやっていくと、そういう役割を担っているだろうと、そのことについては全く異議がない、そのとおりだと思っている。

要は、事業の執行の仕方のことについて議論をしたいと思って提案をしているんですよね。点を幾つかやっていけば線になっていくという話なんだけど、えらい気の長い話になってしまうね。

全体の件数そのものも少ないんだから、何というかな、わざわざ県がやる意義というものを具体的に体现をしようと思ったらおかしいけれども、何かしっかりお示しする手法というものをここで考えられないかな。ある意味、特化するというか、あるいは戦略的に何カ年計画で、というふうにそこはやっていくとかね、その辺は少し議論の余地があるんじゃないかな。はっきり言えば、市や町で取り組む話だよ、この手のものについては、県がなんでわざわざとい

う気もするんだよな。

いきなりの話なものですから、よかったら、庁内でちょっと議論をしてもらうのがいいのかなというふうに思っていますので、少し問題提起だけさせてもらいます。

それから、さっきのごみの業務委託だけど、これは海岸漂着物の処理推進法に基づく措置なんですか。そうではなくて単独なんですか。財源は何ですか。

【重野廃棄物対策課長】委員ご質問の件ですけれども、海岸漂着物の補助金に基づく予算で今回の事業を行っております。

【高比良委員】 そうですね。わかりました。特定財源が確保できたので、それに基づいた先行事例と、そういう認識だということだね。そうすると、この手のものが今から幾つか出てくるという話だろう、県管理の分については。

それは、基本的にエリアとしては、国境離島というか、そういうところに限定されているんですか。もう少し内海というか、そういったところはどうか、対象は。

【重野廃棄物対策課長】海ごみ交流事業につきましては、昨年度から対馬、壱岐、五島、上五島の4離島を中心に、4離島を回ってNPO法人を育成するというふうな形で海ごみの交流事業を始めております。一応、4離島をまずは中心にやっていくというふうな形で考えております。

【高比良委員】 そうすると、例えば、流木被害等による海岸漂着物、港湾とか漁港とかに入ってくるごみの撤去は該当しないということですか。

【重野廃棄物対策課長】 はい、そのように考えております。あくまで海ごみ交流事業ということで、国外から流れてくる海ごみの発生抑制対策をどのようにするかというふうなところで考



えております。

【高比良委員】道路や河川でやっているアダプト制度というのがありますね。ああいうふうなものは、海岸とか海浜といったところに育てていくというか、そういう主体をつくっていく取組は促進をしていないんですか。

【重野廃棄物対策課長】今ご質問の件で、ボランティアの推進ということでの海ごみの撤去というふうな活動は行っていただきたいと。国の基金もそこまで長く続くわけではないので、ボランティアを育成するというふうなところで、アダプト制度を利用して海ごみの対策をとっていくという形にはなっております。基本的には国の基金、補助金を使っておりますので、海外から流れてくる海ごみとか、河川の上流から流れてくる海ごみとか、そういうのを中心にやるというふうな形になっております。

【高比良委員】早計かも知れないけれども、金がついた時だから事業としてやるということだけじゃなくて、やっぱり普段から一定、その清掃活動というか、あるいは監視活動というか、そこを守る地元の人たちのネットワークがあって、かつかつやりながら、大きな清掃作業というか重機等も入れてやらなきゃいかんというのを例えば年に1回、こういう補助メニューを使ってやると、そういうふうなものが望ましいんじゃないかと思うんです。だから、金がついて事業として何か執行してくださいという話ではなくて、要するに自分たちのものとしてやるという意識づけを育ててやるという話だと思うんだけど。できれば通年、年間を通じてそういう活動を育成するということも併せてやりながら、そういう事業を展開していくといったことを今後検討してもらえればいいかと思います。

【ごう委員長】ほかに質問はございませんでし

ょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】では、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【宮本委員】説明資料の3ページ、食品ロス削減対策の推進について、確認の意味も含めまして質問いたします。

県でも、6月定例会でもありましたとおり、「九州食べ切り協力店」などでさまざまされていますけれども、さらに食品ロス削減を進めるにあたりということで、フードバンク事業者とか子ども食堂事業者、そして行政機関等9団体が参集していろんな意見交換を行ったとあります。

まず一つ、フードバンク事業者ですけど、知る限り、長崎にそうないような気がするんですが、実際のところ今、県内にどれぐらいあるのか、確認させてください。

【重野廃棄物対策課長】委員ご質問の件ですけれども、県内に2業者ございます。長崎市に長崎フードバンクシステムズ、それから佐世保に協和商工がやっているフードバンク協和がございました。

【宮本委員】そうですね。あまり聞かないなという思いがしました。

私の地元の佐世保で、いろいろ意見交換を私自身もしてきまして、すばらしい取組をされているなというのが実感でした。こういうのをされているんだなというのを改めて勉強させていただいたんですけど、それについて行政がどう関わっていけばいいのかというのを私なりに考えはしたんです。

ここに遠隔地の需要に応えるためにというふうに書いてありますけど、確かに離島からの要請もあるというふうに聞いています。今のとこ

ろは市内だけだけれども、やはり要請としては離島からもあるんですよということ。ただ、取りに来てもらうので、そういった運賃、費用が難しいんですよということでした。

長崎市のフードバンク事業者においても、そういったのは多分あると思うんです。そういったところに行政が関与して、もうちょっと展開していくことができないのかなというふうに思ったんですけど、そこの面は今後、何か考えとか、こういったものをやっていこうとかという取組とか計画とかありますか。

【重野廃棄物対策課長】今年度につきましては協議会を立ち上げたいと考えております。11月に立ち上げる予定なんですけれども、フードバンク関係の協議をする場ということでワーキンググループとか、そういうものをつくりまして、現在、県南地域は長崎市のフードバンクシステムズさんがある程度賄っているんですけれども、県北地区についてはなかなか進んでいないということもありますので、そちらの部分でフードバンクの事業がうまくできるように、システムづくりにまず取り組んでいきたいと今のところは考えております。

【宮本委員】今から協議会を立ち上げてということですね。わかりました。

ただ、一つ私が思ったのは、この事業は、ある程度の規模があるところじゃないとできないなど実感をいたしました。ある程度の規模というか、多く取引を行っている事業所が主体となってやっていかないとなかなか、ちょっと小さいようなところでは難しいのかなという気もしました。

こういったフードバンク事業者が県内にできることによって、子ども食堂とか、今よく耳にしますので、そういったところと連携をとって

食品ロス、そして困窮者対策というのでしょうか、申し訳ないかもしれませんが、そういったことにもつながるんだと改めて実感したところでした。

長崎県食品ロス削減推進協議会について、今後の設置スケジュールといいましょうか、いつまでに立ち上げて、いつ初会合を開いて、そしてまた、ここにはどういったものが参画してくるんですよというのがあればお聞かせください。

【重野廃棄物対策課長】こちらの資料にも載せていますけれども、8月に第1回の準備会を開きました。9月の末に第2回準備会を開きまして、11月に協議会を立ち上げるよう現在進めております。

協議会の参加者につきましては、学識経験者、小売業者とか製造業者等を含めた事業者、それから、先ほどのフードバンクシステムズとかながさき子ども食堂ネットワーク等のNPO等、消費者団体の代表、それと行政を含めた形で、この協議会を進めていきたいと考えております。

基本的には食品ロス削減対策というところで、食品ロス削減に関する取組の検討及び推進、情報交換とか情報提供、それと普及啓発に関することを中心にやっていきたいと考えております。

【宮本委員】わかりました。

事業者の方もさまざまなご意見、そしてこういった現状ですよというのを持っていらっしゃいますから、こういった協議会でどんどんと意見交換、情報交換して、県としても何か推進、支援できる場所があれば、しっかりとサポートしていただきたいと強く要望させていただきます。

それともう一つ思ったのが、各自治体に備蓄食というんですか、災害時に備えての備蓄食があるかと思うんですけど、これは勉強不足で申

し訳ありません。備蓄食について、期限があると思うんです。例えば期限切れになったものはどうしているのかというのがちょっと気になったんですけど、その点ちょっと教えてください。

【重野廃棄物対策課長】 多分、県でもそうですし、市町村でも災害時の備蓄用の食糧とかは保存していると聞いております。

ただ、それをどうやってフードバンクとか子ども食堂に流していくかというところについては、まだ今、検討中のところでございます。明確にはその辺、どうやって流していくかというところは、今から検討していくという形になります。

【宮本委員】 ということは、期限切れになったら、今までは廃棄処分していたということでしょうか。

【重野廃棄物対策課長】 すみません。その辺はまだ詳細に私も把握しておりませんで、明確に言える資料は持ち合わせておりません。

【宮本委員】 了解しました。

こういったものに使うのは難しいかもしれないですね。フードバンク事業者も言われていました。お互いに取り決めをしているんですよと。渡して、もしも何かあった場合については、健康被害が出るといけないから、提携書を取り交わしているんですよということでした。だから、こういった備蓄食を分配するというのはどうかなという思いもあるんですけど、期限切れになる前に利用できればですね。ものすごい数のものが備蓄してあって、期限が3年とか5年とか多分あると思うんですけど、それをどうされているのかなとちょっと気になったものですから、それをこういったところに有効活用できると食品ロスの削減につながっていく。各自治体が積極的に備蓄食の食品ロス削減対策ができるんじ

やなかろうかなと思っていますから、これについては、よくよく環境部でも協議なされて、備蓄食についての取り決めとか対策とかは推進していただきたいと思いますけれども、部長、これに関してどうですか。

【太田環境部長】 行政で備蓄しております食品等については、所管は福祉保健部になっております。

特に福祉保健部は、貧困家庭とか、そういう需要側の立場で関わっていただきたいと思いますし、そういう備蓄が市町にもあるでしょうから、そういうところをどういうふうにも有効活用できるかというのは、今後話をしていきたいと思っています。

【宮本委員】 わかりました。そうですね、いろんな問題は出てくると思うんですけど、非常に大事なところかなと思ったものですから、横ぐしではないですけども、しっかり連携をとっていただいて、一つの大きな対策になろうかと思っていますから、今後協議をしていただきたいと思います。

それともう1点、5ページの生物多様性保全の推進についてです。

カワウソが発見されたと、確認されたと、実に38年ぶり。私もテレビで見てびっくりしたんですけど、これについては全国的にニュースに、話題になりまして、いたんだなど。私も38年前はまだ小さかったものであれですけども、非常に大事なものであるというふうに思っています。

ここに書いてあるのは、環境省が行っている調査結果を待っているということですけど、それも大事なんでしょうけど、長崎県として。

こういった全国的にもものすごい、カワウソが発見された。生物多様性保全ということであるならば、県として対策本部を設置して、そこ

で研究を進めていくというのも大事じゃなかろうかなと思うんですけど、やっぱりこれは先に国が行っているのを待ってからの立ち上げとなるんですか。その確認だけさせてください。

【田中自然環境課長】委員からご質問がありましたカワウソについては、国が所管しております種の保存法に関連して、環境省では2012年にレッドリストで絶滅種という形にしておったものが、今回、38年ぶりに琉球大学の撮影によりまして確認されたということですので、基本的には国がしっかりとやっていくことが重要かと思っています。

県といたしましてはこれまでも、ツシマヤマネコについても同様ですが、国が行います調査、分析結果等、あるいは対策につきましては、県、対馬市と連携しまして、そういった協力、あるいは対策を行っていくということを進めてまいりたいと思っております。

今回のカワウソの発見につきましては、全国的に非常に反響も大きくて、また、地元市も非常に関心を持っておりますので、環境省が今月行いました調査結果の分析に基づきまして、こういった対策が必要なのか、国と話をしてみたいと思っております。

今回のカワウソ発見で、対馬市の自然環境が非常にいい状態で保たれているという証拠にもなったと思っておりますので、県としましては、引き続き自然環境の保全に力を注いでまいりたいと思っております。

【宮本委員】わかりました。

今からカワウソの生態とかがどんどん解明されていくんじゃないかなと思います。38年どうやって生きていたんだろうとか、こういった行動をしていたんだろうとか、非常にこれは学術的にも貴重な資料となるのは間違いない

と思いますから、しっかりと国と連携をとって、県も主体となって取り組んでいただきたいということを申しておきます。以上です。

【堀江委員】水道施設の耐震化、老朽化について質問したいと思います。

県内では更新時期を迎えた水道施設が多いと仄聞していますが、長崎市内でもここ数年、水道管の破裂で市民生活への支障が出る事態も起きています。

そこで、県内自治体の水道施設の耐震化状況、あるいは老朽化状況というのか、そこら辺を教えてください。

【田口水環境対策課長】上水道事業のうち、基幹管路の耐震適合率は県全体で28.4%になっております。全国が37.2%となっていますので、全国よりも約9%程度低い数値となっています。

【堀江委員】それ、もう一度言ってください。基幹管路の何と言いましたか。

【田口水環境対策課長】基幹管路というのは主要な管ということでございまして、その耐震適合率と。

実は、耐震化率と耐震適合率と使い分けをしております。管自体が耐震管、構造自体が耐震管になっているものの割合を耐震化率といっています。

それに対しまして耐震適合率といいますのは、構造自体は従来の管ではあるんですが、敷設している場所が強固な基盤であるので、地震時においても損傷はしないという場合について耐震適合率と定めております。この割合が28.4%ということでございます。

【堀江委員】つまりそれは、日ごろ日常生活でいうところの耐震化率となるんですか。

一方で、水道管そのものを替えなきゃいけないということについては別の指標があるんです

か。

【田口水環境対策課長】少なくとも耐震適合率、地盤が強固なある部分につきましては、地震時においても損傷する確率が低いということ、ある程度の耐震能力は持っているということになっておりますので、いわゆる耐震化されたものと見なしている状況でございます。

【堀江委員】耐震適合率について質問しますが、県全体としては28.4%、全国の37.2%に比べたら低いということですが、それは自治体別には出ないんですか。

【田口水環境対策課長】申し訳ありません。今、市町村別の資料は持ち合わせておりませんが、例えば長崎市で申し上げますと、約14%程度であったかと記憶をしております。

【堀江委員】わかりました。

私がいきなり通告もしないでこの質問をしているので、そうであれば後ほど、その資料をいただきたいんですが。

私がここで質問したいのは、県内の自治体の、もちろん市町が実施主体になるんですが、長崎県としては指導監督をするという立場もありますし、県民の安全・安心な生活を守るという立場から、国の補助も含めて予算の確保で対応すると理解をしているので、要は、その水道管の状況がどういうふうになっているのかということをも明らかにしてほしいと思って質問しているんですが。

そうしますと、28%を100%にしないといけないですね。ここはどんなふうにするというのがあるんですか。

【田口水環境対策課長】まず、管の状況を正確に把握することが必要だと思います。それに基づきまして、まずどこから手をつけていくべきか。管の重要度、例えばその管が破断した時の

影響度の大きさであるとか老朽化の度合い、緊急度、そういったものを総合的に判断しまして整備順位をつけるという形で整備の順番をつけると思います。

あとは財源をどうしていくかという部分でございます。国の方も、生活基盤施設耐震化等交付金を平成27年度に創設いたしまして耐震化に向けた支援を行っているところでございますが、残念ながら全国的に同じような耐震化に向けての取組がなされていますので、予算の内示率も7割程度にとどまっているということでございますので、なかなか私ども地方が考えているとおりに耐震化が進んでいかないという状況はございます。

しかしながら、先ほどみたいな優先順位、緊急度、そういうものを踏まえながら計画的にやっていく必要があるというふうに考えております。

【堀江委員】そうしますと、その計画は、長崎県生活基盤施設耐震化等事業計画のことをいうんですか。

【田口水環境対策課長】生活基盤施設耐震化等交付金の事業計画を立てておりますが、それはあくまでも予算の計画でございまして、実際はストックマネジメント、いわゆる施設自体をどこから、どこをいつやっていくかといったものがベースにありまして、その中から、今年はこちらをやりましょうということで先ほどの事業計画に落としていくという流れになっております。

したがって各市町は、まずはベースになりますストックマネジメント計画というものを策定する必要があります。

【堀江委員】私が知りたいのは、基幹管路の耐震適合率が28%という中で、それぞれの自治体

によってその率は違うけれども、その自治体がどのような計画をもって、もちろん予算の確保という問題もありますけれども、どういう計画で耐震化をいわゆる100%にしていけるのかということを、県民なり自治体のそれぞれの市民なりはやっぱり知っておくべきだと思うし、それを明らかにしなきゃいけないと思うんですけれども、そこら辺はどうやったら知ることができるんですか。

【田口水環境対策課長】先ほどのストックマネージメント計画につきましては、既に計画を策定している市町もございますし、現在策定中というところもございます。策定された市町におかれましては、ホームページで公表されているところもございます。そういう形で、市町としましては市民の皆様方に周知を図っているものと考えております。

【堀江委員】長崎県のホームページで、それを見ることはできますか。

【田口水環境対策課長】県ではなく、各水道事業者のホームページになるかと思います。

【堀江委員】わかりました。じゃあ、各自治体でないと、それぞれの今後の状況についてはわからないということですね。

でも、少なくとも県としては、ストックマネージメント計画は把握していますか。

【田口水環境対策課長】策定状況については把握しておりますし、策定中のところにつきましては、早急に策定するよう指導しているところでございます。

【堀江委員】じゃあ、後ほどでいいので、ストックマネージメント計画を、県内市町別にあると思いますので、それもいただけますか。

そこで最後にしますが、予算の確保です。国の内示もなかなか確保が困難と。

私どもも、日本共産党長崎県委員会として政府要望を行っておりまして、その中でそれぞれの自治体、地方議員から出されるのが、安全・安心の水道水の供給のための財政措置の拡充ということで予算をお願いしたいと要望するんですが、言われるように政府、国側の回答は、例えば要望額の5割、6割しか交付されないんだと。先ほど課長は7割の交付というふうに言われましたけれども。

来年度に向けて、これからさまざまな予算編成の交渉があると思うんですが、そういう予算の確保の状況というのは、また来年度についてもこのように少ないんでしょうか。要するに満額といたしますか、なかなか困難な状況はこれからも続くんですかね。

【田口水環境対策課長】来年度の予算につきましては、今、国が予算編成をしているところでございます。その状況を聞きますと、昨年度を上回る予算要求はしているというお話は聞いておりますが、実際どの程度が地方に配分されるかというのは、現時点においては不透明でございます。

【堀江委員】もちろんいろんな国の動きもありますので、簡単にどうこうということにはならないと思いますが、水道施設の耐震化の問題は、私が申し上げるまでもなく、本当に安全・安心の暮らしを支える意味でも大事なことだというふうに思っておりますので、長崎県ももちろん行っておりますけれども、予算の確保、それから市町へのそうした指導、計画の作成を含めてお願いをしたいということも、この機会に申し上げておきたいと思います。終わります。

【深堀委員】昨日の農水経済委員会でも議論があっていると聞いているんですが、長崎市の琴海戸根町のメガソーラー建設工事現場で起きた

土砂で濁った水が、8月中旬以降、長崎市内の戸根川と、同じく外海地区の神浦川上流に流れ込んでいるという大きな報道が9月にあっているわけです。

もちろんこれの開発許可に関連しているのは農林部で、河川を管理するのは土木部で、開発に関係するところと言うならば産業労働部も関係してくるのかなと。これは環境に影響を与えることなので、環境部にも当然関係することだと思えますけれども、この事象についての環境部の把握状況をまずお尋ねをしたいと思います。

【吉原地域環境課長】太陽光発電所での土砂の流出の事故の件ですけれども、太陽光発電所の施設の開発の部分に関しましては環境アセスの対象にはならないと、開発面積で対象規模に該当しないということで、アセスの届出等はあっておりませんでした。

土砂の流出事故につきましては、新聞情報で私どもは認知したというところがございます。

【深堀委員】新聞情報で第1報を把握したんだろうけれども、その後、その他の情報は入っていないんですか。

【吉原地域環境課長】入っておりません。

【深堀委員】それは情報を収集するべきじゃないんですか。

というのが、なんで環境部でこういう話をしているかという、8月に通常よりも濁った水がどんどん、どんどん流れこんできたことによって神浦ダム湖面の広範囲を濁水が占めた。これは長崎市の話ですけれども、戸根浄水場では、流入する濁水が処理能力を超えたため、約700世帯の上水道が約1日濁り、市上下水道局が給水車を出して対応したと報道があっているんですよ。

皆さんは、その状況とかも把握していなかったのか。

【田口水環境対策課長】水源の情報につきましては、当日、長崎市から連絡が入りまして状況把握をしております。その内容は、国にも報告をしております。

【深堀委員】じゃあ、やっぱり把握していたんだね。もちろんこのことに関連してはですよ。

環境部の関わり方として、直接事業者に対する関わりはないにしても、環境に影響を与えている事象が、当然大村湾にも影響があっているわけですよね。それを考えた時に、これに対する見解を、環境部としてどういうふうに考えているのかと、私はこういう議案外の時に報告があるのかなと思っていたんですけど、何もなかったもので、そのあたりはどうですか。

【ごう委員長】暫時休憩いたします。

---

— 午前10時52分 休憩 —

---

— 午前10時53分 再開 —

---

【ごう委員長】再開いたします。

【山口環境部次長兼環境政策課長】この件につきましては、水道水の水源ということで、状況については水環境対策課が把握を一義的にはやっております。

環境という面につきましては、神浦川の部分ということで、一義的には長崎市の環境部局が担当して対応しているというふうな状況です。

ただ、今、委員がおっしゃいますように、大村湾に濁りが一部流れているということでございますので、その辺は大村湾の公共用水域の測定等もやっておりますので、その中でも把握をしていきたいというふうに思っております。

これについては、県の環境部と長崎市の環境部、長崎市の水道部局、あと、林地開発をした

ところの県央振興局の部分もありますので、その辺も情報を取りながらやっていきたいというふうに思っております。

【深堀委員】 私が問題を提起したのは、しっかり環境部としてもこの事象を把握しておくべきだと。さっき冒頭に言いましたけど、農林部も土木部も産業労働部も、ある意味関係している事象なので、環境部としては、そういう状況をいろいろ長崎市の上下水道局から情報を収集して、状況を把握しておくべきだというふうに思います。

特に長崎市では、薬品の増量とか職員の時間外出勤など想定外の対応を迫られ、濁水の原因をつくった業者に対して補償を請求することを協議中だとかというような状況も、ある報道ではあるんですね。

だから、県としては、そういった情報をしっかりつかんでおいて、何かあった時には対応できるような態勢が必要だと思って、この問題を聞いてみましたので、そこはお願いしておきます。

次に、海ごみの話が先ほどいろいろ出ておりましたが、そこで確認なんですけど、海岸漂着物というのは、なかなか減る傾向にないですね。先ほどの事業の中でも、NPO法人を含め、いろんな取組をされているのも一定理解をしています。

ごみが流れてきたことに対する回収はわかるんですけども、その一方で、そういうごみを減らす対策もやらなければ、ただ流れてきたものを回収するだけではもちろんだめで、そもそもごみを減らすことが必要になってくる。その取組は具体的にどういったものがあるのかというのを少し教えていただけませんか。

【重野廃棄物対策課長】 委員ご質問の件は、発

生抑制対策という形になってくると思います。外国のごみが流れてくるということですので、流れてくる韓国側の高校生とか大学生、若い人たちを集めて、海ごみの現状を認識していただいて、今後どういうふうに対策をとっていったらいいかというふうなところをディスカッションしながら広めていくと。韓国に帰った時に、日本の状況を韓国で話してもらって、発生抑制対策につなげていくというふうな形になっていくと思います。

あと、ボランティアの育成というところもございます。"チーム防人"の中山さんがよく言うんですけれども、拾う者はごみを捨てないというふうな形で、一回、苦労してごみを拾って、これだけごみがあるんだよというところを認識していただければ、ごみを簡単に捨てることはないだろうということで、そういうボランティアの育成を図っていくという形になっていくと思います。

あと、通常のごみの削減というところでマイバックの運動とか、コンビニ袋が捨てられないようにするとか、通常のごみの啓発というところで発生抑制対策をやっております。

【深堀委員】 発生抑制対策はわかりました。

考え方なんですけど、プラスチックとかがよく問題になりますよね。プラスチックのような分解しないものが困るわけですね。そういったプラスチック製のものを減らすというか、有害なものを減らしていくという対策、こういったものは何かありませんか。

【重野廃棄物対策課長】 通常のごみに対する意識ですけれども、製造者が製造者責任ということで、ものをつくった時にごみとしてどう分解をして、どういうふうな影響を与えるかと、製造者のところでプラスチックの製品とかをつ



くる時に、ある程度考えてやっているところはございますけれども、具体的にどういうものがあるかと言われますと、今、説明する資料を持ち合わせておりません。

【深堀委員】 こういう質疑をしたのは、対馬で地域おこし隊の活動をされている方の記事が載って、海岸漂着ごみ問題について彼女の意見を讀んで、そうだなと思ったんですよ。

というのが、こういうことが書かれています。「台風による養殖施設の崩壊などによってごみが出るのも、ある程度仕方がないことかもしれませんが。管理を工夫するのは当然のこととして、屋外で使用する漁具などに関しては、万が一、遺失しても分解できる素材を使用することを義務づけるなどの対策が必要ではないのかと思う。プラスチックは安価で、いろいろな形状に簡単に加工できる便利な素材である。しかし、分解しにくいという性質は、ごみになった時とても厄介なものとなる。使用したその後のことを考えて生活したいものである」というのが、こういう海岸漂着物の削減に取り組んできた人の一つの意見としてあって、そういう考え方もあるなど。ごみを回収する、ごみの発生量を減らすという取組と、ごみになっても環境に影響を与えないような素材に変えていく努力も必要なんだなというふうに考えたわけです。

ですから、環境部の仕事として直接的に皆さんが、例えば漁具を環境にやさしいものに替えるということに対しては水産部の話になるのかもしれないけれども、そういう発想に立っているんな事業を構築していく、他部局とも連携していくということは、私は今後必要になってくるんじゃないかなというふうに思うんですよ。どうでしょうかね。

【重野廃棄物対策課長】 今、委員がおっしゃる

とおり、そういう協力というのは非常に重要なところだと思っております。

昨年度、韓国との交流をしている中で、韓国からの廃プラスチックのごみが、漁具で使っているようなごみがよく日本の方に流れてくるといふうなところの事情を説明して協議した中で、そういう漁具についてプラスチックを使わないようにするというふうなところで進めてきたところもございますので、水産部とか関係機関と国と連携しながら、そういうふうな対策を今後も進めていきたいと考えております。

【ごう委員長】 ほかにご質問はありませんか。

【吉村(庄)委員】 先ほどから申し上げておった下水道関係のところですよ。この普及率の問題で、汚水処理人口の比率をどうしていくという計画があるでしょう、汚水処理計画というのかな。これは相当先の話なんですけれども、平成38年ぐらいにかなりの高い水準の目標を設定されていると私は理解をしているんです。平成38年に9割ということですね。達成するために整備を進めると、こういう状況ですね。

平成38年に90%という目標を設定されていますが、平成27年度末に78%、全国平均よりも少し低いんですけど、離島・半島地域で50%という数字にあなたたちの資料でなっているんです。

これ、あと4～5年後というふうなところで区切りがあるかどうか知りませんが、その区切りがあるかどうかは別にして、順調に進んでいるのかどうか、これをまず聞かせてください。

【田口水環境対策課長】 汚水処理施設の整備方針といたしまして、汚水処理整備構想を今年3月に見直しを行いました。その中で、委員がおっしゃいますとおり平成38年度において90.2%を目指すという方針を出しております。

平成28年度末時点で79.5%ですので、ここ10年で10%を目指すという割合になります。最近の上昇率が平均しまして0.7%程度で推移していますことから、十分達成可能な状況であるというふうには考えております。

【吉村(庄)委員】 自信をお持ちですがね。先ほども話があった、上水道の中では簡易なども使っているんですね。これは下水道です。下水道は下水道でも、それに直結している部分もあるし、独自のものもあるんですけれども、浄化槽関係、流域下水道とか、あるいは農村、漁村の云々とか、処理とか、こういうのがずっとあるんですけど、今、浄化槽等の関係も含めてずっとやっておられて、進め方としては一生懸命考えているということですが、汚水処理施設を整備する時の国の支援措置はどうなっているんですか、基本的に。それを教えてください。

【田口水環境対策課長】 下水道事業につきましては、原則2分の1の補助をいただいております。

【吉村(庄)委員】 各市町でそういう問題をしていく時には、必ず費用が要るわけです。下水管を設置して、水は上水道の方を使うかというふうなことになるんですけど、要するに、下水道を整備する場合は下水道管、浄化槽の場合も、それぞれ個別のものもあるし、集団でやる場合もある。あるいは、集団と下水道と、従前は集団だけど、浄化槽だったんだけど、それをつなぐとか、こういうふうなことを含めていろんなやり方をする中で、農村、漁村については一定の集落条件があるけれども、最近はそのような集落条件が必ずしも十分でなくなる、こういう状況もありますから、私は、なかなか難しいところが残るんじゃないかと思っていますけれども。

各市によっては、下水道じゃなくて浄化槽と

いうところもあるでしょう。例えば、平戸もそうでしたかね、下水道全体としては。島原あたりが、下水道を今からどうするかという感じがすがね。

ここら辺のところについて、私は、進めていく場合に難点があるような感じがしますが、そういう部分は、下水道はやらんけれども浄化槽事業の方をずっとやってきたから、一応の対応はできているんだという地域もあるし、十分でないところもあると思うんですが、そういう内容について、いわゆる公共下水道をとっていないところについては、幾つか例示があると思うんですが、そういうところについては今後、そういう計画があるのかどうか聞かせてください。

【田口水環境対策課長】 3月に策定しました汚水処理構想の一つの見直し点といたしまして、従来、集合処理で計画しておきながら事業を着手していないところがありました。例えば、離島でいいますと対馬とか、本土でいいますと平戸、そういうところにつきましては、下水道で整備計画がありながら、なかなか事業化に至っていませんでした。

まず、基本的にそういった事業化の見込みがあるかどうかということを改めて市町と協議をいたしまして、今回の見直しの中で集合処理区を35区減らしました。結果的に対馬の下水道計画はなくなりまして、五島は縮小、平戸につきましても廃止をいたしました。そういう形で、事業化の見込みがないところにつきましては集合処理を廃止することで、これまで中途半端であった汚水処理計画を少し見直させました。結果といたしまして、その部分を浄化槽でやっていくと、一つ大きな方針が出たというところがございます。

それと、普及率が地域によって違います。傾

向として離島地域が低いという傾向がございますが、これをもう少し分析をしてみますと、下水道が入っているか、入っていないかで進捗率が大きく違います。下水道が入っているところは行政主導で整備が進められると、予算があれば普及がどんどん広がっていくというところでございます。

一方で下水道が入っていないところは、浄化槽主体で整備は進めております。現在の浄化槽は、個人が設置する浄化槽に対して補助をするというのをほとんどの市町村が採用されています。つまり、個人が設置する契機を捉えて整備が進められるというところがございまして、例えば個人が新築をするとか改築するとか、そういった場面がなければなかなか進まないという部分が問題として出ております。

裏を返しますと、そういったところを今後どうしていくかというところが、私どもの今後考えていくべきところであるというふうに考えております。

【吉村(庄)委員】 わかりました。今の話の中で幾つかの都市が出てきましたが、島原はどういう状況になっていますか。

【田口水環境対策課長】 島原市につきましても下水道計画がございしますが、今のところ事業の見込みが立っていないというふうに聞いております。

【吉村(庄)委員】 そういうところは、浄化槽でしようがないという考え方になっているのかどうか知りませんが、いずれにしても、浄化槽の問題にしても公共下水道にしても拡大をしていくという場合には、農村型、漁村型の集落排水もあるけれども、そういう部分については人家戸数とかの関係が非常に厳しくなっているんですけれども、いずれにしても初期費用というか、

あるいは維持費のところについては、非常に各自治体は困難を極めているというか、いろいろ出てきているんです。

上水道の老朽化によって漏水という問題が出てくるんですが、要するに一定の期間が過ぎますと維持という問題も当然出てきますから、こういうところについて、今の制度の中では回答が十分でないような条件、あるいはまた一定の補助率があるについても、国の制度として、私は県としては、改善をする、拡充をすることを求めていくべきだと思いますが、いかがですか。

【田口水環境対策課長】 私も、委員と同感でございまして、やはり汚水処理を進めていく上で、国の財政支援は不可欠だというふうに考えております。

今年6月にも、そういった趣旨の政府施策要望を行っております。引き続き要望を捉えながら、本県の状況、そして汚水処理の普及の必要性を国に対して提案していきたいというふうに考えております。

【吉村(庄)委員】 それに関連して浄化槽の問題がありますが、浄化槽協会というのが県にありますね。これは再確認のために教えていただきたいんですが、県との関係はどういうふうになっていますか。例えば出資とか、経営者側とか具体的なところに県の職員の方がおられるかどうか、あるいはまたOBの方がおられるとか、概略で結構ですけど、県の出資云々というところについては明確にお示しください。

【田口水環境対策課長】 浄化槽協会につきましては、浄化槽法に基づきまして、県が指定検査機関と認定している団体でございます。県と長崎市、佐世保市が出資をいたしております。また、構成といたしましては、理事長、専務理事、そして事務局長に県のOBが従事をいたしてお

ります。

【吉村(庄)委員】 佐世保市、長崎市の出資はいいですけども、県は幾ら出資しているんですか。それを教えてください。

【田口水環境対策課長】 県は1,500万円を出資しております。

【吉村(庄)委員】 先ほど、県の方の関与というか職員の関係がありましたね、役員の。現在は長崎県の浄化槽協会に、法律に基づいて検査をやっていけという中にそういう協会をつくってやっていると承知しておりますが、ここに弁護士の方を役員に迎えていますか。

【田口水環境対策課長】 副理事長に弁護士が入っております。

【吉村(庄)委員】 これは、どういう役割を果たすために弁護士さんが入っていらっしゃるのか。

【田口水環境対策課長】 協会の運営を円滑にするために、ご参加いただいております。

【吉村(庄)委員】 それはわかりますよ。だから入っているんでしょうけど、何を担当して、どういうふうにしていこうとしているんですか。

弁護士さんをそこに入れるというのは、ある意味ではどうかなと思うこともあるし、理由によっては、こういうところに対策が必要だから弁護士さんが特別に必要なんだと、こういうことが言われるし、どういうことでそれは入れているんでしょうか。そこだけ聞かせてください。

【田口水環境対策課長】 理事会の中で、副理事長である弁護士がどういう役割を果たされているかというのは、私どもは承知をいたしておりません。

【吉村(庄)委員】 それはいいですけどもね、そういう答弁しかできないというのであれば、それはそれで結構なんですがね。

役員の中に、構成の理事長以下のところに弁

護士さんをお雇いになっているのは、例えばある団体では、そういう法的な団体でなくても、弁護士さんがおらなければならないような、仕事上の業務上のいろんな対外的なことだとかなんだとかがあって、やっぱり弁護士さんをちゃんとそういうところに置いておかなきゃいかんと。こういうのがあるから置いておった方がいいと、あるいは置いておかにゃいかんと、こういう考えに基づいてやっておられるというのがありますが、浄化槽の協会で検査を中心にして法律に基づいてやっているところで、弁護士さんを特に入れているのは、あなたたちが入れたわけではないだろうけれども、どういう位置づけで、どういうことをするために入れているかというのが、関係者としては、あなたたちの姿勢を問う。

県の方も、OBか現職かは別にして、ちゃんとそこに参加をされている。それはそれでいいですよ。行政経験その他を含めてやっていく、それが悪いとは言いませんが、そういう立場にある中で弁護士さんがそこに入っておられるのは意味があるのかと私は疑問に思うんです。疑問に思うけれども、あなたたちとしてはどういうふうに理解をしているかというのをお尋ねしている。

【田口水環境対策課長】 理事の中には、先ほど申し上げました副理事長に弁護士が入っております。それ以外にも理事として、中小企業診断士とか、さまざまな業種の方が入っております。

恐らく、さまざまな観点からの検討を行うことで、協会の運営が円滑に行われるのではなかろうかというご判断でされたものと考えておりますし、また、理事者の選任におきましては協会の中で決定されておきまして、評議会の決議

により選任されたものでありますことから、県が特段、入れてくださいと言ったわけではございません。

【吉村(庄)委員】 中小企業診断士の方とか、そのほかの役職、そういう方と弁護士さんとはちょっと違うと思うんですよ、仕事柄の問題が。

そういう中でされていて、今はどうなっているかわかりませんが、一時、労使関係について問題があったというふうなことも聞いていますが、ここでは、さっきおっしゃったように、そのことをきちっとしていくことは、役割をどうしていくかということは、理事会なら理事会、その団体のところしか。どこでもそうなんですけれども。

そういうことで、あなたたちが直接関与しているわけではないでしょうから、そこはどうかというのは、また別の機会に必要があればしますけれども、やっぱり意味合いはちょっと違うと思うんですよ。弁護士さんをその中に入れて、しかも副理事長でしょう。重要な権限を持つところに弁護士さんが入っている状況ですから。

経営その他について言えば、あなたたちがおっしゃっている中小企業の経験者とか診断士とか、そういう方がよっぽどあれですけど。

だから、それは誤解を招いている部分もなきにしもあらずと私は思っているんですけども、実態については全く知らないわけではないんですよ。確かめているわけですから、どんな位置づけかと。今お聞きしたところでは、よかろうということでやっているんだと、いろんなことをやるために、こういうふうにおっしゃっているだけだと理解して、私としては受け取っておきたいと思います。質問は以上です。

【ごう委員長】 ほかに質問はありますか。

【山口副委員長】 先ほどの汚水処理の続きになるかと思えますけれども、今年度末に長崎県汚泥処理構想を策定するということになっておりまして、その中では、汚水処理事業から発生する汚泥の広域処理、それからエネルギー化について検討を行うということになっておりますけれども、現状の汚泥処理、あるいはエネルギー化について、県内の把握はどうなっておりますか。

【田口水環境対策課長】 今年の3月に、ながさき下水道連携協議会というのを立ち上げました。県内で下水道事業を行われている事業者にご参画いただきまして、その中で下水道に関するさまざまな課題について議論いたしております。

当面の課題といたしまして、下水処理場から排出される下水汚泥をどう処理していこうかということを議論しているところでございます。今年度、既に幹事会、作業部会等を開きまして検討を進めているところでございます。

現在の進捗状況といたしましては、県内を幾つかのブロックに分けて集約化ができないかというブロック分けの検討に入っているところでございます。

【山口副委員長】 汚泥処理は、1カ所に集めてという形で広域処理をなさるわけですか。

それと、汚泥処理の現状が焼却処分という形もありますけれども、たい肥化という形もございます。どういう方向でどうなさるのか、それがまだ見えてこんどですけど、いかがですか。

【田口水環境対策課長】 現在、下水汚泥を処理した後の脱水汚泥を産業廃棄物として搬出しております。産業廃棄物は、処理先で再資源化されまして、例えば、たい肥であるとか、建設資材にリサイクルをされております。

私どもが課題と考えておりますのは、実は県

全体で汚泥が約6万トン出ております。トン当たり1万5,000円で計算いたしますと、年間8億円の費用を要するというところでございます。

今後、人口減少が進む中で当然下水道収入も減っていく。そういう中で、いかに下水道処理に必要な経費を抑えていくかというのが、各下水道事業者に通ずる課題でございますので、そういった観点で検討を進めているところでございます。

事業者によりましては、単独の施設で既に再利用化をされているところがございます。例えば佐世保市とか大村市等につきましては、下水道汚泥から発生する消化ガスを使って発電をします。その発電した電力を場内の電力に使ったり、もしくはそれを売電して新たな収入源として確保するというやり方もやっています。

しかしながら、ほとんど県内の処理場は規模が小そうございまして、単独で再利用化が可能な施設の整備等はなかなかできないというところがございます。複数の処理場から出される下水汚泥を集約化すればスケールメリットが出て、結果としてそういった再利用につながるのではないかとことを現在検討しているところでございます。

【山口副委員長】汚泥処理とエネルギー化とは分けて考えんといかんと思うんですけれども。

汚泥処理の脱水汚泥が汚泥ケーキとなって、それが産業廃棄物となっていく。それが6万トンあって、それを広域処理すれば効率化につながるし、また再利用にもつながるという形での考え方と、消化ガスをエネルギーとして使うという考え方、それは分けて考えんとですね。それは一緒くたではいかんのではないかと思います。

各処理場で消化ガスを発生させ、発生したガ

スを、加温して温度を上げるためにも使っております。なおかつ残ったガスを燃焼させたり、いろんな形で、それが余っているからもったいないというわけであってですね。そういう処理を2つに分けて考える必要があると思うんですけど、いかがですか。

【田口水環境対策課長】施設の状況によって、さまざまだと思っております。そういったことも含めまして今、各市町と意見交換をしながら、どういうふうな仕組みができるのかなというところを議論しているところでございます。

【山口副委員長】両方一緒に、エネルギー化もやれるんじゃないかというふうな形で、さっきご回答があったものですから、そこは分けて考える必要があるということで申し上げるところでありましてですね。

1万トンぐらいの処理能力の浄化施設では、消化ガス発電をするには費用対効果がですね、やっぱりできないということで。消化ガスを小さな施設から集めて、それで発電をやっていけば効率的であるということですよね。そういったことをできるのか。

集める費用がかかるのであれば、費用対効果がちょっと及ばないところに対して初期導入の補助をちゃんとしっかりやっていく、そういったことも検討に上げていただきたいと思うんですけど、いかがですか。

【田口水環境対策課長】処理場の規模とか、処理場の距離、近いか遠いかとか、さまざまな要素によってさまざまな組み合わせがあると思っておりますので、それは各事業者の話を聞きながら検討していきたいと思っております。

【山口副委員長】今年度は、そういう可能性についていろいろ調査をやって、継続的に汚泥処理構想を、検討をやっていくということですか

ら、ぜひいろんなパターンで考えていただきたいし、そしてまた再生可能エネルギーとして活用できるような方向で考えていただければと思いますけど、部長、最後にいかがですか。

【太田環境部長】ながさき下水道連携協議会の趣旨が、先ほど水環境対策課長が言いましたように、下水道事業者の効率的な運営をやっていくということが本旨でございますので、いろいろな形での組み合わせ等もあると思いますので、エネルギーとか、汚泥の集約化によって共同処理とか、そういうことを含めていろんな形でいろんなことができるかと思っておりますので、いろいろ検討していきたいと思っております。

【ごう委員長】ほかにご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】では、ほかに質問がないようですので、環境部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

―― 午前11時28分 休憩 ―

―― 午前11時28分 再開 ―

【ごう委員長】委員会を再開いたします。

【田口水環境対策課長】先ほど、堀江委員にご回答いたしました耐震適合率の数字が誤っておりましたので、訂正をさせていただきたいんですけど、よろしいでしょうか。

【ごう委員長】はい。

【田口水環境対策課長】すみません。（発言する者あり）

長崎市の耐震適合率は65.3%でございます。後ほど、資料は、訂正させていただきます。

【ごう委員長】それでは、これをもちまして環境部関係の審査を終了いたします。

午後は、1時30分より県民生活部の審査を行

います。

しばらく休憩いたします。

―― 午前11時29分 休憩 ―

―― 午後 1時31分 再開 ―

【ごう委員長】それでは、委員会を再開いたします。

これより、県民生活部の審査を行います。

県民生活部は、分科会付託議案及び委員会付託議案がないことから、委員会による審査とし、所管事項についての説明及び提出資料に関する説明を受けた後、陳情審査、所管事項についての質問を行います。

県民生活部長より、所管事項説明をお願いいたします。

【木村県民生活部長】今回、県民生活部関係の議案はございませんので、議案以外の主な所管事項についてご説明いたします。

「環境生活委員会関係議案説明資料」の「県民生活部」をお開きください。

今回、ご報告いたしておりますのは、女性の活躍推進、人権尊重の社会づくりの推進、犯罪のない安全・安心まちづくりの推進、夏期の食中毒の発生防止、食品の安全・安心確保に向けた施策の推進についてであり、内容については、記載のとおりであります。

次に、「環境生活委員会関係議案説明資料（追加2）」をお開きください。

追加でご報告いたしております「住宅宿泊事業法」の公布の内容につきましては、記載のとおりであります。

以上をもちまして、県民生活部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【ごう委員長】 次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、説明を求めます。

【松尾県民生活部次長兼県民協働課長】 「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出しました県民生活部関係の資料についてご説明いたします。

1ページ目をご覧ください。

知事及び部局長に対する陳情・要望のうち、本年6月から8月に県議会議長あてにも同様の要望が行われたものは、平成30年度国政・県政に対する要望書の1件となっており、それに対する県の取扱いは資料記載のとおりでございます。

次に、2ページ目をご覧ください。

附属機関等会議結果についての本年6月から8月の実績は、長崎県食品安全・安心委員会など計4件となっており、その内容については資料3ページから6ページに記載のとおりでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

【ごう委員長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、陳情審査を行います。

配付いたしております陳情書一覧表のとおり陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。審査対象の陳情番号は14番の1件でございます。

陳情書について、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】 質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

続きまして、議案外の所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】 次に、議案外所管事務一般についてご質問はございませんか。

【堀江委員】 運転免許証がなくても安心して暮らせる環境づくりについて質問します。

この9月定例会の深堀議員の一般質問に対する答弁で、県民生活部長は「運転免許証がなくても安心して暮らせる環境づくりに取り組む」という答弁をされて、その一つのかなめとして交通安全部会というのを挙げましたが、この交通安全部会というのはどういうメンバーでつくられているのか、まず教えてください。

【宮下交通・地域安全課長】 高齢者対策部会についてのご質問でございます。これは県の交通安全対策を総合的に推進するということで、長崎県交通安全推進県民協議会という大きな組織がありまして、マスコミ・報道・各事業者、民間等111機関、120名の委員で構成しています。この県民協議会の中に高齢者対策部会という組織が、高齢者の事故防止を総合的に推進するということで設置してありまして、これに幹事以下20名おります。その構成員につきましては、県庁内の各課、長寿社会課も含めて都市計画課、道路建設課、県警本部は交通企画課、交通規制課、交通指導課、運転免許課のそれぞれの所属、それと九州地方整備局、ほかには交通安全協会、長崎県のバス協会、長崎県タクシー協会等の運輸事業者も含まれて、合計20名で高齢者対策部会を構成している状況でございます。

【堀江委員】 その高齢者対策部会というのは、長崎県交通安全実施計画との兼ね合いはどうなるんですか。全く違うんですか。



【宮下交通・地域安全課長】交通安全実施計画との絡みでございますが、別に交通安全対策会議というものがもう一つありまして、この会場では県民協議会と連携し、連動しながら実施計画を具体的に進めているという状況でございます。

【堀江委員】私の理解の中で、県民生活部の所管の中で私の手元に入るのは長崎県交通安全実施計画というもののしか入りません。そうなった時に、これはあくまでも交通事故をどう防ぐかというのが主ですよ。それとは別に、先ほど、運転免許証がなくても安心して暮らせる環境づくり、これは別問題になりますよね。全く違うとは言いませんけれども、今後の対策としてどういう環境づくりをするかということで別になりますので、まずは、この計画との兼ね合いを確認したところです。

それで、安心して暮らせる環境づくりについては、高齢者対策部会ということで正式名称としては対応するという交通・地域安全課長の答弁が今ありました。これは、どれぐらいの間隔で、例えば3カ月に1回なのか、6カ月に1回なのか、1年に1回開かれるのか。

そして、その議題の中に、運転免許証がなくても安心して暮らせる環境づくりという趣旨の議題があるのかどうか、2点教えてください。

【宮下交通・地域安全課長】お答えいたします。高齢者対策部会はどれぐらいのペースで開催されるかということでございます。委員もご承知だと思いますけれども、改正道路交通法が今年の3月12日から始まったわけでございます。まず、その周知も含めて、2月に、この法改正に伴いまして臨時の高齢者対策部会をこのメンバーで開催しております。また、4月には、定期異動でメンバーが代わっておりますので、春の定期

異動後に開催ということで、これは毎年1回開催している状況でございます。また、最近の高齢者の事故の厳しい情勢を受けまして、10月中にももう一回開催を予定しているところでございます。

【堀江委員】もう一つ、議題はあるのかということをお聞きしました。

【宮下交通・地域安全課長】委員のお尋ねの議題はということですが、まさしく高齢者の事故が多発している状況でございまして、これがほとんどの主なテーマになるところでございます。法の適用の推進状況もありますし、また、バス・タクシー協会、交通運輸事業者もおりますので、先ほど委員がおっしゃいました高齢者の運転免許証返納後の公共交通機関の体制を整える意味でも、このバス・タクシー業界の方にも料金割引等を推進していただきたいという働きかけを、あわせて強力に推進している状況でございます。情報交換も含めて重要な対策を、今、図らせているという状況でございます。

【堀江委員】私が一般質問を聞いておりまして、運転免許証がなくても安心して暮らせる環境づくりをどうするか。そこの一つのかなめとして交通安全部会、正式には高齢者対策部会を一つのかなめといいますか、部署にして、そういう環境づくりをするんだというふうに私は質問を聞きながら思ったんですね。

今、答弁を聞きますと、臨時があったり、道路交通法改正の周知をしたり、それから新年度に人員が代わるということですから、毎年1回、年に1回ということですね。

そうすると、議題としては、今の話を聞きますと事故対策が主ですね。確かに、バスやタクシーの軽減策なりをお願いしたり、働きかけはしたけれども、それは言うところの議題ではな

いですよね。今の話を聞くだけでは、どうやって運転免許証がなくても安心して暮らせる環境づくりをするかというふうにはとれない。

そうしますと、県民生活部長が言っていた運転免許証がなくても安心して暮らせる環境づくりをするために、いろんな部署が集まって協議をするという高齢者対策部会というのは、部長の答弁で言うところの役割を実態として果たしているのかという思いがあるんですが、その点はどうですか。お話を聞いた範囲では、これは事故対策、つまり長崎県交通安全対策会議も含めて、長崎県交通安全実施計画がありますよね。これはいかにして事故をなくすかというのがあるんですけども、これとは別と理解しましたが、その答弁を聞く限りでは、この実施計画と同じではないかというさらなる疑問が私としてはあるのですが、その点の私の疑問を解いてください。

【宮下交通・地域安全課長】 高齢者の暮らしやすい交通環境の構築という問題に関しましては、部門が企画振興部とか、幅広く分かれているところでございます。まずは公共交通機関、いわゆるバス、タクシー等の公共交通機関、あわせて、また市町の乗合バスやコミュニティーバスという整備のところにも十分及んでおります。そして、料金の割引等も、今、タクシー、バス、交通局の運転免許返納者に対するパス制度や、西肥バスなどでの交通に関するいろんな支援体制の構築ということで、実際はこれらが連動し、連携しながら今はやっていこうということで対策を今から図ろうというところでございます。

【堀江委員】 対策を今から図るんですね。交通・地域安全課がこの高齢者対策部会の事務局になるんですか。

【宮下交通・地域安全課長】 体制上は、事務局

として高齢者推進県民協議会も含めて、部会も担当しているところでございます。

【堀江委員】 それでは、事務局として、老人交通費の助成事業、長崎県内の自治体の老人交通費の助成事業とかは把握していますか。

【宮下交通・地域安全課長】 委員お尋ねの老人交通費の助成事業、いわゆる運転免許証を返納した運転経歴証明書を持たない方、例えば65歳以上の高齢者全体を支える制度を把握しているかというお尋ねでございます。

高齢者への優遇事業ということで、各市町が事業に取り組んでおります。例えば、長崎市内では70歳以上の高齢者には全て5,000円相当のバス券の支給、また佐世保市でも75歳以上の西肥バスの無料パス券、いわゆる敬老パス券とか、それぞれ島原市や対馬市の方も、対応は各市町ともとられている状況でございます。

【堀江委員】 公共交通機関との連携でありますとか、実際に今の時点で運転免許証がないという場合にどういう利用ができるか、どういう状況かという時に、今ある制度は老人交通費助成事業ですよ。そこをまず把握をされているかと、ちょっといじわるな質問をさせていただいたんですが、交通・地域安全課長が言われるとおり、長崎市は70歳以上、佐世保市は75歳以上、しかし、諫早市、大村市、平戸市、五島市、長与町、波佐見町等、老人交通費助成事業は一切ないところもありますよね。だから、県内21の自治体は、あるところ、ないところがあります。あっても年齢が全く違う。そういう中で、免許証がなくても安心して暮らせる環境づくりをどうつくるかというところの協議が、本当かどうか、実質的に環境づくりをやるぞという立場でどのような審議が現在行われているのかということを知りたくてこの質問をしたんです。

そうしますと、事務局になる交通・地域安全課としては、その実態、老人交通費助成事業の把握はしているけれども、働きかける、市町へお願いをするという段階程度で、具体的にはこれからということですか。現状、はっきり言って、まだ何もやってないということなんですか。

【宮下交通・地域安全課長】先ほどからお話しております高齢者対策部会を中心として、市町、また各事業者に働きかけを事務局としてはやっている状況でございます。

現在の事業者支援状況でございますが、働きかけもやっているところでございますけれども、バス、タクシーの事業者の支援につきましては、委員もご承知のことと思いますが、島原地区、諫早、佐世保等、県内のタクシー事業者53社1組合では料金の1割引と。新上五島地区交通安全協会も、地元商店街と連携しまして商品券の交付とか、さまざまな事業に取り組んでいただいているところでございます。

また、市町の方におきましても、島原市、南島原市、雲仙市の交通利用券、いわゆるバス、タクシー、鉄道の料金の割引とか、交通券を利用しやすいように、そのような対策をとっていただいております。

このように、各市町とも高齢者の交通機関の確保というのは喫緊の課題として捉えている状況でございます。私どもも、市町担当課長会議などもあるわけでございますけれども、そういう機会を利用して働きかけを要請して、徐々にこういう制度が整えられております。今後も、部会等を中心として、この辺のところはまた推進体制をきちんと整えていきたいと思っております。

【堀江委員】要は、運転免許証がなくても安心して暮らせる環境づくり、高齢者の事故が増え

ると。だから、高齢になったら運転免許証を返納してくださいと。長崎県営バスでも始まった。しかし、県営バスだけがしても、そうはならないから、足の確保がなければ運転免許証は返納しませんので、運転免許証を返納しても暮らしに困らない環境をどうつくるかという時に、一県営バスとか、民間だけではなくて、行政も含めて、どう長崎県の地域の足を確保するかという視点でもって協議をしなければならない。そこは一致していると思うんですね。今ある組織の中で、そこができるというのは、高齢者対策部会ということだと思ったので、この質問をしているんですけれども、交通・地域安全課長の答弁を聞いて、喫緊の課題だと言いながら、とても喫緊に対応しているとは思えない。「これからやる」、「いやいや、これからじゃないでしょう」という思いが私としてはありまして、部長があれだけ答弁した割には、もう少し積極的にやらないと、本気度が見えませんが、部長、答弁してください。

【木村県民生活部長】ただいまの堀江委員のご質問でございますが、議場で答弁したとおりであります。私ども県民生活部の中で、進めなくてはいけないというのは、まず交通事故の防止というか、抑制でございます。特に、今、高齢者が関与した交通事故が非常に増えているということから、ここを何らかの形で減らしていかなくてはいけないという中で、やはり運転に自信のない方であったり、心配であったりする方については、ぜひ免許証の返納という形で、ご自分が事故に遭う可能性を低くしていただく、あるいは加害者になる確率を小さくしていただくということが大事ではないかということで、先ほど課長も申しました高齢者対策部会あたりで、とにかくそういったことについて、今こう

いう状況であって、そういう取組をぜひ進めていただきたいと。バス協会、タクシー協会という関係業界もありますので、その中で逐一要請をしてきているところでありまして、その結果として、先ほど課長の方からありましたようなバス事業者やタクシー事業者、あるいは交通安全協会からの支援とか、そういった取組が現在なされているところでもあります。また、加えて、市町による免許証返納者に対する支援、こういうものも幾つか見えてきたところでもあります。

ただ、究極の問題点というのは、確かに堀江委員がおっしゃるように、免許証返納者だけではなくて、要は交通弱者と申しますか、公共交通機関に頼らなければ生活ができないような方に対してどのような支援をしていくのか。免許証返納者だけではなくて、もっと幅広い支援が要るのではないかという議論もございます。これにつきましては、福祉保健部の方で、現在、庁内連絡調整会議を開催しておりますし、企画振興部の方でも市町を集めた担当省会議等で、そのあたりの対策等について協議をしていると考えております。

ですから、高齢者対策全般の話ということであれば、なかなか県民生活部だけでそこをカバーするのは難しくて、うちからも参加をいたしておりますが、庁内の福祉保健部の会議ですとか、企画振興部が招集しております会議とか、そういったところで検討しているということでございます。

【堀江委員】確かに、高齢者問題は福祉保健部になるでしょう。そして、運転免許証がなくなった場合どうするかといった時には県民生活部になると思うんです。要は、言われるように、大きく生活の足をいかに確保して、地域交通を

確保して、県内どこに住んでもきちんと買い物にも行けて、病院にも行けてという県民の生活をどうつくるかという大きな視点で言えば県民生活部になると私は思うんです。そういう意味で、しかも、県民生活部長が答弁したので、すごく納得がいったんですけどね。

確かに今の視点として見れば、それぞれ部署があることは事実ですよ。だからこそ、この今の時期に、これだけ高齢者の方が増えていく、実際にまた免許証返納ということも増えてきている中であって、今まで思ってきたかもしれないけれども、実際に手を打つ時期に、もう既に遅いぐらいですよ。

全国では、深堀議員も一つの事例を挙げましたけれども、確かに県レベルでは難しいと思いますけれども、自治体レベルでは公共交通機関をいろんな形で確保してやりきっている自治体もたくさんあります。

だから、長崎県も一様にはいかなないけれども、離島、島原半島、いろんな形で、その地域にに応じて、そこに住んでいる人が病院にも行けて、買い物にも行けてということができるよう足の確保をどうするかという大きな視点を持って、どこかの部署が積極的にやらないと、これは進まないと私は思っているの、あえて深堀議員の一般質問に関連して質問をさせていただいたんですけど、ぜひその点は、いつまでもこれからということではなくて、実際に踏み出して協議をしていただきたいということを強く要望したいと思います。

【深堀委員】堀江委員から取り上げていただきまして、ありがとうございました。

今の質疑を聞いていて、私なりの質疑をしたいんですけども、先ほどからの質疑の中で、高齢者の皆さんに対するいろんな助成制度があ

ということ、これはある意味福祉の観点でわかるんです。私は、あくまでも高齢者の交通事故減少のための施策として質疑をしたいと思うんです。

本会議でも言いましたけれども、昨年の県内の死亡事故41名の中で、65歳以上の高齢者が占める人数が30名、だから、実際75%前後です。なおかつ、その41名亡くなった事故の第一当事者の半分以上が65歳以上の方だった。だから、結局加害者というか、起こした側も半分は高齢者だったということです。だから、高齢者の交通事故ということに対して、やはりもうちょっと危機感を持って取り組まなければいけないですねというのがスタートです。

自主返納率が、全国も長崎も1.何%なんです。差は0.1ポイントぐらいですが、本県が低いと。その要因が何なのかというのは、非常に難しい話でわからないんですけれども、ただ、警察本部の回答の中では、いろんなアンケートをとった時に、免許を持っている方にどうすればいいかという話の中で、やはり公共交通の割引制度とか、こういったものがあつたら助かるという声が多かったという報告があつたわけですね。

長崎県営バスも、今回、明日以降でしようけれども、「プラチナパス65」という65歳以上を対象にした制度をつくり出すということを今予定しています。ただ、今年から始まった免許証返納者パス、これは期間が1年しかない。

だから、高齢者福祉の部分と交通事故を削減するための問題で考えれば、私は返納者パス、返納するのを促すような仕組みをつくる形が一番望ましいんだと思います。

県民生活部に要望したいのは、公共交通事業者がたくさんあつて、そういった免許証返納者に対する支援制度をすることによって、その経

営が少し圧迫されるから、なかなかそこに踏み込みきれないという考えもあるというのを聞いているので、本当にそうなんですかと。実際に今まで無理して車を運転している人が、もう無理して運転しないで公共交通に乗るということになれば、公共交通に乗る人が増えるんじゃないですか。純増じゃないんですか。

県営バスの「プラチナパス65」というのは、結局、免許証返納は関係なく、65歳以上の人は割引く制度なんですけれども、そうなれば収支がかなりきつくなるので、このぐらいの額になりましたという事前の説明を受けたんですけれども、それとは違うんですね。今、無理して運転している人を、運転せずにいいようにして、公共交通にシフトすることによって、今度は公共交通の輸送量が増えるわけだから、そういうメリットがあるということを調査すべきじゃないのかと、そこまで経営に影響を及ぼさない可能性もあるじゃないですかと、そういうことを県民生活部としては調査してみる価値があるんじゃないですかということを私は言ったつもりなんですけれども、そこに対する本会議での答弁は具体的になかったと思うので、それに対する見解をまず求めたいと思います。

【宮下交通・地域安全課長】先般の本会議での委員のご質問、公共交通機関を利用した場合、そのメリットはどのような状況かということで、そのデータをとってメリット、デメリット、その辺の分析が必要じゃないかというお尋ねだったと思います。

私どもは、その辺のところがちょっと認識不足というか、考えが及ばなかったところもありますので、今後、検討させていただいて、その辺のところも関係部局等と連携を取りながら図らせていただきたいと思います。

【深堀委員】 調査をすることは、そんな大変なことではないんじゃないかと思うんですよね。そこまで公共交通事業者の負担が、免許返納者を優遇する制度をつくったことによって、その交通事業者の経営がものすごく圧迫されるようなことがないようであれば、各公共交通事業者が進んでそういう制度をつくる可能性があるので、今の答弁を了として、ぜひお願いをしておきたいと思います。

公共交通、タクシーを含めれば、それは網羅されているかもしれませんが、一般的にバスや電車を考えた時に、その路線がない地域がもちろんあるわけですね。じゃ、そういった人たちを今度どうするのかと考えた時に、これは本会議で少し述べましたが、NPOとかのボランティアで、高齢者の買い物や通院などを助ける仕組みを、これは佐賀市の大和町なんですけれども、そういったことが新聞にも掲載されましたし、そこがやっているのは結構いろんな補助金をいただきながら運営をしているという内容だったんです。そういった交通空白地域を県民協働で、NPO法人等の団体の力を借りて、そういう公共交通空白地域の高齢者の皆さんの足を確保していくという考え方は当然あってしかるべきだと思うんですけれども、それに対する考え方はどうですか。

【松尾県民生活部次長兼県民協働課長】 佐賀県の川上峡の方でNPO団体をつくられて、団体の会員に対する送迎サービスという形でやっておられるというお話を伺っております。これに関しましては、似たような事業が長崎県の中ではないかということでNPO法人の事業報告書を確認させていただいたところ2件ございまして、長崎県平戸市の度島、こちらの方で「度島地区まちづくり運営協議会」、それから西海市の平

島、こちらの方でも「平島を守る会」の2法人ございまして、それぞれ島内で有償バスの送迎事業という形でやっております。

もちろん、度島及び平島も非常に限定的な小さな地区といえましょうか、ある程度限られた地域内で、その地域の住民の方のニーズというものがありますので、ニーズに合わせたところでのきめ細やかなサービスというものをNPOでやられているという事業の内容かなと理解しております。

この度島のまちづくり協議会は、まちづくりの視点から島民の生活を守るということを基本理念にしているようでございます。

【深堀委員】 今、県内で類似するようなNPO法人の活動の報告がありましたけれども、それはある意味、自発的に、自然発生的にというか、地域のニーズで立ち上がってきたわけですね。先ほど議論していた、公共交通がない地域の高齢者の皆さんが免許証を返納することを促すための政策、県が誘導的にNPO法人とかを募るといふか、そういった考え方はないですか。

【松尾県民生活部次長兼県民協働課長】 公共交通機関に関しましては、地域の方で地域交通網に関する協議会というものが開催されていると伺っております。それに対する、いわゆる代替バスの事業をする方を募るといふのでしょうか、交通網をする時の計画と申しましうか、いわゆる緑ナンバーではなくて、白ナンバーで送迎といふのでしょうか、ミニバスといふのでしょうか、そういうものをさせる事業ということで、あくまでも、市町の中で協議会をつくっていただいて、その中で計画を立てていただくということでやられていると伺っていますので、そこに対するいわゆる運営者、事業者としてNPOが参入するという機会はあるかなと思いま

すが、そこはマッチングの問題になってくるのかなと。手を挙げられる事業者がおられるのかということもあるかと思います。

【深堀委員】 ということであれば、ある意味、各地域に任せているというか、地域でそういった会議体があって、そこで協議しながらそういうものが発生してくるという考え方なのかな、そういうふうに理解していいんですね。

私が言っているのは、確かに地域の必要性に応じてというのもわかるんだけど、高齢者が免許証を返納するのを促すための仕組みとして、そういったNPO法人を募る必要はないのかと。これは思いつきのような話で申し訳ないんですけども、それは各地域、県内いろんな地域があって、その地域で発生した部分だけということなんですか。政策的にできないのかなと思うわけですね。県が誘導する、ちょっとかみ合わないかもしれないけれども、そういう考え方は出てこないんですか。

【松尾県民生活部次長兼県民協働課長】 先ほども申しましたとおり、NPOというのが、どちらかというと地域の細かなニーズに対応するためといいましょうか、自分たちで自然発生的に生まれてくるような団体でございますので、やはり地域の要請に応じた細かいところでサービスをやっていくということが基本的な考え方なのかなと。

それで、県の政策として、もし事業提案という形で、例えば県内の離島、あるいは交通弱者の足を守るために何か事業として打ち立てたいということであって、それに対してNPOの協働を促したいというような事業課の提案がございますれば、そういうことの投げかけといいましょうか、マッチングの作業に関して県民協働課の方で、いわゆるマッチングをさせたり、コ

ーディネートをしたりとかするような可能性はあると思います。

【深堀委員】 勉強不足で申し訳ないんですけども、今、県民協働課長がおっしゃったのは、あくまでもNPO法人側が、県じゃなくて、やる側が提案をしてきて、初めてそこでそれを事業化するかという判断をするという話だったんですね。県が、今言ったように、公共交通が弱い地域で、そういったNPO法人の皆さんが高齢者の皆さんの足を確保するための事業をやる場所はありませんかという募集をかけるような形、働きかけと言ったのは、県が政策的にそういったことをやるから、誰か手を挙げませんかということができないんですかと私は問いつけているんです。

【松尾県民生活部次長兼県民協働課長】 委員がおっしゃるように、県の政策として、事業を提案するので募集をされるというのは、当然そういう考え方はあると思います。

【深堀委員】 あるということなのですが、でも、今現在ずっと議論している高齢者の皆さんの、例えば無理して運転している人たちの免許証を返納しやすくするために、そういった政策から「NPO法人の皆さん、どこかの地区でモデルでもいいんだけど、そういった免許証を返納した人とか、高齢者の皆さんを対象にした活動を募集します」ということをやっているということですか。

【松尾県民生活部次長兼県民協働課長】 具体的に県の事業として、そういう募集をしているということではございません。可能性の問題として、事業として事業課の方で提案があればということで申し上げております。

【深堀委員】 今、「事業課の方で」と言われた。事業課というのは、具体的に誰のことですか。

【松尾県民生活部次長兼県民協働課長】先ほど言いましたように、白ナンバーのバスの運行という形になってくると交通ネットワーク、公共交通機関の話になりますので、ここはやはり交通を所管する事業課ですとか、あるいは地域づくり、まちづくりの事業課という形になってこようかと思っております。

【深堀委員】それは、例えば県民生活部の中に交通・地域安全課というのがあって、そこと県民協働課が連携をしてそういった事業を立ち上げるということはできないんですか。

【宮下交通・地域安全課長】委員のご質問でございすけれども、現状といたしましては、先ほど私が、高齢者対策部会の話、各市町へ働きかけをして返納対策、公共機関対策を行っているという説明を行いました。各市町の方でもその辺のところは取組をなされている状況ということで、まずは、その働きかけも各市町担当課長会議の席においてそういう事例紹介等を含めてお願いをしているところでございます。

例えば、対馬市の方でも「対馬こんどろバス」という制度で地元協議会が立ち上げまして、集会所から商店街、商店街から病院と、そういうふうにバスを回したり、市町の担当もその辺のところは乗合タクシーとか、さまざまな交通網の整備を図っている状況でございます。

今のところ、この市町の取組、地域において、さまざまな交通事情がありますので、市町の動きも見ながら、今現在、推進している状況でございます。

【深堀委員】最後にします。

簡単に言えば、公共交通が走っていない地域の足を守るための施策を充実してくださいねと、そのうちの一つがNPOのいろんな活動と連携をしながらやってくださいねということをやっ

ているので、今やられている部分もあると思います。ただ、それだけではまだまだ不足していると思うので、それをさらにもっと進めて、無理して運転している人を少なくしてあげるというために、ぜひ努力をしていただきたいと思います。

認知症検査とかやって、3つの分類に分けた時に、認知症のおそれがあるという人が結構いらっしゃるんですね。今も運転しているんですよ。結局、最終的に免許を返納しなければならなくなった人も毎年いるわけですね。だから、そういった人たちが自主的に、本当に自主的に返納できるような環境をつくるために、ぜひ努力をお願いしたいと思います。

【吉村(庄)委員】3点お尋ねします。

一つはカネミ油症の問題です。これは、新しく制度も少し前向きになりまして、認定基準も言ってみれば改善されたような結果になっています。しかし、長崎県でも、そういう意味では、どういう基準で考えるかは別にして、未認定患者がまだいらっしゃる。こういう状況もありますから、あなた方も平成30年度政府施策に関する要望で具体的な資料もつけながら、十分かどうかは別にして、政府に対して要望する、こういう状態をつくっておられます。

こういうのがわかるかどうかわかりませんが、では、長崎県内では、私として言いたいのは、当然認定を受けられるような人がまだ受けられてないと捉えるんですけれども、そういう部分についての推計、こういうものがありますか。例えば、未認定患者というのは何人いる、これは未認定ですから、患者というより未認定者を一応把握されていますが、その未認定が全て認定されるべきだとか考えるかどうかは、基準との関係なんかもあると思います。そこら辺につい



て、基準の改善をさらに進めるかどうかは別に  
して、そういう対策を国の方にも充実していた  
だいてやっていかなきゃいかんと思われる部分  
として、どの程度の皆さん方を考え得るのかど  
うか、その辺はどうですか。

【加藤生活衛生課長】委員がおっしゃいました  
未認定患者のどこまでを救済しなければいけな  
いかということもありましたけれども、その件  
に関しては、診断基準というのは国が決めまし  
て、そのことについて私どもがどうこう言うわ  
けでもございませんし、救済をお願いしたいと  
いうふうに国の方に要望することはございます。  
要望につきましては、本年度、部長と6月に厚  
生労働省の方にカネミ油症に対する診断基準の  
見直しということで要望に行ってまいったところ  
でございます。

それで、未認定患者のどこまでを救済しなけ  
ればいけないかという基準については、生活衛  
生課の方では、具体的な症状とか、そういった  
ところで区別ができませんので、いわゆる被害  
届を出された方につきましては、皆さん受診を  
していただくように案内を申し上げております。

【吉村(庄)委員】ですから、そういうふうと言  
いながらも、被害者の救済についての基準の見  
直しをお願いしますとあなたたちは言ってい  
るんですね。じゃ、少なくとも政府に対してど  
ういう基準の見直しを求めるかというのは、当  
然ないといけないけれども、ここは基準自体が非  
常に難しいところなんです。「ダイオキシン類  
の濃度を重視している云々」とあなたたちは書  
いているけれども、そういうところから少し問  
題があるんじゃないかということはわかるけれ  
ども、基準を見直してくださいと言う以上は、  
基準をどんなにしてくださいと言うのかとい  
うのは、一定ないとどうだろうかと、というふ

うに思います。

同時に、そういうことを見直す、例えば、県  
としては見直してほしいと。どういうところを  
言っているか、私もわからんけれども、そうい  
う見直しをすることによって救われるべきところ  
がどのくらいなのかと。あなた方は未認定患  
者は何人と、一応の数字は出しているんですよ。  
本県での未認定患者というか、未認定の状況と  
いうのを出していますが、そういう皆さん方が  
どのくらいいて、どういう状況かというのは基  
準の見直しとの関係がありますから結果的には  
わからんのけれども、そういうところについ  
てどういうふうに考えているかというのは、具  
体的にはなかなか難しいけれども、考えきれな  
いでいる、要望は出しているけれどもと。こ  
ういうふうに理解するんですか、いかがですか。

【加藤生活衛生課長】まず、要望している内容  
の前に、被害者の掘り起こし、未認定患者の数  
についてお話しいたします。

平成21年に被害者の掘り起こしを行いまし  
て、所在が確認できました未認定患者は350名  
でした。このうち、連絡を拒否された方が125  
名おられ、その方々を除いた225名のうち、県  
内在住の方が187名でございました。それで、  
今年度は県内在住151名の未認定の方に健診の  
案内を送っているところでございます。

要望の診断基準のところでございますけれど  
も、これは本当に難しいところでありまして、  
未認定者の方々、食べたと言われている未認定  
者の方々の中でも、やっぱり診断基準に達しな  
い方というのが数多くおられると思います。そ  
の方々につきましては、生活習慣病との区別が  
つきにくいんですけれども、体のだるさ、頭痛、  
その他いろいろな症状がございますので、そう  
いったものが健康な方々に比べてどのくらい多

いのかというところまで、健康実態調査などを含めまして、もしわかることができましたら、その分につきましても診断基準に加えていただけないかということをお願いしております。

【吉村(庄)委員】 私が聞きたいのは、いじわるを言うわけじゃないですよ、基準の見直しを要望するのであれば、基準はどういうところまでとか、対策会議等もあるわけですから専門家といろいろ協議したりして、そういうことを考えられているのかなと思ったんです。この要望は少し不用意じゃないかという感じがしています。下の方に書いてはありますよ。血液中のダイオキシン類濃度の数値を重視せざるを得ない状況に基準が考えられているから、それ以外のところ、つまりダイオキシン濃度が低いところについて云々と書いてあるから、わかるような気はするけれども、少なくとも基準の見直しをしてくださいと言う以上は、というふうに普通考えるでしょう。何をどうするか、後でもちょっとあるんだけどね。そういうところでひとつ対策を強化していただきたいということを言う以外にないと思っております。私からは、その点については以上です。

次に、陳情にもありましたし、あなた方の政府要望にこれもあるんですけれども、離島におけるガソリン価格の問題です。格差是正という言い方があってみたり、その中には揮発油税の問題があるから、軽減措置をちゃんとやってくれと、そうすると変わってくるじゃないかと、こういうことなんです、質問をいたしますので、関係のところであっていただければ教えてください。

最近ずっと、本土と離島、ちょっと差別的な言い方になっておりますが、1リットル当たり20円から30円ぐらいの差が出てきているんで

すけれども、最近の調査結果で結構ですから、現在もあんまり変わっていないのかどうか。

【松尾県民生活部次長兼県民協働課長】 先ほど、陳情・要望事項対応要旨というところを書いてございます。県民協働課が8月末で調査した結果といたしまして、離島の平均が158円、本土との価格差は22円ということで把握をしております。

【吉村(庄)委員】 ここ数年、あんまり変わっていないんですね。高い時は30円ぐらいの差があつてみたり、うまくいったときには20円ぐらいですか、大体そういうものであるというのは私も認識しております。

それで、いわゆる新しい法律ができました、「国境離島新法」という言い方をしているんですが、この法案の中での対処の仕方、具体的対策の中では、このところは具体的にどういふふうに動いていく、有利に動いていくという内容がありますか、ありませんか、聞かせてください。

【松尾県民生活部次長兼県民協働課長】 国境離島新法の中では、離島ガソリンの流通コスト支援事業に関しては、これの財源について補償するというような形で明記をされております。

【吉村(庄)委員】 わかりました。明記をされているのはわかるんですけれども、具体的に長崎県の、今言っている20円ないし25円ぐらいの差があることについて、そのことは具体的に何かの対応策を国とも協議してやれば、そのところは一定効果があると。逆に言うと、幾らになるか知りませんが、減額される可能性があり、結果的には効果が期待されるという事業その他がきちっと考えられているかどうか、その辺について伺います。

【松尾県民生活部次長兼県民協働課長】 こちら

の方は、従前からある国庫補助事業について、国境離島新法の中に取り込むという形での整理になっております。

【吉村(庄)委員】 だから、それはそれで以前から離島振興法もあり、それだけに基づいたことじゃないでしょうけれども、全国的な場で政策的にやられた措置がずっとあるんですね。

私が聞きたいのは、国境離島新法で新たなものがあったかどうか。新たなものがあるのかどうかというのを聞きたいんです。

【松尾次長兼県民協働課長】 国境離島新法の中で、特出しして新たな政策ということではございません。

【吉村(庄)委員】 それじゃ、ガソリン価格の格差是正という問題について、従前の政策は踏襲するけれども、国境離島新法ができたからといって、新たな対応策というのは今は考えられないと、こういうふうに理解していいと思うんですね。

そこでお尋ねしますが、あなたたちも要望を出しているし、離島振興協議会からも陳情が出ていて、あなたたちがどう対応したかという報告もあっています。いわゆる揮発油税について、金額は幾ら、こうだということをあなたたちも政府に要望してありますから、それはわかっているんですが、ここのところをずうっと要望しているんですね。全国的にも、全体の離島振興の協議会というか、団体からもその要望が出ていると。

これは、今のような状況でずっと推移してきているばかりなんですね。何とか政府に対して、今のような状況ですから、例えば25円、22円の格差があるとするならば、その分で10円ぐらいは格差がなくなると、こういう状態になるよう

に政府にとらせるべきだと私は思うんですが、その点を含めてどうですか。内容的にどういう動きになっていて、そこのところが進んでいない理由を含めてどうなるのか聞かせてください。

【木村県民生活部長】 今、離島のガソリン価格について、流通コストの縮減のために国庫補助が本県で言えば1リットル当たり約10円程度入っております。これは本土からの距離とか、輸送手段において単価は変わってまいります、押しなべていくと10円程度の補助が入っています。補助が入った結果として今の価格差になっていると考えておりまして、国の方では、私も今回、政府施策要望の時に経産省の方に参りましたけれども、その際も、国としてはそういった流通コストの割増分についてはきちんと手当てをしているという認識でございました。

ただ、やはり本土と離島と比べますと、ガソリンスタンドの販売量の規模でいけば、この間、関係業界とお話をさせていただきましたけれども、離島は本土の大体4分の1ぐらいの販売量だということでございます。

さすれば、そこにどの程度のマージンを乗せるかということになりますと、やはり本土よりもかなり割高なマージンを乗せざるを得ないのではないということも推察されまして、本土と同じ価格に離島のガソリン価格を下げっていくというのは、なかなかこれは容易なことではないということでございます。

その一方で、ここに厳然とした格差があるわけございまして、そういう意味では揮発油税等の減免措置、これはなかなか制度を変えるのは難しいという認識はございますが、現実問題、沖縄では減免措置がされておりますので、ぜひそういった例に倣って、離島における揮発油税等の減免については、引き続き国に対して

要望を続けていきたいと考えてございます。

【吉村(庄)委員】 国境離島新法に基づくものかどうか、従来の離島振興法に基づくものかどうか、それから離島関係に対する政府の施策、そういうものの中で一定のことはされているけれども、今の格差になっているわけです。だから、これは幾らあるんですか、税金が2つに分かれていますと思いますが、ここのところの状況を特例的に、特別措置法あたりで解決をしていくと、例えば20円から30円ある差が15円なり10円というところまで、さらに軽減されるという状態です。というのは、やっぱり政府の方でも、県はもちろん、特に長崎県あたりは認識していると思うんですけども、今は少なくとも電気等も五島あたりでは云々というのがありますし、世界的な動きはいろいろあるにしても、現在はやっぱりガソリン、あるいは軽油、ここら辺は少なくとも車関係、それに基づいた物資の輸送、あるいは人の動き、皆さん方の動き、こういうものが中心になっているわけですから、ここをどうするかというのは、離島の生活から言えば非常に大きな要素なんですよ。

結果的に言って輸送コストがかかる、そういう問題を含めて一定の補助はあるけれども、しかし、人口減とか何とか、利用者というところで販売実績、販売量もどんどん伸びているわけでもないですし、どっちかと言えば縮小ということだろうと思うものですから、今も努力はしておられるというふうに思いますけれども、さらにしっかりやって、やっぱり地方政策をこういうところに、北海道や鹿児島といった離島が多いところの皆さん方と一緒に、つまり離島振興協議会がありますから、全国、あるいは九州を含めて頑張っていただきたいと、こういうことを強く申し上げておきます。

今のような状態で1リットル当たり20円も30円も高かったら、これはたまりませんよ。賃金が1.2倍あるわけじゃないですから、2割増しじゃないですからね。そういう状況ですから、ぜひそういうことについてお願いします。

【宮本委員】 議案外の質問をさせていただきます。2点だけです。

1点目が、説明資料の中の3ページですけれど、夏期の食中毒の発生防止についてというところ

です。これは、もちろん各営業施設や各事業所が注意はしていかなければならないんでしょうけれど、それに対して県としても各保健所や各市町と連携を取りながら、しっかりと啓発をやっていく必要があると考えています。

その中で、毎年7月から8月、2カ月間一斉取締りを実施しているということがありますがけれども、これは出ていたらいいんですが、今年の発生件数、そして、これが年々どうなっているか、増えているか減っているかということも含めて教えてください。

【加藤生活衛生課長】 まず、夏期の一斉取締り期間中の食中毒の発生件数ということでございますけれども、これは夏期の一斉取締り期間中に食中毒の発生はございませんでした。

それから、今年度の食中毒の発生件数でございますけれども、7件、77名となっております。平成28年度の発生件数につきましては18件、これは県及び佐世保市、長崎市を合わせた数でございます。合わせて212名でございます。また、平成27年度は、発生件数10件、患者数につきましては193名でございます。

発生件数につきましては、毎年、多少の上下はありますがけれども、大体10件から十数件で推移しているところでございます。

【宮本委員】 その中で、新聞にも出ていたんですけれど、今年の8月に大きな問題となっておりましたO157、前橋市でしたか、死亡例が出たというのがありました。県内において、このO157の発生は、年度単位でいいんですけれども、わかりますか。

【加藤生活衛生課長】 O157（腸管出血性大腸菌）の発生ということでございますけれども、これは散発的に感染症の発生は見られておりますけれども、食品を原因とする事件につきましては、平成19年に南島原市の家庭においてバーベキューを食べて、それを原因とした食中毒事件はございましたが、それ以降、10年間発生はございません。

【宮本委員】 わかりました。ありがとうございました。食中毒は、年々上下はあるものの、大体20件以下ぐらいということですね。O157についても、県内ではそこまで見られなかったということでもあります。

その8月の事件を受けて、あの事件はポテトサラダで、私もこれだなるんだと思ったんですけれど、いろんな原因というのはいまだに解明はされてないかと思うんです。感染経路というんですか、バイキング方式というのもちょっと問題になっているような気がします。もちろん事業者の方の管理体制もそうでしょうけれども、取ることによってうつったかもしれないという状況を踏まえた時に、例えば県内でもそういう問い合わせがあったり、これはどういうふうに対応していけばいいのかという相談などは、実際に事業所の方から県にあったという話がありますか。

【加藤生活衛生課長】 実際のそういった相談につきましては、各保健所の方で受けているかと思っておりますけれども、現時点で生活衛生課の方に

直接とか、保健所の方からこういった相談が来ていますという話はございません。

O157対策につきましては、基本的な食中毒の予防対策、「つけない」、「増やさない」、「やっつける」という基本3原則で予防できますので、そういったところについては指導しているところでございます。

また、焼き肉店などにつきましては、生肉を取り扱う tong、こういったものにつきましては、tongで食事をしないように、はしの取扱い、使いまわしにつきましては、営業者の方からお客様の方に十分に注意喚起するようには指導しております。

【宮本委員】 わかりました。細かいことを言うと、何もかもできないような感じになってしまいますから難しいなという気もしたんですけれども、ちょっと私の方にも相談があったものですから、対策とか何かあればと思っていましたけれども、何か新しい情報とかあるならば、また教えていただければと思います。

それと細かいことですが、一斉取締りは7月から8月の2カ月間、発生が上がってくるのは6月からというのがいろんなデータを見ても出てくるんですけれども、6月から開始されたらどうかなと。ちょっと細かいところなんですけれども、この7月から8月というのは何らかの目的というか、意図があるんでしょうか。

【加藤生活衛生課長】 監視につきましては、毎年度、監視指導計画を立てまして、計画的かつ効率的にやっているところでございますけれども、その中で、前年度の発生状況といったものを見まして、重点的に監視する場所、それから方法といったもの、細菌につきましては、重点的に監視するものを決めているところでございます。

そういった中で、特に一斉取締りということをやっているわけですが、これにつきましては4月から5月に春期取締り、それから、また7月から8月に夏期取締り、12月に年末一斉の取締りをやっていますから、ほぼ年間を通じてやっているところでございます。

ご質問の夏期一斉取締りにつきましてですが、これは例年、夏に食中毒の発生が多く見られますので、そういった事故の未然防止ということで、流通する食品の検査とか、監視システムの強化ということで行っているところでございます。

【宮本委員】 わかりました。ありがとうございます。年間計画がありましたね。それで夏と年末と春ということとでされているという状況、了解いたしました。

もう一点、4ページになりますけれども、これも食品の安全・安心確保に向けた施策の推進についてということとであります。若干これとも関連するのかなと思いつつ、やはりここも非常に大事な取組であると思っています。

まず、確認ですが、この食品の安全・安心サポーターの育成、これは平成28年度からでありますけれども、そこに書いてあります取組をもうちょっと具体的に、この方たちの取組といたしまして、そういったものを教えていただければと思います。

【永橋食品安全・消費生活課長】 食品の安全・安心につきましては、平成15年に食品安全の県における基本指針というのをつくりまして、それ以降、県民の皆様に対する食品の安全・安心の理解をいただけるようなことを考えてやってきております。

ここ4～5年の進め方としては、今回、お出ししておりますが、例えば小学生にはみそづくり

体験をすることとか、施設見学をすることとか、中学校の生徒さんには、直接職員が中学校に赴きまして、食品の安全・安心ということで説明をしております。また、一般の大人の方に対しては、ここ4～5年は、長崎と佐世保でフォーラムという格好でやってきておりました。しかしながら、事業を検討する中で、もっと地域に入っていきたいと、どうしたらいいかということで、私どもの方で議論いたしまして、この安全・安心サポーター、即ち県の食品の安全・安心について理解をしていただけるような方を各地域に育て、その方々のネットワークで、そこに対して我々が出向いて説明をすることを昨年度から始めたという経過がございます。

したがって、昨年、県民の方を公募いたしまして、8名を選定して、この方々に昨年4回、県の食品の安全・安心ということで勉強する機会をもつていただき、今年2年目は、それぞれの地元で自分たちのネットワークで人を集めていただいて、私ども職員が行って、食品の安全・安心について話をしているところでございます。

【宮本委員】 今現在、8名ということですが、これは確認ですが、今後、増やしたりとか、目標みたいなものというのはあるんでしょうか。

【永橋食品安全・消費生活課長】 県の食品安全・安心基本計画というのを平成28年度から32年度までの5年間でつくっております。この安全・安心サポート制度につきましても、この5年間は継続してやっていきたいということで、今年度は2期生ということで、6名の方を選定して、現在、県の安全・安心に対する考え方について学んでいただいているところでございまして、5期生まで育てていきたいと考えております。

【宮本委員】 5期生まで、少しずつ増えていけば、それぞれもうちょっと展開もできるかと思っていますから、また、しっかり推進していただきたいと思います。

【高比良委員】 男女参画・女性活躍推進室長にお尋ねします。

一般事業主行動計画の進捗状況というか、取組率は県内でどういうふうになっているのかわかりますか。

【中尾男女参画・女性活躍推進室長】 一般事業主行動計画の県内の策定状況につきましては、法律で301人以上の企業が義務となっております。義務の企業が現在112社ございまして、策定済みが111社、残りの1社は現在策定中と聞いております。

努力義務である企業につきましては、現在、10社が策定、届け出をしているところでございます。

【高比良委員】 これは具体的に就業規則の改正を義務化するというような、そういう羁束力というのは持っているんですか。

【中尾男女参画・女性活躍推進室長】 行動計画につきましては、就業規則の改定を義務づけるといったものではございませんで、それぞれの企業で、それぞれの企業の女性活躍に関する取組の現状を分析、その中から課題を抽出して取り組むべき計画をつくる、それを公表するというものでございます。

【高比良委員】 そうすると、計画の達成度というか、自己評価というか、あるいは改善についての取組の促進というのは、具体的にどういふようなことをやっているのですか。

【中尾男女参画・女性活躍推進室長】 法律の中で、計画を公表した企業については、女性活躍の状況の公表をすることになっております。そ

の公表を通じて、例えば、学生や一般の方にそういう状況を公表していくということでございます。

【高比良委員】 県庁とか、同一水準というか、あるいはそこに近いぐらいの、例えば産前・産後の休暇とか、あるいは超過勤務の制限とか、そういった福利厚生について、今300社の中で、大体そういう水準をもったところというのは、どれくらい県内ではあるんですか。

【中尾男女参画・女性活躍推進室長】 具体的な水準をデータとして持っている訳ではございませんが、301人以上の企業につきましては、届け出先が長崎労働局になります。指導もされているかと思しますので、一定程度の制度というのは整備されているものと考えております。

【高比良委員】 給与改定の際は、人事委員会で民官較差というのは全て微に入り細に入り調査をする。私は、基本的にその事業主行動計画を否定するわけでも何でもないので、これは積極的に進めてもらいたいと思うんだけど、ただ、やっぱり本当に働きやすい環境、前も言ったかもしれないけれども、そこを確保するためには就業規則で、今言ったような取り組む姿勢とかをきちんとつくと、そのことに尽きるんじゃないかなと思っているんです。だから、よかったら労働局の方にそういったものを調査して、今度教えてくださいませんか。よろしいですか。

【中尾男女参画・女性活躍推進室長】 長崎労働局に、まずは状況確認をしたいと思っております。その状況を見ながら、一つは今年度事業で企業にアドバイザーを派遣するようにしております。委員がご指摘のとおり、制度をつくっても、結局制度が使われなければ、働きやすい職場環境にはならないということがございますので、制度をつくって、その制度を活用するにはどうし

ていったらいいのか、そういったアドバイスも含めて、実施していきたいと考えております。

【山口副委員長】犯罪のない安全・安心まちづくりの推進について、お伺いいたします。

犯罪のない安全・安心まちづくり宣言団体という形で出ておりますけれども、犯罪のない安全・安心なまちづくりというのは誰もが望むところでありまして、自治会活動としてもいろいろな形で見守り活動などがやられております。この宣言団体について、県内の自治会等の数が4,300団体を超えているということをお伺いしております。その中で214団体というのは4.9%ぐらいだそうです。あまりに低いんじゃないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

【宮下交通・地域安全課長】副委員長のご質問にお答えいたします。

県内の自治会数は約4,300団体と把握しております。その中で、今回の安全・安心まちづくり宣言をしているのは214団体でございますけれども、少ないのではないかと副委員長のご指摘でございます。

これにつきましては、パーセンテージは約5%ということで、そもそもこの宣言事業の募集に当たりましては、この宣言事業がスタートしたのが平成21年から、37団体でスタートしている状況でございます。それで、徐々に増えた状況でございますけれども、平成29年度は205団体を目指して、214団体ということで応募を得ております。この目標数値におきましては、第3次の長崎県安全・安心まちづくり行動計画の方にも平成32年度までに220団体ということで、目標数が少ないんじゃないかと、私も今回認識したところでございます。

【山口副委員長】そういう認識をされたのであれば、今後どうするかということですよ。です

から、この宣言団体を県が推奨しているのであれば、それはやっぱり一年一年の宣言じゃなくて、複数年の宣言なりにして、そういう団体数を増やしていく努力をしないといけないでしょう。そういうことも考えますけれども、周知もまだ足りないんじゃないかと思うんですけれども、その辺はいかがですか。

【宮下交通・地域安全課長】この安全・安心まちづくりの宣言事業は、県民総ぐるみによる運動といたしまして、犯罪のない安全・安心な長崎県づくりということで、さまざまな自治会、町内会等で行われております子どもの見守り活動、パトロール活動、清掃活動など、1年間にわたって宣言していただきます。その宣言に基づいて活動していただくということで、非常に地域の安全・安心確保のためには必要な事業と思っております。

周知の方法でございますけれども、今回、全市町を通じまして、全自治会の方に約4,600枚のチラシを直接配布していただいて募集に当たったところでございます。

あと、さまざまな機会に市町担当会議等でお願いをしている状況でございますけれども、その辺の募集に当たっても、創意工夫で事業が増えるように取組を推進していきたいと思っております。

【山口副委員長】今までそういう周知が足りないんですから、これからどうするかというのをしっかり考えないといけないでしょう。その辺だと思うんですよ。

そしてまた、この宣言団体になっていなくても、地域ではそういう見守り活動とか何とか、そういうことを実際なさっている団体もいっぱいあるわけですよ。

そしてまた、交番や駐在所の再編によって空



き交番が出ております。その空き交番を安全・安心センターとして活用して、拠点として活用して、その地域では成果を上げているところもあるんですよ。ですから、そういうことをしっかり周知をしながらやっていかないと、これは全然進まないんじゃないですか。4,300団体のうちの220団体を目標にしても、どうにもならないんじゃないですか。いかがですか。

【宮下交通・地域安全課長】副委員長のご指摘のとおり、その辺のところは十分認識しているところでございます。

おっしゃいましたとおり、空き交番対策として安全・安心センターとか、ふれあいステーション、これを拠点にして、実際、たくさんの自治会や町内会の団体等が活動しておられることは間違いのない事実でございますので、この辺のところにも、また改めて事業参加を要請して、宣言団体数の増加に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

【山口副委員長】それから、もう一つは、空き巣や不審者情報、こういったものがその地域、あるいは複数にまたがる自治会、そういったところにしっかり流れてこないんです。警察の方はそういう情報をほしがるんですけども、そういう情報を警察はくれないんですよ。ですから、その辺に空き巣が発生していても、不審者が出ておっても、地域の方々に自治会を通して連絡をするとか、そういった機能は全然ないんです。そういう実態をわかってほしいと思います。

そして、県民生活部でそういう情報をとって、地域の方々に早くお知らせをするとか、そういうシステムをつくらないといけないんじゃないですか。それが安全・安心なまちづくりへの早道じゃないですか。いかがですか。

【宮下交通・地域安全課長】副委員長のご指摘の件につきましては、活動されている方、もしくは住んでいる住民の方に対して、犯罪情報等の情報発信の方法ということでございますが、私どもも「安全・安心まちづくり通信」という機関紙を発行して活動なされている事業所や団体等を含めて、また安全・安心まちづくりリーダーが県下に250名ぐらいおりますが、このようなところにも発信しているところでございます。この情報発信につきましては、活動の支えとなる県警の各警察署、地域課等もありますので、連携しながら、生のタイムリーな情報というものを発信できるように、また併せて創意工夫もしながら取り組んでいきたいと考えている状況でございます。

【山口副委員長】できてないから、それを言っているんでしょう。

交通・地域安全課長も警察から来ておられるから内容はわかっておられるでしょう。ですから、そういう情報をやりとりしないと、地域の安全は守れないということですよ、その辺をちゃんとわかってほしいと思います。

それから、我々の地域におられた警察のOBの方で、空き巣の情報が入った時には、それを「こういう人がおりますよ。警戒してください」という形で、その人が文書をつくったりして回して下さったんですよ。やっぱりそういう警察OBの方々の知恵とか、今までの経験とか、そういったものをかりながら、自治会も巻き込んで安全・安心なまちをつくるというのが、監視の目が一番の抑止力ですから、そういったことをしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

部長、最後に答弁をお願いします。

【木村県民生活部長】確かに、今、2点のご指

摘がございました。安全・安心まちづくりを進める中でどのような方策がいいのか、また、今取り組んでいる事業のスピード感がないのではないかというご指摘だと思います。ここについては、現在、掲げている目標については目標としながらも、それを超えてしっかり増やしていくような努力をしていきたいと思います。

もう一つの情報提供の話もしかりでございまして、しっかりと警察本部とも情報交換しながら、地域の防犯力というのをいかに高めていくかというところが肝心だと思いますので、ぜひそのようなことになるよう、努力してまいりたいと考えております。

【吉村(庄)委員】 人権・同和対策課にお尋ねいたします。後で、部長見解も聞かせてもらいたいと思います。

最近になって、人権教育啓発センターの今後のあり方を考える会で、代表はNPO法人の方、人権研究所の方なんですが、人権教育啓発センターの整備拡充についてというお願いの要望とございますか、こういうものが出ています。

これは、今、交通会館にある人権・同和対策課、それと併設したような形で人権教育啓発センターがあると。交通会館の再開発というものもあるんでしょうけれども、県庁が新しくなった中で、新県庁にこういう部分に移ると。こういう形になると、今までそういう問題に非常に関わりのある皆さん方としては、この人権教育啓発センターというのは、広報あるいは教育研修、人権相談、学習支援・交流、こういった部分を果たしてきていて、非常に働きがよかったと。しかも、本庁と出先、こういう形の中で言うと、いろんな事情の中で、相談その他を含めて、あるいはまた、研修会を開くような時も含めて、非常に都合がよかったといえますか、大

きな役割を果たされるような場所、それからシステム、こういうことになっておったというふうに理解をして、やっぱり県庁の中にもっていったら非常に都合が悪いんじゃないかと、こういうことが趣旨なんです。

新県庁舎に移るというのはもう決めてあると思うんだけど、これらの要望に対して、基本的にどういうふうに対処、これに対する回答も出したり、いろいろなことを話し合われたような経過があるように思いますけれども、要するにあなたたちの基本的な計画の中でも、いわゆるこのセンターの機能について、あるいはセンター自体について拡充強化をするという方針も、あなたたち自体の啓発基本計画の後の方の改訂版、これにも書かれておったわけですが、どういうふうに対応しようとしているのか、聞かせていただきたいと思います。

【宮崎人権・同和対策課長】 委員ご案内のとおり、人権教育啓発センターにつきましては、このたびの県庁の移転に伴いまして、そちらの方に動くということになっております。

平成17年に開館をいたしまして今まで、このセンターにつきましても、ご案内がありましたように広報・啓発活動であるとか、教育研修活動、それから、ライブラリー、図書の提供とか、学習といった研修活動、それから交流のフロアにもなっておりました。そういったものが一体的に機能しておりまして、こういった関係の皆様にご利用していただき、非常に成果も上げていただいたところでございます。

こういった趣旨、役割につきましては、平成17年の開館当初の役割、理念、こういったものをしっかり引き継いだ形で、新しい県庁舎の場所で、同じような機能が果たせるように、私も担当課といたしまして、あるいは部として努

めていきたいと考えております。

ただ、ご案内のとおり、今までご利用いただいた方から、いろんな角度から少し不安になっているという面もございまして、私どもにもいろんなお問い合わせがあり、それに対してお答えをさせていただいているところでございます。

一番心配になられている点は、こうした機能というのが次の新しい場所でもきちんとやっていけるのでしょうかということでございます。私どもといたしましては、新県庁舎への移転を管轄しております担当課、あるいはまた、それを維持管理していく管財課、そういう部門としっかりと、理念であるとか、個別の対応について、今、最終的な協議を進めさせていただいているところであります。

団体の方から一番の疑問を持たれている、機能が一体的に活用できるのかということにつきましても、私どもは新庁舎におきましてもしっかりとやれると判断をしておりますので、そういった面をしっかりとご説明をしまいたいと考えております。

【吉村(庄)委員】 男女参画・女性活躍推進室も出島にあるんですか。それがまた本庁にと、この辺も少し関係があるかもしれません。ちょっと違うかもしれませんが、人権と女性の活動とか、そういうところからいくと、相談ごとなんかにおけるプライバシーの問題とか、いろいろあるんですよね。しかも、子どもの人権だとか、女性の人権だとか、女性を取り巻くいろんな社会問題になっているようなことも含めて、本当はあってはいかんのですけれども、まだまだ社会の溝的なところが残っている部分があります。

そういう部分で、言ってみれば、一つの大きなことで言いました人権教育啓発センター自体

について言えば、この皆さん方はやっぱり移ってもらいたくないと。今のような状況の中でしていただくことが非常に大事だし、もう少し今のような形で拡充をしてもらいたい、政治的にもと、こういう考え方が非常に強いものですから、新県庁舎に移って、今までしてきたようなことが十分果たされるかと、こういうことを心配しておられます。今、人権問題のところでは課長からも答弁がありましたが、そういう姿勢でおられることについて、そしてもう一つは新県庁舎の中に移ってしまうということについても方向決めをしてあるわけでしょうから、そのところが十分に活かされるように、ぜひ運営その他を十分配慮していただくことは当然だと思いますが、そういう点を特にご留意願いたいと思います。

部長、今のような心配ごともあるんです。

もう一つ、さっきの犯罪のない安全・安心まちづくり宣言の話ですが、自治体数が約4,300団体あって、その中で214団体というんですよ。だから、私は聞いていてちょっと不満に思ったのは、なぜそういう状態であるのかという分析なんかをどうしているのか。一生懸命やってきたけれども、なかなか伸びないじゃないかと。何か難しいことがあるのかどうか。例えば見守り隊なんかをやっていなかったらそういう宣言ができないのかとか、わからんけれども、そういう分析をしながらPRしたり進めると、こういうことをやっていかないと、今のようなことをしていたって同じじゃないか。山口副委員長は少しおとなしいからそういう話をあんまりされないけれども、現状、何が問題なのか、やっぱりきちっと認識をして進めていただかないといかんですよ。

それから、本来、私に言わせたら、人権教育

啓発センター等の問題は、県庁の中にもっていくという時にこういう団体との話し合い、こういうものはどうだろうかということで意見をいろいろ聞くとか、そういうのがあったかどうか知りませんが、そういうことが必要だったのではないかと。いや、県庁の中だったら、立派な建物で、入るところもエントランスがよくてどうだこうだという時に、女性の問題なんかも含めて相談ごとで行く時に、簡単に言うと、ある意味では悩み顔で行くようなところが立派な建物で、フロアのいいところを通らないといけない。これは違うところを設けてあるということですから、それはそれでいいんですけども。そういうところについて、県の責任者あたりは、思いを寄せるというか、そういうところが少し足りないのではないかと感じる私はするんですよ。だから、私はここで意見だけ申し上げておきますが、今からのことの中でも、こういう状態になっていて、こういう意見が出てきているのは、どこに何があるのか、そういうことを思いやるようなことをぜひしていただきたい。

それから、交通・地域安全課長、あなたは警察から来ておられるんですか。私はよく存じ上げませんでした。警察というところは、山口副委員長が言ったところが非常に多いですよ。しかし、一生懸命頑張っておられるところもある。例えば、私のところを担当している交番では、毎月1回空き巣の問題なんかも含めてきちっと、啓発のおもしろいやつを出しているんです、コンクールがあるとかいうことで。

それは、私もいろんなところで、例えば自治会、公民館の役員さんと話すけれども、やっぱりきちっと頑張っていらっしゃるところもあるんですよ。ああいう情報を、それは月に1回か

もしれないけれども、きちっと出してあるところもある。そして、見た人は注意をせにゃいかんと、そういうところもあるんですから。さっきの214団体、たったそれだけしか宣言団体がいない、こういうところについても、なぜこうなったのかしっかり考えてください。以上です。

【ごう委員長】 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】 では、質問はこれにとどめたいと思います。

では、次に、今回、公明党として「食品衛生管理の国際標準化を求める意見書」の提案がっております。

ここで改めて宮本委員より、「食品衛生管理の国際標準化を求める意見書」提出についての趣旨説明等をお願いいたします。

【宮本委員】 それでは、「食品衛生管理の国際標準化を求める意見書（案）」についての趣旨説明をさせていただきます。

この意見書におきましては、まず、平成28年12月に食品衛生管理の国際標準化に関する検討会というのがありまして、そこで最終取りまとめというものが出ました。

その中におきまして、今、我が国における食品衛生管理の現状、ありましたけれども、食品衛生管理の国際標準であるHACCPは、先進国を中心に義務化している。そしてまた、多くの食中毒の原因は一般衛生管理の実施の不備が原因であるということと、東京オリンピック・パラリンピックを見据えて、食品流通のさらなる国際化、そして我が国の食品衛生管理の水準を国内外に示す必要があるという現状が出されました。

こういったものを踏まえまして、厚生労働省におきましては、国内の食品の安全性のさらな

る向上のために、HACCPによる衛生管理の制度化などの食品衛生規制の見直しを進めているという現状であります。

農林水産省の調査によりますと、HACCPの導入というのは、大手企業だけで見ると8割以上、小規模事業所を含めた食品製造業全体では3割以下にとどまっているという現状があります。

食品衛生法の営業許可の業種は34業種でありますけれども、これ以外にも都道府県の条例で許可業種となっているものもあります。

今現在、さまざまな食品流通の多様化、国際化などを踏まえて、いま一度食品衛生管理の制度の見直しを進めていくこと、そして、これによって食品の安全性の確保を図るべきであるということで、以下に示しております5つの項目について、意見書の提出を求めるものであります。

1点目、消費者第一ということから、フードチェーン全体での取組を進め、衛生管理を「見える化」すること。

2点目、HACCPによる衛生管理の制度化に当たっては、小規模の事業者などに十分配慮してくださいと、十分準備期間を設けてくださいということを申ししております。

3点目、すべての食品事業者がHACCPによる衛生管理に取り組むことを踏まえて、営業許可制度の見直しをもあわせて進めること。その際は都道府県などの条例にも配慮してくださいと。

4点目、ポジティブリスト制度を食品用器具、容器包装の規制にも導入を検討していきながら、欧米などとの整合性を図っていくということ。

最後に5点目、食品事業者が製造した製品、輸入した製品を自主回収する場合には、その情

報を把握する仕組みを検討してくださいという5つの項目を、地方自治法第99条の規定によって意見書を提出ものであります。

委員各位のご賛同を賜りますように、よろしくお願いいたします。

【ごう委員長】 ただいま、宮本委員から説明がありました「食品衛生管理の国際標準化を求める意見書」について、ご質問、ご意見はありませんか。

【高比良委員】 よく勉強されていて、こっちの勉強が追いつかないものだからお尋ねなんです。が、この1番の衛生管理の「見える化」というのは具体的にどういうことを指しているんですか。例えば、定めたチェック項目や取扱い方法を常時客観的に確認できるようにすると、そういう意味で言っているんでしょうか。

それと、ポジティブリスト制度、この説明を併せてお聞かせいただければと思います。

【宮本委員】 まず、1点目の「見える化」でありますけれども、委員がおっしゃったとおり、製造から加工工程、そして調理、販売、全体的な衛生管理をさらに、今のところはなかなかこういったものが制度がなくて見えにくい部分があるので、そういったものを全て一本化、「見える化」して、製造工程から加工工程、そしてまた、販売におけるルート、そういったものをしっかりと「見える化」リストしてくださいということであります。委員がおっしゃったとおりのことであります。

もう一つのポジティブリスト制度ですけれども、これは私もさまざま勉強いたしまして、これについてはポジティブリスト、逆を言えばネガティブリストというものもあります。今の制度はネガティブリストということで、ネガティブリスト制度というのは、基準値がない場合、例

例えばですけども、農薬の残留リストなんか、農薬の残留では規制できないものがある、基準値がない場合というのは、農薬がどれだけ残留していても、これは規制の対象にはなりませんよというのがネガティブリスト。それに対してポジティブリストというのは、そうではなくて、微量であっても検出されるような仕組みづくりをしていこうということで、残留してもよい基準値を設けていきたいと思いますというものが、簡単に言うとポジティブリストというものになります。

今の制度で言うとネガティブリストということになって、要は基準値がない農薬に関してはスルーでいくけれども、ポジティブリストという制度にすることによって、ある一定ラインの基準値を設けていきながら、きちんと食品の安全性を確保していきたいと思いますというものがポジティブリスト制度というものになります。以上です。

【山口副委員長】今のポジティブリスト制度ですけれども、ちょっと誤解を生じるような発言がありましたのでお尋ねします。

農薬の使用安全基準というのがございまして、残留しないように、その作物にはこの薬とこの薬は使ってはいけないよというのが絶対あります。ですから、そういう残留農薬のどうのこうのというのはポジティブリスト制度じゃなくて、ポジティブリスト制度には、この農薬とこの農薬を使いましたよということを明示することでありまして、残留農薬がどうのこうのというのは、ちょっと関係がないと思うんですけど、その見解をお聞かせください。

【宮本委員】そうです。確かにおっしゃるとおりでありまして、品目によってその基準値がある、ないというのは確かにあります。私もこれ

を出す時にさまざまな勉強をしたんですけれども、例えばトマト、キュウリ、キャベツなんかでは、ある程度の農薬の基準があります。先ほど副委員長がおっしゃったとおりでありますから、私が先ほど言ったところは誤解が生じるかなと感じておりますが、現状ではレタスやハウレンソウ、ハクサイについては基準値がない。そういったものを今後はしっかりと基準値をとっていきたいと思いますというような制度でございませう。

【加藤生活衛生課長】今、副委員長のお話にありましたように、農作物につきましては使用していい農薬というものが各植物、それから農作物によって決まっております。

今回の分につきましては、食品を輸送したり、梱包する容器につきまして規制するものでございまして、その部分につきましては、今までネガティブリスト制度で、危険なものは使ってはいけないよというものにつきまして規制がございましたけれども、外国、EUといったところに合わせまして、ポジティブリストということで、逆に使用していいものを決めるということで、外国の水準に合わせました。

【ごう委員長】ほかにご意見、ご質問はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】 それでは、休憩いたします。

---

— 午後 3時20分 休憩 —

---

— 午後 3時20分 再開 —

---

【ごう委員長】 それでは、再開いたします。

ほかにご質問等もないようですので、意見書の提出について採決を行います。

本提案のとおり、意見書を提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【ご委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、「食品衛生管理の国際標準化を求める意見書」については、提出することに決定されました。

なお、文案の作成等については、いかがいたしましょうか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【ご委員長】 それでは、正副委員長にご一任願います。

それでは、県民生活部関係の審査結果について、整理をしたいと思います。

しばらく休憩いたします。

---

— 午後 3時22分 休憩 —

---

— 午後 3時23分 再開 —

---

【ご委員長】 再開いたします。

【宮下交通・地域安全課長】 先ほどの深堀委員のお尋ねに対する答弁について、修正をお願いしたいところがあります。

バス、タクシー等の事業者の事業をするに当たりまして、運転免許証を返納した方の利用によって利用者が増えたり減ったりする状況、メリット、デメリットの調査につきましては、担当部局が多岐にわたりますので、その辺のところは努めて研究させていただくということで、そのようにご理解をよろしくお願いします。

【ご委員長】 しばらく休憩いたします。

---

— 午後 3時24分 休憩 —

---

— 午後 3時24分 再開 —

---

【ご委員長】 それでは、委員会を再開いたします。

これをもちまして、県民生活部関係の審査を終了いたします。

明日は、午前10時から委員会を再開し、交通局の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

---

— 午後 3時25分 散会 —

---

## 第 3 日 目



# 1、開催年月日時刻及び場所

平成29年 9月28日

自 午前10時 1分  
至 午前11時39分  
於 本館5-A会議室

## 2、出席委員の氏名

|           |          |
|-----------|----------|
| 委員長(分科会長) | ごうまなみ 君  |
| 副委員長(副会長) | 山口 経正 君  |
| 委 員       | 野本 三雄 君  |
| 〃         | 吉村 庄二 君  |
| 〃         | 溝口 英美雄 君 |
| 〃         | 中島 廣義 君  |
| 〃         | 下条ふみまさ 君 |
| 〃         | 高比良 元 君  |
| 〃         | 堀江ひとみ 君  |
| 〃         | 深堀 浩 君   |
| 〃         | 宮本 法広 君  |

## 3、欠席委員の氏名

な し

## 4、委員外出席議員の氏名

な し

## 5、県側出席者の氏名

|         |         |
|---------|---------|
| 交 通 局 長 | 山口 雄二 君 |
| 管 理 部 長 | 小畑 英二 君 |
| 営 業 部 長 | 小川 雅純 君 |
| 貸 切 部 長 | 濱口 清 君  |

## 6、審査の経過次のとおり

— 午前10時 1分 開議 —

【ごう委員長】 おはようございます。

委員会を再開いたします。

なお、野本委員から所用により、本委員会出席が遅れる旨、連絡がっておりますので、ご了承をお願いいたします。

これより、交通局関係の審査を行います。

交通局は、分科会付託議案及び委員会付託議案がないことから、委員会による審査とし、所管事項についての説明及び提出資料に関する説明を受けた後、陳情審査、所管事項についての質問を行います。

交通局長より所管事項説明をお願いいたします。

【山口交通局長】 今回、交通局関係の議案はございませんので、所管事項についてご報告いたします。

環境生活委員会関係議案説明資料の交通局をお開きください。

今回、ご報告いたしますのは、高齢者向けフリーパス制度「プラチナパス 65」の試行運用開始等について、営業・広報の取組について、新幹線建設事業にかかる対応について、次期中期経営計画の策定について、公務上の事故に伴う長崎県央バス運転士の逮捕とその後の状況について、職員の処分について、平成29年10月ダイヤ改正についてで、その主な内容について、ご説明いたします。

（高齢者向けフリーパス制度「プラチナパス 65」の試行運用開始等について）

県営バスでは、本格的な高齢社会の進展を踏まえ、これまで、通院や買い物など高齢者の日常生活へのサポートを念頭においた路線展開や「免許返納者パス」制度の導入などの利用促進策を進めてまいりました。

今後、高齢者のさらなる増加が見込まれる中、高齢者に対する交通手段の充実や支援の重要性

は更に高まっていくと考えられることから、今回、これまでの取組に加え、より気軽にバスをご利用いただけるよう、高齢者向けフリーパス制度「プラチナパス 65」を新たに導入することとし、本年 11 月から試行運用を開始することといたしました。

詳細な内容については、補足説明資料を配付させていただいておりますので、後ほどご説明させていただきます。

（営業・広報の取組について）

営業・広報活動については、バスの利用促進及び地域の方々に親しみを持っていただくための活動として継続的に取り組んでおります。

子どもを対象にしたバスの利用促進策として、今年度初めて「夏休みこども定期券」を発売し、最終的な購入数は937名と非常に多くの小学生に購入していただきました。

また、9月20日は「バスの日」と制定されており、毎年、記念のイベントを実施しております。今年度の取組としましては、バス中古部品のバザーを実施し、その売り上げは、熊本城の復興支援と、先日、甚大な被害を及ぼした九州北部豪雨の災害支援に寄付する予定としております。

今後も、バスに乗ってもらうための工夫や取組を企画し、地域の皆様に愛される県営バスを目指して営業・広報活動に取り組んでまいります。

（新幹線建設事業にかかる対応について）

新幹線建設事業に伴い、長崎営業所車庫内において3基の橋脚建設が進められておりますが、事業者である鉄道・運輸機構から、順次建設する予定であった橋脚を3基同時に施工したいとの申し出があったため、更に長崎営業所の車庫の一部について丸尾町の県有地へ仮移転を実施

することといたしました。

また、先の6月定例県議会において、工事箇所の一部から土壌汚染対策法の基準を上回る特定有害物質のベンゼンが検出されたことをご報告しておりましたが、調査未実施であった3基目の橋脚施工箇所について調査を実施したところ、特定有害物質は検出されませんでした。

引き続き、関係機関と十分に連携を図りながら、適切に対応してまいります。

（次期中期経営計画の策定について）

交通局においては、現在、平成25年度から29年度までを計画期間として策定した中期経営計画に掲げる経営健全化策の着実な実施により、地域に必要な生活交通の確保及び本県の観光振興への貢献を果たしていくことを柱として事業運営を行ってまいりました。

しかしながら、人口減少やさらなる少子高齢化の進展など、現行計画終了後も引き続き厳しい経営環境が見込まれることから、現在、次期中期経営計画（経営戦略）の策定作業を進めているところであります。

今後、本委員会におけるご意見等をお伺いしながら、年度内の計画策定に向けて取り組んでまいります。

（公務上の事故に伴う長崎県央バス運転士の逮捕とその後の状況について）

昨年12月12日、長崎県央バスの嘱託運転士が、営業運行中に追突事故を起こした後、事故処理を行うことなく終点まで運行したとして、翌13日に自動車運転死傷行為処罰法違反（過失運転致傷）及び道路交通法違反（救護義務違反等）の容疑で逮捕された事案について、7月12日に過失運転致傷で略式起訴がなされ、7月25日付で罰金15万円の略式命令が出されました。

なお、逮捕時の救護義務違反、いわゆるひき逃げの容疑については、不起訴となりました。

救護義務違反の容疑が不起訴となったことについては、事故を認識した上で逃げたということはないという当初からの運転士の主張が認められたものと思われませんが、被害者の方にご迷惑をおかけしたことを真摯に受け止め、引き続き安全運行について徹底を図ってまいります。

（職員の処分について）

去る9月1日、運転中にスマートフォンで通話した乗務員について、停職6月の懲戒処分を行いました。また、私交通局長については、知事から懲戒・戒告の処分を受けております。

この事案は、貸切運行の回送中、長崎自動車道において、家族からの着信に応答し、運転しながら通話していたところを佐賀県警に検挙され、運行終了後に当該職員からの報告により発覚したものであります。

交通局では昨年7月にスマートフォン操作事案が生じたことから、再発防止のため運行管理上の措置を徹底し、当該乗務員に対しても再三の指導を行っていたところでありますが、再びこのような事案が起きたことは大変遺憾であり、公共交通を担うバス事業者として県民の皆様には深くお詫び申し上げます。

昨年の事案の発生を受けた再発防止のための運行管理上の措置の一つとして、運行中の携帯電話等の使用を原則禁止し、私用の携帯電話等を車内に持ち込む際は、マナーモード等にしてバック等に収納することといたしました。

この取組の確認については、日々の運行前に行う発車点呼の際に、平成28年10月は毎日、11月は5日に1回、12月以降は10日に1回、各乗務員に対し行い、周知徹底を行ってまいりましたが、当該乗務員は、携帯電話をバックに収

納したとの虚偽報告を継続して行っておりました。

また、当該事案の約2週間前、自家用車においても携帯電話による通話で検挙されていたにもかかわらず、反省することなく今回の事案を起こしております。

バスの安全運行のための運転士の指導監督、指示などの運行管理については、交通事業の根幹であり、今回の事案は運行管理のあり方を揺るがすものであると深刻に受け止めており、今後、更なる再発防止策として、発車点呼の際、携帯電話等を確実にバック等へ収納しているかを現認するとともに、ドライブレコーダーの抜き打ち検査を随時行うこととしております。

また、交通局のコンプライアンスの徹底を図るため、8月18日に「コンプライアンス対策本部会議」を設置したところであり、当該組織を中核として各取組の徹底を図り、不祥事の根絶を図ってまいります。

このようなことが二度と起こることがないように、再発防止に徹底して取り組み、県民の皆様の信頼回復に全力で努めてまいります。

次に、別冊でお配りしております追加1をご覧ください。

（平成29年10月ダイヤ改正について）

本年4月1日に実施したダイヤ改正において、長崎駅前から県立大学シーボルト校を結ぶ定期バスの運行を開始しており、その後、大学側から、最寄りのJR長与駅までの路線延長について要望を受け、今回、24便全便を長与駅西口まで延長するとともに、新たに長与駅西口と商業入口間に5便を追加して、JRとの接続強化による学生等の利便性向上を図ろうとするものであります。

また、西陵高校から、通学生が増加している

東長崎地区のガーデンシティ経由便の運行について要望が寄せられたことから、飯盛地区の田結東から矢上団地を経由して西陵高校を結ぶスクールバスに、新たにガーデンシティ経由を追加して運行するものであります。

いずれも10月2日付で一部ダイヤ改正を行うことといたしております。

このほか、「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づく提出資料について、補足説明資料を配付させていただいております。

以上をもちまして、交通局関係の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いをいたします。

【ごう委員長】次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について説明を求めます。

【小畑管理部長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき本委員会に提出いたしました交通局関係の資料について、ご説明いたします。

1,000万円以上の契約案件について、本年6月から8月までの実績は、資料1ページに記載のとおり、計4件となっております。

知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、本年6月から8月までに県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものは、「諫早駅周辺整備事業への協力と支援について」の1件となっております。これに対します県の取扱いは、資料5ページに記載のとおりであります。

以上をもちまして、補足説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

ます。

【ごう委員長】次に、営業部長より補足説明の申し出がっておりますので、これを受けることにいたします。

【小川営業部長】高齢者向けフリーパス制度「プラチナパス65」の試行運用開始について、補足して説明させていただきます。

お手元に配付しております「プラチナパス65」のパンフレットをご覧ください。

この制度は、65歳以上の方を対象に、県営バスの路線バスが定額で乗り放題となるもので、これまで以上に気軽にバスをご利用いただけるようになることから、高齢者の外出機会の増加や行動範囲の拡大につなげようとするものでございます。

本年11月から約10カ月間の試行運用を行うこととしておりまして、現在、所定の手続や運用開始に向けた準備を進めているところでございます。

同様の制度は、既に県内外の多くの事業者が高齢者の移動サービスの一つとして取り組んでおりますが、県営バスとしては初めて導入する制度でありますので、試行運用の期間を設け、運用上の課題の整理や利用者アンケートを通じたご意見等の集約を図ってまいりたいと考えております。

制度の内容につきましては、全線フリーとエリア限定フリーの2種類のメニューを設定しておりまして、お客様の生活パターンに合わせた選択ができるものとなっております。

料金につきましては、1カ月券、3カ月券、6カ月券をそれぞれ設定しておりまして、長期でご購入いただければ、より安くご利用いただける仕組みとなっております。全線フリーの6カ月券は、1月換算すると約4,500円程度でご利用

いただけますし、エリア限定フリーの6カ月券は、1月換算で約3,800円と、よりお求めやすい設定としておりますので、ぜひ多くのお客様にご利用いただければと考えております。

利用範囲の詳細につきましては、見開きページをお開きください。

全線フリーにつきましては、県営バスが運行する路線バス全線で乗り放題となるもので、長崎、諫早、大村の市内線のほか、長崎～雲仙間の路線バスについてもご利用いただけます。ただし、高速道路を経由する路線であります空港リムジンや諫早、大村と長崎を結ぶ高速シャトルバス、佐世保線やハウステンボス線などは対象外とさせていただいております。市域をまたがった広い範囲でご利用いただけることから、日常のお買い物や通院などに加え、趣味やレジャー、健康づくりにもご利用いただけるものと考えております。

エリア限定フリーにつきましては、免許返納者バスと同様、長崎エリア、諫早エリア、大村エリアの各市域エリア内限定で乗り放題となるもので、ご自宅周辺でのお買い物や通院など、主に、日常生活の外出にご活用いただけるものと考えております。

定額のフリーパス制度の導入によりまして、行動範囲が広がり、外出の機会が増えることは、高齢者の健康増進や積極的な社会参加にもつながる制度だと考えております。また、地域の活性化にも寄与するものと期待しており、今後は、地元の商店街や観光施設と連携した特典メニューの設定も検討していきたいと考えております。

最後に、後ろのページをお開きください。

中段に、ご利用方法を掲載しておりますが、できるだけお客様にとってわかりやすい運用となるよう、また乗務員にとっても、スムーズに

応対ができるような配慮が必要だと考えておりまして、本人確認のための写真票と有効期限が書かれたフリー定期券の両方が収納できるカードケースについても、無料で配付するよう準備を進めているところでございます。

高齢者対策をより充実させていくことは、県営バスとしての今後の事業運営の一つの柱であると考えておりまして、ぜひ多くのお客様にバスをご利用いただけるよう、付加価値を提供しつつ、今後とも、公共交通機関としての役割を果たしていきたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

【ごう委員長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、まず、陳情審査を行います。

配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。審査対象の陳情番号は、18番です。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】 それでは、質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

続きまして、議案外の所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、質問はありませんか。

【深堀委員】 1点だけ、資料の1ページの4番目のインタンク軽油購入の分なんですけれども、注釈もついていて、「平成29年9月～11月の期間で一般競争入札に付したところ落札者がなく」ということで随意契約になったということ は理解をします。不勉強で申し訳ないんですけ

れども、通常、インタンク軽油というものが特殊なものなのか、従来、一般競争入札で契約をしていた先は県内の事業者でなかったのかどうか、そのあたりを教えてください。

【小畑管理部長】 インタンクというのは方式のことです。ございまして、軽油の販売業者のところに車両を用いて、そこでという形で通常でありますけれども、営業所内にタンクを設けまして、そこに軽油を購入した上で持ってきていただくと、それをインタンク方式という形で言いますので、インタンクに係る軽油の入札という形で説明させていただいております。

今までの実績からいきますと、ここ数年につきましては、応札者が大体県外企業のみとなっております。

【深堀委員】 わかる範囲でいいんだけど、どうして一般競争入札に付した時に応募がなかったのかというところは、どういうところに要因があるのですか。

【小畑管理部長】 インタンクの業者選定につきましては、一定量、長期にわたって県営バスの大量の軽油について安定供給をしていただく必要性がございますので、そういった形で一般競争入札に付したところ、結果として、県内事業者の方からの応募があっていないというような状況でございます。

【深堀委員】 インタンク方式というわけであって、軽油は軽油なのでしょう。ということは、県内事業者で幾らでも扱っているわけですね。何で一般競争入札の方式の時に応札がなかったのか。応札がなかったからといって、随意で、ある意味、県外の事業者になったのかということがよく理解できないものだから、そのあたりのいきさつを教えてくださいというふうに聞いています。

【小畑管理部長】 交通局におきましては、年間6,000キロリットルからの軽油を消費しております。そういった意味で、今は3カ月程度に1回という形で1,500～1,600キロリットルの量のインタンクの軽油を購入していますので、それに対して安定供給を図っていただける業者の方という形で一般競争入札という形で公募していますけれども、結果として、そこに県内の事業者の方からの応札がなかったということと理解しております。

【山口交通局長】 インタンクですので、交通局の営業所内にタンクローリーを持ってきて給油をする必要があります。したがって、相当数のタンクローリーとか、あるいは調達するだけの資金的な体力とか、さまざまなことがあるのであらうと思っております。私どもとして、県内事業者を排除しているわけではないんですけれども、実際相当の給油量を行うためには、先ほど申し上げたタンクローリー、あるいは元売から安価に相当数を調達するだけの資金的な問題とか、あるいは調達手段を持たれるということになった時に、結果として、私どもとして応募の結果しか把握はできませんけれども、このような形になっているのではないかと考えております。

【深堀委員】 今の交通局長の説明で一定理解できました。

ただ、その説明は理解するんだけど、管理部長は、今回は随意契約になったんだけど、その前は県内事業者が入れられていたとおっしゃったですね。であるならば、何で随意契約する時に県内の事業者を使わなかったのかという疑問が発生するわけです。その辺、どうなのですか。

【山口交通局長】 随意契約は、応札された事業

者のうちで一番低い価格を提示されたところと交渉の上で随意契約を行っているということでございますので、そこは応札をされなかったところとの随意契約を行っていないわけであります。したがって、随契を行うにしても、一旦、一般競争入札として応札をしていただいて、それだけの量を供給できる、そしてまた相当程度の価格で給油していただけるという前提に立ったところの随意契約であるわけです。

【深堀委員】 今のはわかっているけれども、ということは、ここの注釈の欄に「一般競争入札に付したところ落札者がなく」というのは、応札者はあったわけですね。これを見た時に、誰も手を挙げなかったのかなと思ったんですよ。そこをもう少しわかるように書いてもらわないと。結局、応札者があって、しかし、価格の折り合いがつかず、結果的に一番安いところと随意契約を結んだということなんでしょう。そういうふうに説明してもらえばわかるんだけど。

【小畑管理部長】 失礼しました。委員がおっしゃったとおりに、入札の際に2者から応札がございましたけれども、結果的に、落札ができなかったということで、その応札者の中から、随意契約という形で最低価格の方と契約させていただいたということでございます。

【深堀委員】 ということは、最初の一般競争入札で入れた額で随意契約をしたのか、それよりもまた下げて随意契約したのか。

【小畑管理部長】 随意契約につきましては、改めてこちらで最低価格を設定いたしまして、一般競争入札に応札した2者から見積りを提出いただき、最低価格の方と契約を結ばせていただいたという形になっております。

【深堀委員】 いいです。

【ごう委員長】 ほかに、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】 次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【吉村(庄)委員】 中期計画と関係あるかもしれませんが、まず、特に長崎地区における最近のクルーズ船の増加傾向、佐世保その他は関係が少ないですから、長崎を中心にして結構なんです。クルーズ船の増加傾向との関係における観光バスの部分、まず1つは、実態がどうか、需要に追いついているのかどうか。例えば、県営バスだけじゃない、よその会社もあるのですが、県営バスとしては、あと修学旅行その他もありますから、どういう関係になっているかわかりませんけれども、クルーズ船のものと観光バス、貸切バス、ここら辺との関係で、どういう状態になっているのか。というのは、以前ですと、そういう部分について、少し力を入れているんだとかいうふうなところがどういう状況か、教えてください。

【濱口貸切部長】 ただいまのご質問でございますが、まずクルーズの件でございますけれども、クルーズを受ける分には、県営バスとしては、長崎港それから佐世保港、博多港と3つございますけれども、ほとんどが長崎港で受けております。その長崎港の状況でございますけれども、今年度、8月末で20隻多い114隻入港しております。そのうちに、県営バスが昨年度より16隻多い86隻に運行にかかわっております。運行台数ですが、昨年より67台多い796台、長崎港についてはこういうふうに入港数に合わせたような形で伸びておりますが、ただ一方で、1台当たりの収入単価が前年度に比べたら、8月末で6,000円ぐらい落ちています。1台当たり1日8万3,000円ぐらいになっておりますが、そういうこ

とで台数の伸びのように収入は伸びていないという状況がございます。

なぜ受注単価が落ちているかという背景には、1つは、行程の中で観光施設あるいは免税店に立ち寄るわけですが、ほとんどの立ち寄り先の時間が短くなって、行程全体が圧縮されております。時間的に去年よりも大分短くなっているということで、運賃が安くなっているという状況もございます。それと、他社あるいはクルーズ専門業者とかが増えていますので、それで競争もあっているということでございます。

もう一つ、佐世保港、博多港のほうは、去年に比べたら激減しております。というのが、どうしても佐世保港あるいは博多港については、車庫が港から遠うございますので、どうしても運賃が高くなるというのもございまして、なかなか受注ができていないという状況でございます。

【吉村(庄)委員】 そういう実態は、ある部分については既にご報告いただいたり、聞いたりしたことがあるんですけども、そういう状況の中で、県営バスとしては、次期中期経営計画の中にもどういう形で入っていくかわかりませんが、貸切部門をどういうふうに増強というか、強化をしていこうというふうな考え方を今持っているのか。今、どういうふうに考えていますか。

私が申し上げたいのは、例えば佐世保でも、今から浦頭のほうが云々というのがあってみたい、長崎では、港湾関係では、また新たに大型のところの対応をすると、こういう話もあります。だから、当面は増えていくと理解しておってよろしいのですが、ずっと将来はどうなるのかという問題と、長崎を中心にして言うと、従前から、修学旅行等の関係について言えば、国

内の該当の皆さん方が求める度合いというのは、変化は幾らかあるだろうけれども、長崎というのはそういう部分については、やっぱり一定の役割を県営バス貸切部門も果たしていくと、こういう役割はずっと長い歴史とか、長崎のいわゆる観光というものの全体的に考えてみた場合には、厳然としてあるんじゃないかと思えますから、クルーズ船の将来がどうなるかというのは、私も、どんどん行っていって、そこでどんどん多くなるばかりかというのは、やっぱり限度はあるだろうと思いますが、その限度についても、国内のほかのところは対応がどうなっていくかわかりませんし、増えている、増えているばかりじゃないと思いますが、4～5年とか10年、そういう期間では予想がつきませんけれども、そういう中で、決論的に申し上げて、貸切部門を今後どういうふうにしていこうと考えているのか、この時点でお聞かせ願いたい。

【山口交通局長】 貸切ですけれども、現在、県下のバス事業者の中で、まず車両について、最大の車両数を持っているのは県営バスでございますし、バスガイドについては、正規の職員で今23名であったかと思いますが、これだけのガイド数を持っているところはございません。ほかのバス事業者さんは、大体パートガイドのような形が多いわけです。したがって、1つは、修学旅行等を本格的に受け入れるというのは、県営バスが一番大きな役割を果たしていると思っておりますし、今後とも、その役割というのは重要であるというふうな認識を持っております。

それと、経営面から申し上げても、県営バスがやっている事業は、乗合バス事業それから高速バス事業、貸切バス事業、この3本の柱ですけれども、経営的にも見ても大きな柱だと思っ



ております。大きな事故の発生を受けて、過剰な規制緩和ということもあって受注競争の中で単価が下落をして、それが事故の原因にも結びついたというふうな反省もあって、国のほうで、貸切の単価についても大幅な制度の見直しがあって、事業者としては、単価の下落傾向に一定の歯止めもついたわけでありますので、ビジネス的にもチャンスだと思っております。ただ、そういう背景を受けて、小さな貸切の運行会社が増えてきたという点もありますので、受注する環境的には、単価的にはよくなったけれども、総体的に見れば、やはり厳しいのではないかと思います。

なおかつ、クルーズについても、そういう面で、私どもとしてはありがたい形になっておりますけれども、県外からのバス会社が入ってきたりというところもありますので、私どもとして、バスがあいている時に受注の状況がないということも間々ございますし、春先には、直前入港の客船からの分のキャンセルが、例えば10台、15台来ていたものが丸ごとなくなるとかいうこともございましたので、必ずしも、安定的にそこに特化していくということもできないであろうと思っておりますので、総合的な受け方中の重要な一つの柱としては考えていきたいと思っておりますけれども、バランスを見て取り組んでいきたいと思っております。

いずれにしても、貸切は大きな事業の柱として今後とも整理をしていきたいと考えております。

【吉村(庄)委員】 私も、今言われた中で、厳然として計画の中にも置いてあるし、それから貸切部門をどうしていくかというのは考えていただいて結構なんです。今の交通局長の考えで結構だと思うんですが、クルーズ船の問題につい

ては、私は、ずっと引き続きの安定というのは考えがたい部分があるんじゃないか、ちょっと不安定なところがあるんじゃないかと思っています。佐世保だって、今からもつくるんですけれども、結局のところ、どちらかといえばハウステンボスの関係が重いから、政策的に浦頭地区というようなことを考えられた部分もあります。たまたまそういう港のつくりでしたから。そういう状況なので、大きな柱の1つである貸切部門について、いろいろご苦労いただいて考えていただいている、それから一般的などころでの受注競争、そういうところも出てきていますから、十分配慮して考えていただきたい、こういうことを申し上げておきたいと思います。

次に、県央バスの取扱いのところに關係するんですけれども、大村市、諫早市との關係の中で、県営バスがそういう地域の足を守っている状況でもございますから、県央バスの役割というのは非常に大きいものがある。しかも、県交通全体の運営、経営、そういうものを考えられた中で、県央バスという制度をとっておられる、これは私の一つの方法だと以前から思っておりました。私も、議員になってから、そういう状況に皆さん方がしてこられましたから。

そこで、私はお尋ねをしたいのは、ここからは大村市それから諫早市から、こっちから言えば補助金というのか、そういうことで一定の負担を、諫早市も大村市も必ずしも財政的に余裕があるわけじゃないですけれども、協議の上、県から言うと納入してもらっている、いただいている、向こうから言うと繰り出してもらった、こういう状況なんです、この状況について、ずっと以前、議論したこともあるんですけれども、諫早市、大村市は、それは確かに県営バスに走ってもらう、そしてそれぞれの市民の地域

の足を守っていただいているんだけど、やっぱり財政事情から非常に云々というところで、この状況がどういうふうになっているのか。まず1つは、県営バスが思っている金額と両市が払っている金額というのは差があるかどうかについてだけお聞かせください。

【小川営業部長】先ほどご質問ございました諫早市、大村市からの補助金についてでございますが、私どもで運行している分につきまして、市の単独路線、国庫補助とか県単補助等々が入らない路線につきましては、私どものほうで中期経営計画で補助の一定のスキームを決めまして、それで鋭意お願いをさせていただいているわけでございますが、昨年度の実績でいきますと、私どもがその補助金スキームで想定している金額との差が約4,000万円ほどございまして、その分が不足をしているということで、最終的な補助率等々に、若干私どもの考えと差がある部分がそこに出ているという状況でございます。

【吉村(庄)委員】そうすると、それぞれの市も、そう余裕があるという状況でもないけれども、諫早市、大村市からいえば、見方はいろいろありますけれども、1つは、県営バスの子会社として県営バスが走っていくことによって地域住民の足を守ってもらっているという基本的なものがありますから、それは十分隅々まで行っているかどうかはわかりません、いろいろ路線はあると思うんですが、そういう状況なので、県は県で、県のスキームでということですから、それだけの差が出てきているわけですが、ここら辺の乖離を埋めるためには、どういう状況で取り組んでおられるか、これを聞かせてください。

【小川営業部長】私どもは毎年、諫早市、大村市、両市と鋭意協議を持たせていただいております。

そういう中で、私どもの考え方、市としての考え方、そういうものについて意見を出させていただきまして、協議をしながら、最終的な金額という形で、そういう補助金になっているのですが、実は、諫早市、大村市ともに、先般からお話をさせていただく中で、今後、10月以降でございますけれども、毎月1回定例的に、補助金だけではなくて、今後の公共交通のあり方、バスが役割を担う部分と、例えば、大村市では今年の夏から、乗合タクシーの運行が始まりましたが、そういう格好でバスの役割と、それ以外の役割で、実際の運行経路等々も含めまして、各市とお話をさせていただくような場を設けていくという形にしております。

【吉村(庄)委員】私は、十分それぞれ協議してもらいたいと思うんです。私の立場からいえば、市のほうの地域の事情も全然わからないわけじゃないし、今のような地方財政の基本的なこと、それからそれぞれの市の財政状況というのは、そう簡単なものでもないだろう、こういうことについてもわかりますし、市は市でいろいろな事業を持っています。だから、県は県として、一定のスキームで、これだけはやっぱり負担してもらわなければいけないと思いながらも、なかなか、というところはあるでしょうから、十分協議をして、しかも、ここにも報告がっておりますように、それぞれの地域で県営バスの役割を果たしていращやるところがあるんです。PRラッピングだとか、それからいろいろな催しとの関係、我々も今まで資料をいただきましたが、そういうことも含めて、県営バスとしての役割が、足を守るのは当然、それから路線の問題なんかを考えていくのは当然。しかし、市のいろんな事業について、県営バスとして協力できるようなところ、一緒になって全体

の地域の発展を少しでも前進させる、これは非常に大事なことではないか。そういう取組をすることによって、直接は県央バスに対する地域住民の信頼といいますか、期待感というものが出てくると思うものですから、ぜひお願いをいたしたい。

それから、ここに職員の処分が書いてあります。これは私は非常に大事だと思っています。ついこの間、私はあるところで県営バスに乗せていただきました。私は、非常にしっかり頑張っておられるなと思ったのは、実は、片道2車線、両方で4車線。こっちは第一通行帯を行っていたら、右の二車線の中央のほうから軽自動車が急に曲がって直前に入ったんです。当然、運転手さんが急ブレーキをかけられました。そして、事なきを得たのですが、その急ブレーキがものすごかったんですよ。あれは私なんかだったら不注意でぶつかってしまっていたかもしれません。相手の無謀進入だったと私は思っていますが、この時に運転手さんの対応が非常によかったんです。私も乗っておりましたが、ほかにもお年寄りが乗っておられた、若い皆さん方も乗っておられて、それから前のお年寄りは耳が聞こえなかったんです。要するに、車内事故が起こった場合は、警察に届けておって、きちっと処理をしなければならないから、乗っておられる乗客の皆さん方に迷惑をかけるけれども、こういう話の中で、けがとかないですかということを何回か確かめられた。その中にちょっと耳の遠い方もおられて、きちっと確かめられたんです。そして、けがはなかったと。がばっと前の席の人が突出されたのですが、けがはなかったということで確認をされて、しかし、何かあったらいけないからということで、急進入して入っていった軽自動車の番号を控えるか

ら少し時間をくださいということで、ちゃんと控えられたんです。乗客の皆さん方も、結果的にはそう時間はかからなかったんですけども、しょうがないなということで了解もされて、それはそうしてくださいということで、それからその後、何とおっしゃったか。何かあったら県の交通局に連絡をしてください、何時何分発のどのバスでした、そういうことを言ってくださいと。番号をちゃんと確認しておきますから、必要なことがあれば警察にも連絡をして、しかるべき措置をとりますからということを書いて、しかも、このことで15分ぐらいだったけれども、遅くなったことについてされたんです。私は感心しましたよ。私もシートベルトをしておったんですけども飛び出たんですけども、高速道路じゃありません、普通の道路でした。

私たちも運転しますから、自分でも無謀だなというふうな時もあるにしもあらずのような状況の中で、そういう運転手さんもおられるけれども、実はこういう皆さん方もおられるということなので、趣旨は違うかもしれないけれども、そういうこともありましたから、こういう不祥事についてはきちっと整理をしていただきたいということは申し上げますけれども、そういう皆さん方もいらっしゃるということを私は報告をしておきたいと思います。これについて見解は求めません。

【堀江委員】 2点お尋ねいたします。

まず、夏休みこども定期券です。937名と非常に多くのという評価をされておりますが、当初の予定の購入数は、どれくらいだったのですか。

【小川営業部長】 夏休みこども定期の予定数でございますが、私どもは、当初想定しておりましたのは、約600名程度ご購入いただければあ

りがたいなということで考えておりましたが、今回これだけの方に購入いただいたというのは、非常にありがたかったと思っております。

【堀江委員】 その600名というのは、いわゆる採算がとれるということも含めての600名なのか。というのは、これは53%の方が、ほとんど乗らない、もしくは月1回くらいしか乗らないという方が乗っているわけですね。937名の53%、約500名の方が、普通乗らないんだけど、今回、定期券を利用して乗りましたとなれば、これは500名掛け1,000円の分が収入増という形に見えていいのですか。600名の予定だったんだけど、937名ということで「非常に多くの」という言葉が出たのは、乗れなかった人が乗ることによっての収入増が多く見込まれたという見解を持ってもいいのかという質問です。

【小川営業部長】 この600名の想定というのは、収支に基づく想定ではございません。私どもの県営バスが運行しておりますエリア内の小学生の児童数の2%もしくは1%の方がご利用いただいた場合に600名程度のご購入をいただけるのかなということで想定をしておったところでございます。

収支の問題でございますが、今回の夏休み子ども定期券については、7月11日から8月末までの約40日間で1,000円で乗り放題ということでございますので、この分で約53%の方がほとんど今まで乗っていなかったということで、新たな乗る機会の醸成にはつながったのかなと思っているのですが、丸々その分が増収かと申しますと、当然、今まで頻繁に使われていたお子さんが1,000円で乗り放題になるという部分の減収分もございますので、そういう部分を重ね合わせたところかなと思っております。

今回の夏休み子ども定期券につきましては、私ども、収支だけの問題ではなくて、子どもさんたちにバスに乗っていただく機会をいかに増やしていくのか、またそれにあわせまして、バス車内でのマナー、そういうものをどういう形で学んでいただくかというものについて、その役割を果たしていきたいということで整理をさせていただいたものでございます。

【堀江委員】 夏休み子ども定期券というのは、収支ということよりも、乗ってもらう、バス利用のきっかけということに大きな力点を置いて行ったというのは理解いたしました。

そうしますと、子どもたちのパーセントの数字を挙げて、これぐらいの子どもたちが利用してくれたらいいということで取り組んだということですが、40日間はないけれども、今度冬休みがありますよね。それからまた、来年度がありますよね。今終わったばかりですけども、そこについては今後、前向きな検討をされると理解していいのですか。

【小川営業部長】 夏休み子ども定期の今後のお話でございますが、まず冬休みになりますと、非常に期間も短こうございますし、また外出機会というのも夏休みほど広範囲という形ではなくなるのかなと考えておまして、現時点で、冬休みという分については考えておりません。

来年度以降の夏休み子ども定期でございますが、本年度、こういう形でご利用いただいたということもございますし、長崎市内の小学校のほうから、バスの車内でのマナー教室をしてくれということで、実は、私ども、出向いて、そういうマナー教室をやったのですが、その後の結果としまして、この夏休み子ども定期券の期間後の状況として、学校側からも、乗務員からも、小学生の車内でのマナーが非常によくなっ

たというようなご意見もいただいておりますので、可能な限り来年度も実施に向けて取り組んでいきたいということで考えております。

【堀江委員】 私としては、少なくとも夏休み中の学童保育クラブのいろいろな移動でありますとか、団体で移動するということも多いし、指導員の方からも、こういう定期券があると、ある意味、気軽に、経済的負担を心配することなく乗れるので非常によかったという声もいただいておりますので、検討はこれからだと思いますが、今、営業部長が答弁されたように、来年度以降の夏休みの活用については、ぜひ前向きにお願いをしたいと、この機会に要望しておきたいと思います。

2点目は、プラチナパス 65 ということでお尋ねします。

最初に、1 ページの下に書いてあります免許返納者パスの8月分の利用者数は108名で、このうち9割を高齢者が占めているんですけども、これは7月、6月は出ていない、8月しか出ていないのですか。ほかの月は出ていますか。

【小川営業部長】 そこに掲載させていただいております数字といいますのは、この説明書を書かせていただく時点での日にちで出させていただいております。ちなみに、6月から本格実施をしておりますが、6月の購入者が全体で82名で、7月の購入者が109名で、8月が108名、9月が102名という状況になっております。昨年、諫早、大村で実施いたしました社会実験の折に、利用者のアンケートの中でもありましたけれども、やはり夏場の暑い時には、どうしても外出するのをちゅうちょするということで、実は、夏場については買い控えておりましたと。秋口、涼しくなって以降、また購入させていただいておりますというご意見もいただいておりますので、今後の状況も見ながら整理をしていきたいと考えております。

ますので、今後の状況も見ながら整理をしていきたいと考えております。

【堀江委員】 それで、6月が82名、7月が109名、8月が108名、9月が102名の購入で、8月の場合は9割が65歳以上が占めたということですが、これは6月、7月、9月も同じ傾向であると理解していいのですか。

【小川営業部長】 免許返納者パスの購入者における65歳以上の割合でございますが、6月、7月、8月、9月、全て9割を超えているという状況でございます。

【堀江委員】 そこで、今回、65歳としていますが、この65歳の理由は何ですか。その返納者が65歳が9割を占めたという理由ですか。

【小川営業部長】 私どもは今回、高齢者パスの検討を約2年にわたってしてまいりましたが、その際に、高齢者の定義、高齢者パスを65歳からやっていいのか、70歳からなのか。自治体によっては、75歳からとさまざまな制度を設けられているところもございます。そういう中で検討しました中で、1つは、人口の統計等々含めましても、65歳というのが高齢者としての定義付けがされている部分でございまして、今、65歳といっても非常に元気な方もいらっしゃいますので、本当に65歳でいいのかという議論もしたのですが、長崎県内もしくは九州各県の事業者のこういう高齢者パスの実際の実施状況も調査いたしまして、そういう中で、やはり65歳という形で設けさせていただくのが一番適切であろうということで、今回65歳という定義にさせていただいたというところでございます。

【堀江委員】 ほかの実施状況も勘案したという理由ですが、最初の交通局長の説明の中

で、県内外の多くの事業者がこうしたプラチナパスに取り組んでいるということだったんですけども、県内では、どこが取り組んでいるんですか。

【小川営業部長】 県内では、佐世保市のバス事業者と島原半島のバス事業者、2社が高齢者パスということで、いずれも満65歳以上の方を対象に、高齢者パス制度を既に実施されているところでございます。

【堀江委員】 そこで、私は不勉強なんですけれども、その佐世保、島原の場合の内容、今回、例えば、エリア限定の場合は5,000円としていますけれども、そことの違いはどのようなのかというのと、限定エリア内の5,000円の積算根拠はどのようなのかというのをお聞かせください。

【小川営業部長】 まず、島原半島の事業者でございしますが、ここにつきましては今、設定しております金額が3カ月券と6カ月券のみでございまして、1カ月券の設定はございません。佐世保市の事業者については、4カ月券と1年券の設定でございまして、1カ月券、3カ月券、6カ月券の設定はございません。

県内の事業者はそういう状況でございしますが、私どもは九州内のほかの事業者等と色々な意見交換をさせていただく中で、ご利用される場合に、まずはどの程度自分が使って、どの程度メリットがあるのかということで、様子見という形で1カ月券を買われる方がかなりおられると。その後、一定落ちついてきたら、ほとんどの皆さんが割引がある3カ月券もしくは6カ月券の購入がかなりの割合を占めると。その事業者に聞いたところ、約8割が3カ月券、6カ月券の購入者であるというようなお話もお聞きしまして、私どもとして、皆さんに今回こうい

うサービスを提供しようとする場合に、どういう形が一番いいのかということで整理をいたしまして、まずは1カ月券というのもあるであろうと。しかしながら、やはり一定割引率が高くなるような3カ月券、6カ月券というのも設定をしたらいいんじゃないのかと。ただし、他の事業者でありますような1年券という形になりますと、高齢者の場合、期間が長くなるという部分で、なかなかそこにまでいくというのは非常に難しい部分があるのかなということで、1カ月券、3カ月券、6カ月券の設定をさせていただいたところでございます。

あと金額の券面のお話でございしますが、私ども、今回の高齢者パスにつきまして、当然、今65歳以上の方でも通勤定期をお買いになられている方がいらっしゃいます。この方が高齢者パスのほうに振り替わるとなりますと、当然その分につきましては、私どもとしては減収になるという分もございしますし、また新たな利用者等々あれば、その部分での収入増になるという分もございしますので、私どもは今回の高齢者パスにおいて、当然大きな赤字も出すことはできないと思っておりますし、また試算の状況でいきますと、大きな黒字にもならないと。大体収支均衡の形で整理をした料金設定が、この金額でございします。また、他の県内の事業者もしくは県外の事業者の1カ月当たり、もしくは3カ月、6カ月当たりの金額に換算をして横並びで整理をさせていただきますと、ほぼ大きなでこぼがないような状況での金額の設定をさせていただいたというところでございます。

【堀江委員】 先ほどの夏休み子ども定期券は、収支の面よりも、子どもたちにマナーや、それからバスに乗ってほしい、そのきっかけにしてほしいということが主でつくったと。今回のプ

ラチナパス 65 につきましては、何カ月にするかというのは、いろんな状況、実施をしたところの経験を踏まえて、1カ月は絶対必要だと。3カ月、6カ月を割引でやろうというふうな理由はわかりました。

そうしますと、やはりここは収支がないとどうなるかになるわけですが、その収支の面としては、定期を利用している人がこっちに振り替われば減になるけれども、最終的にはとんとんでいくというふうな理解のもとに設定したという理解でいいんですか。

【小川営業部長】 委員のご指摘のとおり、私どもとして、今回の部分については、高齢者パスということで、高齢者の方々の日常生活のサポートをしたいということが大きな柱でございますが、これによって経営上、大きな赤字を出すわけにもいかない、また収支の計算をする中で、大きな黒字が出る状況にも当然ならないという部分で、できるだけ収支均衡の形で、可能な限りお安くご提供するための設定をしたというところでございます。

【堀江委員】 そこで、このプラチナパス 65 の制度の中身については、この間の営業部長の答弁で理解いたしましたが、今回の本会議での質問等を含めて、これは要するに、交通弱者といえますか、運転免許証を返納しても安心して暮らせる環境づくりをどうするのか、長崎県内の県民の足をどう確保するかという視点ですね。これは県営バスですから、県営バスでどうするかというのは、まずは免許証返納後1年間は免許返納者パスをご利用ください。その後は、今度つくられるこのプラチナパスを利用してくださいということになるんですけれども、県営バスが通っていないところも含めた上で、他事業者との連携、それからある意味、提案というところ

での協議というのは、しかるべき場所で、そういう協議する場があるんですか。

【小川営業部長】 今ご指摘ございました部分につきましては、私どもは今回実施させていただく前に、先ほどご説明した県内の2つの事業者は既に実施をされているという状況でございますし、それぞれの事業者ごとに、地域の状況であるとか、もしくはその事業者の経営状況等々を踏まえて検討されるものだと思っておりますので、私どものほうから、いろんな形でバス協会を通じて、私どもは今回こういうものを実施しますという情報提供はさせていただきますが、皆さん寄って協議をするという状況ではないと考えております。免許返納者パスにつきましても、私どもが県内で初めて取組をさせていただいたということでございまして、それにつきましては、県のバス協会を通じて各事業者にも周知をさせていただいておりますが、今回、私どもの取組を一定ご理解いただいたのか、佐世保市の事業者が9月21日からでございますが、秋の交通安全運動に合わせて免許返納した方については高齢者パスを1年間、1,000円割引をしますよというような制度を導入されたということもお聞きしておりますので、1つのきっかけづくりという形にはなっているのではないかと考えております。

【堀江委員】 そうしますと、運転免許証を返納しても安心して暮らせる環境づくり、長崎県内をそういうふうにしてほしいというふうには私は思っているのですが、県営バスの役割としては、県営バスでできるところで取り組んで、それを情報提供するというのが精いっぱいということになるのですか。

【小川営業部長】 可能な限り、そういう形で県下全体でというお気持ちはわかりますけれども、

当然そこには、先ほど言いましたように、各バス事業者の地域における環境だとか、経営状況、営業戦略、そういうものを踏まえて検討されることだと思っておりますので、もしそれをやろうとした時に、いわゆるバス事業者だけの取組なのかと。当然、行政等々のいろんな負担も含めたところのお話というものがないと、それは一斉にというのは、なかなか厳しいものがあるのではないかと考えております。

【深堀委員】今の質疑に関連して質問させていただきます。

まず、初歩的なことを確認ですけれども、今度のプラチナパス 65 も、それから免許返納パスも、ＩＣカードではないですね。

【小川営業部長】パンフレットの一番最後のページにありますように、個人の方の確認をするために、本人確認をするための写真票と紙式定期という格好で、紙式での対応とさせていただいております。

【深堀委員】ＩＣカードにするには費用がかかるので難しいというのはわかるのですが、今、いろいろ質疑の中で、例えば、プラチナパスを導入することによって収支がどうなるか。収支の見込みは、大幅な赤字を出すわけにもいかないし、黒字化ということでもない線でと言われたけれども、それは判断がわかりにくいですね。例えば、ＩＣカードであれば、実績が全て把握できますから、それがどうだったのかというのはわかると思うんですけども、こういう紙の定期券だったらわからない。そこが非常に悩ましいところだと思います。

県内事業者に展開する話を少しやって、県営バスの立場としては云々という答えがあったんですけども、私はできることが１つあると思うんです。昨日も県民生活部の質疑の時にちょっ

と言っているんですけども、それは何かというと、免許返納パス制度を６月に本格実施をし、６月からまず８２名、１０９名、１０８名、１０２名の実績が出ているということの報告がありました。まだ本当に短い期間ではあるんですけども、この返納者パス制度を導入したことによって、県の交通局の収支がどう影響があったかというのを研究してもらえないかなと、これは提案なんです。何を言っているかということ、免許返納者パス制度は１年間限定でしています。それはプラチナパス 65 に引き継ぐという意味合いもあるかもしれないけれども、私としては、これはずっと未来永劫あってほしいと思うんですよ。免許返納した人はね。

ただ、それは交通事業者として赤字を出すわけにはいかないという考え方もわかるんですけども、こういう免許返納パス制度を導入したことによって、本当に赤字になるのかと。私が考えるのは、さっきプラチナパス 65 の時に、今、定期券を使っている人がこっちに乗り換えられたら、こっちはマイナスになりますというのはわかる。でも、定期券も持たなくて無理してマイカーを運転している人が免許返納してこっちに乗り換えることによって、県の交通局としては、単純に乗客数が増えることになるでしょう。

だから、このたった４カ月間なんだけれども、乗客数に動きがあったか、運賃の動き、前年度と比較してどうなのか、免許返納パスを導入したことに対する影響がどうだったのかというのを調査ということはできないのか。そういう調査した結果を、例えば、バス協会の中で、県営バスとしては、こういう免許返納者パス制度を導入した４カ月間の実績だけれども、こういう結果になったということを周知することによって、他の交通事業者が、そういうことだったら



我が社もできるのかなという判断、もしかしたら、その指標になるかもしれないとは思ったものだから、そういうことをできないかということの提案なんです。

【小川営業部長】 今、紙式定期でやっている部分でございますので、実は、現在の状況では、その部分については、データをとって集約するというのはできません。

実は、免許返納者パスについては、昨年度、諫早、大村で約1年間の社会実験をさせていただいています。その分で私ども、収支を整理したところ、若干の赤字であったという状況でございます。当然、半分の方が今まで公共交通機関をご利用されていなくて、ご利用されるようになったという方もございますし、約半分の方は、今までも公共交通機関を利用して、こちらのパスに乗り換えたというような結果が出ておりますが、そういう中で、主なご利用区間とか、そういうものに基づいて一定の収支の計算をさせていただきました。1年間、全てアンケートをとっておりますので、それに基づいて、利用回数だとか、利用区間に基づく運賃単価で計算をさせていただきましたところ、若干の赤字であったという状況でございます。

【深堀委員】 それは後で詳細に教えてほしいと思いますけれども、その赤字だったという内容は、例えば、前年度とかの比較も全部やっていることなのか。例えば、その前の年の乗客数の動き、運賃収入と、試行実施をした1年間と比較したということ、それとも1年間だけを見た、どうなのですか。

【小川営業部長】 当然、前の年度、平成27年度はそういうものをやっておりませんので、そのことの比較ではなくて、平成28年度に1年間社会実験をやったもので、その期間に、これが

なかったら収入として幾ら入ってきていたかという部分と、パスに振り替わった時の収入金額を比較させていただいたところ、収支としては、若干の赤字であったというところでございます。

【深堀委員】 それで本当に正確な分析ができているのかな。この場で細かい話はあれなんだけれども、改めて、その分析した内容を、それは後日でも説明できるでしょう。検証した中身については、もちろん隠すような中身じゃないでしょう。それは乗客数、運賃収入とかももちろん出ているんですよね。そこは確認をさせてください。

若干の赤字だったと言われたんだけど、若干が幅があるものだから、どれくらいですか。

【小川営業部長】 約100万円程度の赤字であったと考えております。

【深堀委員】 了解。いいです。

【堀江委員】 関連。先ほどの、収支で赤字になりましたと。それは車を使っていて、それから返納パスでバスを利用した人だけではなくて、これまで公共機関を利用していた人たちが減りましたということだけれども、この返納パスの6月、82名、7月、109名、8月、108名、9月の102名というのは、免許証を返納した人たちでしょう。だから、今まで車に乗っていた人たちの数じゃないですか。その人たちの中には、車も運転しながら公共機関も乗っていたということの意味なんですか。

【小川営業部長】 あくまで免許を返納した方が受けられるパス制度でございますから、自家用車だけを運転して公共交通機関に乗っていなかった方もおられるでしょうし、免許を持っていて公共交通機関も使われていた方というのもおられるかと思います。ただし、先ほどご説明しましたように、社会実験期間中は、各個人ごと

に、1年間通しましてアンケート調査をいたしまして、その集約をしたという状況がございますが、本格実施の今年の6月以降につきましては、各個人へのそういうアンケート調査等々は行っておりませんので、その分の詳細は、現時点ではわかりかねます。

【ごう委員長】 ほかに、質問はありませんか。

【高比良委員】 今のプラチナパス 65 ですけども、タクシーも来年度から国土交通省のほうでは事前確定運賃制度、定期券制度とか、そういった新しい運行形態を実施していこうということで検討しているわけです。実証実験なんかも既に始まっている。そういうことも一つであって、いろんな運賃を徴収するシステムというか、新たな利用形態、そういったものを促進するやり方というのは、モデルとして県営バスとしてしっかりやっていく、これは非常に大事なことだと思うので、これは一度やってみて、その後、修正するところが出てくると思うんですけども、今の時代、そういった先駆的な取組は必要だと思っていますから、どんどんやっていただきたいと思っています。

そういう中で、質疑なんですけど、次期中期経営計画を設定する。ご案内のとおり、人口減少社会。そうすると、いろんな取り組みをやっていったとしても利用者が当然減ってくるだろうと。路線ごとのその後の乗降客がどうなっていくか個別に見ていかなければいけないということも出てくると思うんですけども、トータルで評価すると、やっぱり減っていく。

そういう中で、将来的にも、交通事業者として、交通局の存在意義を見込むとすれば、ここはこれまでもかつかつ支出の分については削減をしている、精いっぱいやってきた、汗かいてきたというところがあるので、収入を維持する

というか、あるいはもっと言えば上げていく、それを考えていくほかはないわけなので、それでこういった取組もその一環の1つだというふうには理解をするんだけど、そのこのところをどういうふうに関後、交通局全体を運営していくのかといったことについて、基本的に、今どういう考えで、今年度いっぱい策定をするという話なんだけれども、ちょっと論議をするけれども、まず人口が減っていくという中での今後の収入減が出てくるであろうというシミュレーションは今どういうふうにしていますか。まず、そこからお願いします。

【山口交通局長】 人口については、ここ10年程度、それ以前からですが、減少してきているわけですけども、県営バスの実際の利用者数としては、ここ5～6年ですけども、人口減少はございますけれども、横ばいから少し上がっているような状況で、必ずしも人口減少が直ちに利用客の減少に結びつくということにはならないであろうと思います。ただ、ご指摘のように、トータルとしてのパイが減りますので、長期的に見れば減少していくということを考える必要があると思います。

県営バスの路線特性として、例えば、長崎それから諫早、大村と3つの市内線を持っておりますけれども、そのほかに今、都市間輸送、長崎と大村、長崎と諫早と、私どもとしての路線特性を活かした路線展開を図ること、それを1つの大きな収益源として見ていく考え方はあるわけですけども、そういう形でトータルで考えていくというのが1つですし、ローカル線の維持についての考え方でございますけれども、吉村(庄)委員の質問にもございましたけれども、路線維持について、公共交通計画を各市でつくるということになっておりますけれども、その

中で、私たち県営バスによらずの考え方であり  
ますけれども、そこ辺の負担と運行のあり方と  
いうのは、当然今後議論になってくるのではな  
いかと思っております。その時に、バス事業者  
として運行するべきところと、バス事業者が行  
政の支援を受けて運行するところ、行政のほう  
が主体的にコミュニティーのような形で運行す  
るところ、あるいはそれよりもう少し小さいデ  
マンドを考えていくとか、そういうハイブリッ  
ドの議論というのがトータルとしての議論にな  
って来ると思っております。バス事業者の分と  
しては、営業的に考えていくべきところと、行  
政との連携の中でやっていくべきところという  
のは当然今後の路線の運行上、あるいは経営的  
な面で見ても議論になってくるであろうと思っ  
ております。県営バスとしては、関係市と十分  
に連携をとった上で、持続可能な公共交通とい  
うことを念頭に置いた上で、整理をしていきた  
いと思っております。なお、次期中期の中にお  
いて、まだ数値的な整理というのはつけてい  
ないところでございます。

【高比良委員】 減ってきた中でも、とりあえず  
横ばいになっているという話なんですけれど、  
ただ今後の見通しをする限りにおいては、さら  
に減っていく、そういうふうな推計になってい  
る。ただ、そういうふうな情報とか、そういう  
統計上は、これだけ減りますよというようなこ  
とであれば、今まで減ってきたわけだから、当  
然さらに減るという話になる。そういう数字に  
基づいて、人口減少社会になるから、例えば、  
小中学校の統廃合だ何だというふうなことで、  
行政のほうで、それをやむなしというようなや  
り方をすることは、私としては、何のため  
の行政か、あるいは何のための政治かという  
形で、少なくとも、そのカーブを高めるという

努力こそが行政が問われる責任だと思っている  
から、それがまさに全体の振興につながる、そ  
ういうことをやっていかなければいけないと思  
うんだけど、ただ、さはさりながら、これ  
までのつけがたまった中で、結局、やっぱり減  
っていくということを見越さざるを得ない。

そういう中で、今回やっているように、今、  
交通局長が言われたけれども、新しい路線展開  
をすることによって需要を掘り起こすというよ  
うなやり方、これはとても大事なことで、そう  
いったことを今、手がけてやっている。

もっと言えば、さっき、バス協会の中で、事  
業者の経営戦略やいろんなことがあって、なか  
なか一本化しないという話があったけれども、  
そこは逆にいえば競争ですよ。競争社会をつく  
る。例えば、路線展開という意味においては、  
前も言ったけれども、南部のほうには全然入っ  
ていない。三菱の香焼工場あるいはMHP S と  
か、そういったところに多くの人が通勤も全て  
マイカーでやっている。ここはやっぱりバス輸  
送ができるとすれば、相当な需要が掘り起こせ  
るわけですよ。そういったことにも大きくチャ  
レンジをしていくというようなことがあってい  
いと思っているんです。新しい路線展開をする。  
それは地域にとっても大きなプラスになると思  
うんですよ。

そういうふうな新たな路線展開の話だとか、  
あるいはコミュニティーバス、デマンドバスと  
か、そういった新しい運行形態というものをさ  
らに広めていく。あるいは今回のような、例は  
1 つだけれども、新しい料金徴収のシステムと  
いうか、そこの利用の多様化を図っていく。あ  
るいは交通局だけが直でやるのではなくて、交  
通局が持っているノウハウ、いろんな機材とか、  
そういったものを活かして、別の運行主体に対

して便宜供与というか、フランチャイズ方式と言ったらおかしいけれども、そういったものを考えると、あるいは貸切を拡大することによって、そこの運行主体を別会社をつくってやっていく。勝手にいろんなことを言っているんだけれども、あるいは経営のことを考えて営業の多角化を図っていくとか、冒頭に言ったように、将来的にも交通局の必要性、存在価値を見込めるとすれば、そこはやっぱり存続をしていかなければいけないわけですから、そういったことを多角的に中期経営計画を策定する中で検討していくということは非常に必要なことじゃないかと思っているんだけれども、その辺については、どう考えますか。

【山口交通局長】路線運行の考え方ですけれども、これは私も議会の中でこれまでも一定答弁をしてまいりましたけれども、基本的には、バス事業者それぞれ培ってきた路線についての運行エリアというものがございます。これについては県営バスの基本的考え方は、それをやはり尊重すべきという考え方を持っております。

しかしながら、私どもも東長崎のほうに参入を受けた時に、失った収入を確保するためには、やはり県営バスとしても一定参入せざるを得ないということで、長崎北部のほうに参入いたしましたけれども、お互いの運行エリアというのを尊重すべきではないかという基本的な考え方を持っております。

それと、経営的にさまざまなことを考えていくべきではないかというご趣旨のお話だと思いますけれども、私どもも諫早、大村のほうでは子会社を設立して、部分的に新しい形をとってきております。今のところ、これ以上にそういったものを広げるという考えは正直言ってございません。実際に子会社的なものとして、県営

バス観光、そして長崎県営バスというふうに考えております。

ただ、事業のあり方、展開として、今の私どもの体制の中でもやれることというのはまだあるのではないかと考えておりますし、今回、本格的な高齢者パスということを考えてわけですが、これも事業者として、高齢化社会に対する責務をどういうふうに果たすかということもございまして、やはりこれはビジネスとして捉えていくべきではないかというふうにも考えております。これはパスの考え方もそうですし、今、県営バスとして幾つかの昼間に特化した路線の展開をやってまいりましたけれども、この辺については引き続き積極的に考えていくべきだろうと思っています。

貸切のあり方についても、正直申し上げて、非常に波がありますので、これをどういうふうに見ていくかというのは微妙なところがございまして、ビジネスとして拡大するチャンスということになれば、やはり私どもとしても積極的に取り組む必要があると思っていますところでございます。

【高比良委員】何で言っているかという、根本的には、最終的には、地域の公共交通機関としての役割というか、位置付けをさらに高めてもらいたいと思っているわけです。それは赤字路線だから、補助運行区間として補助を入れておっても運行は難しいから撤退せざるを得ないということが続いていく限りにおいては、これはそういったところにお住まいの方にとっては、とても大変なことになってくるわけです。だから、そこはやっぱり一定もうかる仕組みを持っておって、そこで利益をより稼いで、ここは路線は赤字だけれども存続させる、そこに県営バスとしてその真骨頂というか、意味合いがある

というような運行、経営を続けていってもらいたいと思うんですよ。だから、もうかっていないけれども、路線を残すといったことにも、その需要というか、要望に応えるためには、一方で、今言うように、相当稼がなければいけない。だから、ちょっと言葉は悪いかもしれないけれども、そこは現在の交通局としての経営のあり方という枠組みでとどまっていく限りにおいては、なかなかやっぱり難しい、新しい展開はできないと思うんです。

ちょっと話は変わるけれども、ジェットスター関連で、長崎と成田の間に今度LCCを飛ばそうと今やっているんですよ。これは片道6,500円で飛ばそうかということで、今、内々にやっている。そうすると、長崎～東京で飛ばしている全日空とかJALが利用者が減るかという、必ずしもそういうふうには見ていないわけで、それはひょっとしたら、ほかのところにも飛ばすということで、逆にいえば、利用の増加が図られて、相乗効果が図られている。今、長崎と関空の間でピーチを飛ばすとなったら、ピーチを飛ばしたことによって、長崎～伊丹が非常に減ったかという、全然減っていない、逆に増えてきているわけで、そういうふうな安い価格のものが新規参入をしても共存共栄が図られている。

だから、一方で、例えば長崎市内の話だけれども、長崎バスが運行しているところに県営バスが路線重複をやった、東長崎をやった、あるいはもっといえば遊覧バスの話もあるんだけれども、そういうふうな競合させても、それぞれが営業上何か支障が出てくるかという、必ずしもそうじゃない、やり方次第です。

そういうふうな路線開発についても、私は積極的にやっていくべきじゃないかと思っている

んだけれども、それは一つの例えですが、本来の期待される交通局としてのあり方というものをさらに追求していこうとすれば、やっぱりあの手この手で考えていく必要があると思うので、そういう意味においては、いろんなシミュレーションをしながら、そしてマーケティングリサーチ、フィジビリティーというか、そういうことを多角的にやって中期経営計画をつくっていくという作業をぜひお願いしたいと思います。

この辺は総括的、基本的な考え方であって、もう一度、交通局長から答弁をお願いします。

【山口交通局長】県営バスが取り組んでいる事業、冒頭申し上げましたけれども、3つの市内線、長崎、諫早、大村、それから都市間輸送、長崎と佐世保、長崎～諫早、長崎～大村、それから長崎～雲仙もございますけれども、あとは高速バス事業が5路線ございます。それと、貸切事業についても最大の車両数を持っているわけございまして、ある意味で、民間以上に総合的なバス事業を展開しているのではないかと考えておりますし、そこがまた私どもとしての経営的な強みとして活かせるような形に持っていく必要があると思っております。

長崎の市内線の問題でございますけれども、県庁の移転もございます、市役所の移転も予定をされている、駅前の開発がさらに進んで都市集積が進んでいくであろうという時に、バス路線の運行のあり方というの、これからやはり本格的に考えていく必要がございますし、その中で、従前とは違う運行というのを考えていく必要もあると思っております。これは新しい都市のあり方に対するバスの運行ということを考えていく必要がございます。

もう一点は、委員からも話があった、人口が減っていった厳しい路線、あるいは現在でもバ

スが運行していない路線についての公共交通を  
どういうふうと考えていくかという時に、これ  
については行政側からの積極的な支援、ここが  
やはり大前提になるわけでございまして、そう  
いう行政との協議というのをしっかり私どもと  
して視野に入れてやっていく必要があるのでは  
ないか、そういうふうを考えております。

【ごう委員長】 ほかに、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】 ほかに質問がないようですので、  
交通局関係の審査結果について、整理したいと  
思います。

しばらく休憩いたします。

---

— 午前11時34分 休憩 —

---

— 午前11時34分 再開 —

---

【ごう委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、交通局関係の審査を終了  
いたします。

引き続き、分科会長報告及び委員長報告の取  
りまとめなどの委員間討議を行います。

理事者退席のため、しばらく休憩いたします。

---

— 午前11時35分 休憩 —

---

— 午前11時36分 再開 —

---

【ごう委員長】 委員会を再開いたします。

今定例会で審査いたしました内容（結果）に  
ついて、10月4日（水曜日）の予算決算委員会  
における環境生活分科会長報告及び10月6日  
（金曜日）の本会議における環境生活委員長報  
告の内容の協議、及び、10月24日からの予算決  
算委員会における環境生活分科会の決算審査の  
日程について、協議を行います。

それでは、審査の方法について、お諮りいた  
します。

協議につきましては、本委員会を協議会に切  
り替えて行うことにしたいと存じますが、ご異  
議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】 ご異議ないようですので、その  
ように進めることといたします。

それでは、ただいまから委員会を協議会に切  
り替えます。

---

— 午前11時37分 休憩 —

---

— 午前11時37分 再開 —

---

【ごう委員長】 委員会を再開いたします。

環境生活分科会長報告及び、環境生活委員会  
委員長報告については、協議会における委員の  
皆様の意見を踏まえ、報告させていただきます。

次に、予算決算委員会環境生活分科会の決算  
審査の日程については、お手元に配付いたして  
おります「日程案」のとおりでよろしいでしょ  
うか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】 ご異議ないようですので、その  
ように決定させていただきます。

次に、閉会中の委員会活動について協議した  
いと思いますので、しばらく休憩いたします。

---

— 午前11時38分 休憩 —

---

— 午前11時38分 再開 —

---

【ごう委員長】 委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について、何かご意見は  
ありませんか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】 それでは、正副委員長にご一任  
願いたいと存じます。

これをもちまして環境生活委員会及び予算決  
算委員会環境生活分科会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

― 午前11時39分 閉会 ―

# 環境生活委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

平成29年9月28日

環境生活委員会委員長     ごう まなみ

議長     八江 利春     様

記

## 1 議 案

| 番 号        | 件 名                     | 審査結果 |
|------------|-------------------------|------|
| 第 75 号 議 案 | 長崎県手数料条例の一部を改正する条例（関係分） | 原案可決 |
| 第 76 号 議 案 | 長崎県港湾管理条例の一部を改正する条例     | 原案可決 |
| 第 77 号 議 案 | 長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例  | 原案可決 |

計     3 件（原案可決   3 件）



委 員 長                      ご う                      まなみ

副 委 員 長                      山 口                      経 正

署 名 委 員                      吉 村                      庄 二

署 名 委 員                      溝 口                      芙美雄

---

書 記                      梶 谷                      利

書 記                      入 江                      恵 介

速 記                      (有)長崎速記センター

# 配 付 資 料

平成 2 9 年 9 月定例県議会

予算決算委員会 環境生活分科会  
関係議案説明資料

土 木 部



土木部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第71号議案 平成29年度長崎県一般会計補正予算（第2号）のうち関係部分  
であります。

今回の補正予算は、豪雨及び台風の被害に伴う対策工事について補正しようとする  
ものであります。

歳入予算では、

|       |        |     |
|-------|--------|-----|
| 国庫支出金 | 5,060万 | 円の増 |
|-------|--------|-----|

となっております。

歳出予算では、

|             |        |     |
|-------------|--------|-----|
| 公共土木施設災害復旧費 | 8,200万 | 円の増 |
|-------------|--------|-----|

となっております。

これにより、土木部関係の一般会計歳出予算総額は、

980億3,976万4千円

となります。

次に、補正予算の内容についてご説明いたします。

（災害復旧費）

本年6月末の豪雨及び本年7月の台風3号による、浮桟橋の破損や流木除去等の対  
策工事に要する経費として、

|      |        |     |
|------|--------|-----|
| 公共事業 | 8,200万 | 円の増 |
|------|--------|-----|

を計上いたしております。

以上をもちまして、土木部関係の説明を終わります。

何とぞ、よろしくご審議のほどお願いいたします。







平成 2 9 年 9 月定例県議会

環境生活委員会関係議案説明資料

|   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|
| 県 | 民 | 生 | 活 | 部 |
| 環 |   | 境 |   | 部 |
| 土 |   | 木 |   | 部 |
| 交 |   | 通 |   | 局 |



県民生活部



今回、県民生活部関係の議案はございませんので、議案以外の主な所管事項についてご説明いたします。

(女性の活躍推進について)

県内企業の女性活躍を推進するため、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定に係る説明会・個別相談会を9月から11月にかけて、長崎、佐世保、諫早地区において実施するとともに、職場環境づくりアドバイザーを派遣し、ワーク・ライフ・バランスの推進など、働きやすい職場環境づくりに取り組んでいるところです。

また、女性の能力発揮の場、働き方の多様な選択肢のひとつとしての起業を支援するため、女性起業家掘り起こしセミナー及び相談会を8月から10月にかけて、島原、佐世保、五島地区において、県産業振興財団等の起業支援機関等と連携するなど、様々な場面における女性の活躍を支援してまいります。

(人権尊重の社会づくりの推進について)

県民一人ひとりの人権が尊重される社会を築くためには、地域において活動する専門的な知識を有した人権教育・啓発指導者の育成が重要となっております。

このため、県では、人権教育を進める上で効果的な手法である「参加体験型学習」のスキルを身につけ、地域において研修会等を企画・運営する人材を育成する「地域リーダー養成講座」を、7月から8月にかけて、島原半島地区、平戸・松浦・北松地区、対馬地区の3地区で開催し、計98人の参加がありました。

さらに、指導者として登録されている方々を対象とした「人権・同和教育指導者専門講座（前期講座）」を、去る8月17日及び18日に、24人参加のもと実施し、指導者の更なる資質の向上を図ったところです。

また、去る8月3日及び4日には、「人権文化に満ちた豊かな地域社会の実現」をテーマに、第42回長崎県人権教育研究大会を壱岐市において開催いたしました。初

めての離島地区での開催でありましたが、教職員をはじめ、社会教育関係者、市民の方々などを含めて、延べ約900名の参加があり、大阪市立大空小学校の初代校長である木村泰子氏の記念講演及び、同和問題や性的少数者の人権課題、子どもの居場所づくりや学力向上、授業の充実等を内容とした事例発表等をもとに啓発や活発な意見交換がなされ、人権意識の高揚が図られました。

#### (犯罪のない安全・安心まちづくりの推進について)

本年7月末現在における県下の刑法犯認知件数(暫定値)は2,545件で前年同期と比べ175件減少、検挙率は70.3%で前年同期と比べ11.9ポイント向上、犯罪率は186.2ポイントで全国では犯罪発生の低い方から第3位となっております。

このような情勢のなか、「犯罪のない安全・安心な長崎県づくり」をさらに推進するため、自治会等の団体が、子供の見守り活動、パトロール活動、環境美化活動などの自主防犯活動に1年間にわたって取り組むことを宣言する「長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり宣言団体」を4月から6月まで募集したところ、県内214団体から参加申込みがあり、各地域の実情に応じた自主防犯活動に取り組まれているところであります。

また、「長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり条例」では、10月11日から20日までを「犯罪のない安全・安心まちづくり推進旬間」と定めており、各種啓発に取り組むこととしております。

主な取組として、防犯に対する県民の意識を高め、地域ぐるみの自主防犯活動の輪を県内各地に広げていくことを目的に、防犯ボランティア団体や自治会、学校関係者などが参加する「県内一斉防犯パトロール」を実施するほか、推進旬間の前日にあたる10月10日には、県警や県防犯協会などとの共催により、「平成29年地域安全・暴力追放運動『安全・安心まちづくり長崎県大会』」を佐世保市で開催予定でありま

す。

今後とも、県民と一体となった取組を推進し、安全で安心な暮らしの実現に努めてまいります。

(夏期の食中毒の発生防止について)

食中毒の多発しやすい夏場の発生防止対策として、毎年7月から8月までの2か月間、営業施設への立ち入りによる監視・指導及び小売店等に流通している食品等の検査を強化する夏期一斉取締りを実施しております。

特に、「新鮮だから大丈夫」という誤った認識により、生又は十分に加熱しない鶏肉を提供して食中毒を発生させるケースが多く見られることから、食鳥処理事業者、卸売業者に対して、「調理・提供に際し加熱が必要である旨の情報伝達」を表示等により行うこと、飲食店に対しては、生又は加熱不十分な鶏肉を提供しないよう、チラシを配布して指導を行いました。

また、例年、8月は食品衛生月間として食品衛生の啓発強化を推進しており、新聞、ラジオによる広報に加えて、県内の各保健所において、それぞれの地区食品衛生協会と協力して営業施設への巡回指導、消費者に向けた街頭キャンペーン、パレード等を行ったところです。

今後とも、保健所及び関係団体と緊密に連携して、食中毒の発生防止に努めてまいります。

(食品の安全・安心確保に向けた施策の推進について)

県では、平成28年3月に策定した「長崎県食品の安全・安心推進計画」に基づき、食品の安全・安心確保に向けた施策を総合的・計画的に進めているところです。特に、食品に関する様々な情報が溢れている中、食品に対する信頼を確保する観点から、消費者、関係事業者及び行政等の間で食品の安全についての理解を共有するためのリス

クコミュニケーションを推進しております。

本年度の取組としましては、これまでに食品添加物や食中毒などを題材にした「ジュニア食品安全教室」を五島市富江中学校で、また、夏休み期間中に県内の小学生とその保護者を対象とした「親子食品安全教室」で味噌づくり体験を行ったほか、来る10月18日と19日に長崎市と佐世保市において、食中毒をテーマに講演やパネルディスカッションによるフォーラムを開催する予定としております。

また、平成28年度から、県とともに地域で活動する「食品の安全・安心サポーター」の育成を開始いたしました。昨年度、4回の育成講座で学んだ8名のサポーターが、本年度は、それぞれの居住地域で自らが企画した意見交換会や学習会を行うことにより、リスクコミュニケーションを地域へさらに浸透させたいと考えております。

今後とも、食品の生産から消費の各段階における安全性の確保に加え、様々な機会を設けながら、より効果的に食品の安全・安心に関する理解促進を図ってまいります。

以上をもちまして、県民生活部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。



# 環 境 部



今回、環境部関係の議案はございませんので、議案以外の主な所管事項についてご説明いたします。

(中国福建省との環境技術交流事業について)

環境部と福建省環境保護庁は、平成23年に環境技術交流に関する協定を締結し、両地域に共通する課題解決等のための人材交流や情報交換等を行っているところです。

本年9月には、福建省環境保護庁から黄書林<sup>おうしゅりん</sup>総工程師を団長とする代表団が初めて来県し、今年度の環境保全に関する相互の人材交流や環境問題の解決に向けた情報交換等について備忘録の締結を行っております。

また、本年10月中旬には本県職員2人を福建省へ2週間程度派遣し、さらに時期は未定ですが、福建省から2人の技術職員を1ヶ月程度招聘することとしております。

今後とも、本交流事業を通して、福建省との友好信頼関係の強化を図るとともに、本県の環境や技術について情報発信に努めてまいります。

(平成28年度の各種環境調査の結果について)

河川、湖沼、海域等の水質や大気、土壌等の環境の保全は、県民の快適で安全・安心な暮らしの基礎であり、県では、各種環境調査や工場・事業場への立入調査などを定期的に実施しております。

平成28年度においては、河川の水質が全ての地点でBOD（生物化学的酸素要求量）の環境基準を達成し、湖沼、海域については諫早湾干拓調整池や大村湾の一部でCOD（化学的酸素要求量）等の環境基準を超過したものの、前年より改善傾向を示しております。

また、大気環境では、光化学オキシダントについて、全測定局で環境基準を上回る日があったものの、高濃度による注意報発令日はなく、また、PM2.5については、環境基準を達成する測定局が前年度より増加しております。

今後とも、立入調査などを含め適切な監視・指導を行い、関係部局とも連携を図りながら環境の汚染防止等に取り組むとともに、県民の安全・安心のための情報提供に努めてまいります。

(諫早湾干拓調整池の環境保全対策について)

県では、諫早湾干拓調整池の水質について、水質改善等のための第2期行動計画に基づき、国などと農地等への面源対策や下水道整備等を実施してきたところであり、平成28年度、水質のCOD75%値が7.4mg/Lとなるなど、近年改善傾向にあります。

また、農林水産省においては、本年4月に、潮受堤防を開門しない方針を明らかにするとともに、これまで滞っていた次期行動計画の策定について積極的に県に協力するとの考えが示され、それを前提に、現在、県においては、国等と連携し、次期行動計画の策定に向けた準備を進めているところであります。

今後は、これまでの各対策の効果等について検証を行い、新たな対策等を国などと協議しながら、次期行動計画を早急に策定し、水質改善や地域に親しまれる環境保全を推進してまいります。

(污水处理の状況について)

県では、県民の生活環境の向上のため、各市町の実情や方針等を踏まえて、今後10年での本県污水处理施設の概成を目指す「長崎県污水处理構想2017」を本年3月に策定したところです。

平成28年度末における本県の污水处理人口普及率は79.5%となり、前年度より0.7ポイント増加しました。今後も、必要な国の補助金等を確保しながら、下水道や浄化槽などの污水处理施設の整備を市町とともに推進し、下水処理場や下水道管などの老朽化・耐震化対策も進めてまいります。

また、県内の下水道事業における様々な課題、広域的な取り組みに対し、市町の枠を越えた広域的な連携を協議する場として、本年3月に「ながさき下水道連携協議会」を設立しました。今年度、協議会の幹事会等において、下水道を始め、し尿処理事業等を含めた汚水処理事業から発生する汚泥の広域処理やエネルギー化について検討を行っており、今年度末に「長崎県汚泥処理構想」を策定することとしております。

#### （食品ロス削減対策の推進について）

県では、食品ロスの削減を促進するため、これまで、飲食店等で利用客への食べきりの呼びかけや小盛メニューの設定等に取り組む「九州食べきり協力店」の募集や県内に43ある登録店のPRを行うホームページの製作等を進めてきたところです。

また、食品ロス削減の取り組みを進めるにあたり、食料品小売事業者やフードバンク事業者、こども食堂事業者、行政機関等食品ロス削減対策に取り組む9団体を参集し、取組の現状と今後の課題等について情報共有と意見交換を行いました。

出席者からは、過去の仕入・売上データを活用し、1日単位で徹底した在庫管理を行うことにより廃棄食品を削減した小売事業者の事例紹介がありました。

さらに、フードバンクについて、「県内においてもその需要は高い」、「食材の提供にあたっては行政が関与した信頼性の高いシステムの構築が必要」、「遠隔地の需要に応えるため拠点となる食材の保管場所や管理する人材の確保が必要」などといった意見がありました。

今後、これらの意見を参考に、関係団体等を加えた長崎県食品ロス削減推進協議会（仮称）を設置し、具体的な食品ロス削減に資する仕組みづくりについて協議してまいります。

#### （廃棄物不適正処理対策について）

県では、毎年6月の環境月間に併せ、市町、警察、海上保安部など関係機関と連携

して、不法投棄の未然防止、早期発見に努めるとともに、広く県民に不法投棄防止の啓発を行うことを目的として、合同パトロールを実施しております。

本年6月の合同パトロール等で発見された不法投棄ごみについては、件数は32件と過去10年間で最も少なく、また、投棄量も81.7㎡と2年連続で100㎡を下回っており、県民への理解促進と抑止効果が現れてきたものと考えております。

今後も廃棄物の不適正処理や不法投棄防止のため、産業廃棄物処理業者に対する立入検査の実施や指導、関係機関等と連携した巡回パトロールの実施などを通して、引き続き、未然防止、早期発見に努めてまいります。

#### (ヒアリへの対応について)

強毒を持ち、人体への影響等が懸念されている外来生物のヒアリが、去る6月9日、国内では初めて兵庫県尼崎市のコンテナ保管場所で確認され、以後、福岡県、大分県などでも確認されております。

本県においては、ヒアリが定着している中国からの定期貨物航路のある長崎港において、8月18日から国による調査が行われましたが、ヒアリは確認されておられません。

また、国内での確認状況を受け、県においては、市町等関係機関への情報提供やホームページ等で県民への注意喚起を行うとともに、去る7月25日に「長崎県危険な外来生物対策協議会」を開催し、国、県の関係機関及び市町とヒアリの確認状況や判別の方法等の情報を共有するとともに、今後の対応について協議を行ったところです。

今後も引き続き、侵入の監視と市町等関係機関及び県民への情報提供に努めてまいります。

#### (生物多様性保全の推進について)

生物多様性保全のための基礎資料である長崎県レッドリストについて、平成22年

度末の改訂から５年間が経過したことから、希少な野生生物にかかる最新の生息・生育状況を反映させた中間見直しを行いました。

今回の見直しでは、維管束植物のグンバイヒルガオや昆虫類のシマゲンゴロウなどを追加し、平成２２年度の１，３９２種から７２種増え、１，４６４種となりました。今後、このレッドリストを活用し、希少な野生生物の保護と生息・生育環境の保全を図ってまいります。

また、去る８月１７日には、琉球大学の調査により、対馬において我が国では３８年ぶりとなるカワウソの生息が確認されたとの発表がありました。詳細については、環境省が行っている調査結果を待つ必要がありますが、対馬が貴重な自然環境を維持している証であると考えています。県としては、国の調査に積極的に協力するとともに、引き続き対馬の貴重な自然環境の保全を図ってまいります。

以上をもちまして、環境部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。





# 土 木 部



土木部関係の議案及び主な所管事項についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第75号議案 長崎県手数料条例の一部を改正する条例のうち関係部分

第76号議案 長崎県港湾管理条例の一部を改正する条例

第77号議案 長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例

であります。

はじめに、議案についてご説明いたします。

第75号議案「長崎県手数料条例の一部を改正する条例」のうち関係部分につきましては、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、第76号議案「長崎県港湾管理条例の一部を改正する条例」につきましては、近年急増している長崎港入港の国際観光クルーズ船対応のため増嵩する警備委託等の経費を賄う目的で係船料の見直しを行うため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、第77号議案「長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例」につきましては、不動産特定共同事業法の改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

続きまして、議案外の報告事項について、ご説明いたします。

(和解及び損害賠償の額の決定について)

平成29年6月に発生した県の管理瑕疵による事故の和解及び損害賠償の額の決定1件を地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものであります。内容は路面上の落石への接触事故であり、相手方へ支払った賠償金は153,090円であります。

(契約の締結の一部変更について)

平成27年2月定例県議会で可決された立岩地区地すべり対策工事（排水トンネル）について、地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものであります。内容は、事業効果の促進を図るため、中央部の集水ボーリングの追加施工と、泥水処理工などの数量を再精査したことなどにより、請負代金額を979,833,240円から50,760円減額し、979,782,480円に変更したものであります。

次に、平成28年9月定例県議会で可決された高田南南東部宅地整地工事（補強盛土）について、地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものであります。内容は、土工の切土において、硬い岩盤が想定した位置より浅い場所にあったことなどによる数量の変更と、補強盛土工の構造について地元住民との調整が必要になったことから一部廃止を行ったことなどにより、請負代金額を721,440,000円から655,560円増額し、722,095,560円に変更したものであります。

次に、平成28年11月定例県議会で可決された一般国道384号道路改良工事（（仮称）三日ノ浦トンネル）について、地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものであります。内容は、他工区への流用土量が増えたことから、残土処分場への搬出が減工したことなどにより、請負代金額を2,330,830,080円から3,107,160円減額し、

2, 327, 722, 920円に変更したものであります。

続きまして、土木部関係の主な所管事項について、ご説明いたします。

(幹線道路の整備について)

県では、西九州自動車道や島原道路など、地域振興を支える規格の高い道路の重点的な整備とともに、安全・安心や快適な暮らしの実現の観点から、生活に密着した道路整備を計画的に進めております。

このうち、西九州自動車道については、事業中工区の整備促進を図りつつ、暫定2車線区間のうち、特に交通量が多く、事故も多発している佐々インターから佐世保大塔インター間について、去る7月24日、国土交通省の社会資本整備審議会において、早期に4車線化を実現するための手段として、無料区間である佐々インターから佐世保中央インター間への有料事業の活用を提案してまいりました。

また、一般国道34号大村諫早間については、計画段階評価の手続きを経て、現在、都市計画決定の手続きを進めているところであり、県としても、平成30年度の新規事業化に向けて、大村、諫早の両市と連携し、早期に手続きが完了するよう取り組んでまいります。

このほか、島原道路については、7月に高速道路を跨ぐ橋梁を架設するなど、順次整備を進めているところであり、今後とも、産業の振興や地域の活性化に資する幹線道路の積極的な整備を進めてまいります。

(石木ダムの推進について)

石木ダムの建設は、川棚川の洪水被害の軽減及び佐世保市の安定的な水資源の確保のために必要不可欠な事業であり、県政の重要課題として、事業の着実な推進に向け、

土地収用手続きを進めるとともに、付替県道工事の進捗に努めております。

付替県道工事は、既に事業にご協力いただいた地権者の方々から県が取得した土地で行っておりますが、事業に反対する方々の妨害行為が継続しているため、繰り返し説得に努めながら、現場の安全に配慮し、新たな現場詰所の設置や、重機・資機材を搬入するなどして、現在は土工等の作業を進めているところであります。

こうした中、去る8月には、地権者の方々から工事の安全対策に関して話し合いたいとの要望があったため、工事を一旦中断した上で2度にわたり協議を行い、県からは、熱中症や怪我の恐れがあることから妨害行為を止めるよう求めました。また、この協議とは別に、地権者の方々から知事との面談について要望がなされたことを受け、係争中の内容について議論することは困難であるが、静穏な環境での個別面談に応じるとの提案をいたしました。しかしながら、工事の中断を条件とされ、今回の面談は実現しませんでした。

なお、事業に反対する方々から県と佐世保市が提訴されている工事続行差止請求については、7月から長崎地方裁判所佐世保支部において口頭弁論が開かれております。

今年は、6月の降雨量が少なく渇水が心配されておりましたが、一方で、7月には九州北部豪雨が発生し、また、壱岐市の一部においては石木ダムの計画雨量を上回る大雨が観測されるなど、各地で甚大な被害が発生しております。こうした自然災害には十分な備えが必要であることから、石木ダムの建設についても一層の安全確保に努めつつ、工事の進捗に努めたいと考えております。

今後とも、ダムの早期完成に向け、佐世保市及び川棚町と一体となって、事業の推進に全力を傾注してまいります。

(九州新幹線西九州ルート of 建設推進について)

九州新幹線西九州ルートについては、諫早市内に残されていた諫早トンネル、宇都

高架橋、平山高架橋の3工区において工事が開始され、これにより新幹線本線の土木工事が本県内のほぼ全区間で着手されることとなるなど、工事が最盛期を迎えております。

今後とも、さらなる事業進捗が図られるよう、関係機関、地元市・町と連携を密にして取り組んでまいります。

#### (公共事業の再評価、事後評価について)

今年度の土木部関係の公共事業評価については、再評価11事業、事後評価3事業を、長崎県公共事業評価監視委員会に諮問し、8月30日に意見書の提出が行われたところであり、再評価10事業を「継続」、1事業を「中止」とする県の対応方針、及び事後評価3事業の事業効果に係る評価は、いずれも妥当であるとの答申を頂きました。

今後とも、適正な事業評価に努め、効率的かつ効果的な事業実施を図ってまいります。

#### (松が枝地区再開発構想検討について)

松が枝地区再開発構想検討については、松が枝埠頭2バース化を見据えた背後地の土地利用の将来構想の策定に向け、6月に県と長崎市による検討会議を設置し、これまで2回の会議を開催しました。

去る8月30日の第2回の検討会議においては、松が枝地区の現況・課題、位置づけについて議論したところであります。

今後は、本年度中の素案作成を目指し、検討会議を開催しながら県市一体となって進めてまいります。

(スーパーハウジングフェア in 佐世保の開催について)

国民の住意識の向上を目的として国土交通省と地方公共団体が毎年10月に実施する住生活月間行事のうち、大臣などが出席される中央イベント「スーパーハウジングフェア in 佐世保」が、10月1日に佐世保市のアルカス佐世保で開催されます。これに合わせ毎年県等で行っている住宅フェアのイベントも、アルカス佐世保で同時開催し、全国より約4,000名の皆様をお迎えすることとしております。

県といたしましても、住情報の提供や体験等を通じ、子どもから大人まで、住まいづくりの幅広い知識を得ていただけるよう努めてまいります。

(市街地再開発事業について)

民間再開発組合が事業主となって行われる市街地再開発事業は、現在、長崎市と諫早市の合計2か所で事業を実施しております。

このうち、諫早市の栄町東西街区再開発事業は、8月に既存建物解体業者を決定し、年度内に本体工事を開始する予定となっております。

一方、長崎市の新大工町地区市街地再開発事業は、年度内の組合設立・事業認可の取得を目指して、申請書提出に向け関係者等と調整を図っております。

今後とも、地元市と連携しながら、周辺まちづくりの核施設となるこれらの事業が着実に進捗するよう引き続き支援してまいります。

(3世代同居・近居促進事業について)

昨年度より事業開始しております3世代同居・近居促進事業は、今年度子育て世代への集中的な周知を行い、事業実施市町も増え、また新築工事等も支援対象とするなど制度拡充した結果、7月末現在の交付件数が49件と、昨年度(同時期2件)を上回っておりますので、引き続き推進してまいります。



(海砂採取船の沈没事故について)

去る8月22日、平戸市横島沖の海上で、葵新建設株式会社所有の海砂採取船「第六あおい丸・第八あをい丸」の沈没事故が発生し、乗組員6名のうち3名が救助されましたが3名の方がお亡くなりになる大変痛ましい海難事故となりました。

県としましては、事故発生 of 通報を受け直ちに現地に職員を派遣して情報収集に努めるとともに、佐世保海上保安部の要請を受けて、県防災ヘリによる搜索活動を行ったところであります。

事故の発生原因については、まだ解明されておりませんが、今後、船所有者のサルベージ会社による船体の引き揚げも検討されており、国の運輸安全委員会等による調査が行われているところであります。

県としても一刻も早く原因究明していただき、二度とこのような事故が起きないよう関係機関及び関係団体と連携して安全対策に取り組んでまいります。

以上をもちまして、土木部関係の議案及び所管事項の説明を終わります。

何とぞ、よろしくご審議のほどお願いいたします。



# 交 通 局



今回、交通局関係の議案はありませんので、主な所管事項についてご説明いたします。

(高齢者向けフリーパス制度「プラチナパス65」の試行運用開始等について)

県営バスでは、本格的な高齢社会の進展を踏まえ、これまで、通院や買い物など高齢者の日常生活へのサポートを念頭においた路線展開や「免許返納者パス」制度の導入などの利用促進策を進めてまいりました。

今後、高齢者のさらなる増加が見込まれる中、高齢者に対する交通手段の充実や支援の重要性は更に高まっていくと考えられることから、今回、これまでの取組に加え、より気軽にバスをご利用いただけるよう、高齢者向けフリーパス制度「プラチナパス65」を新たに導入することとし、本年11月から試行運用を開始することといたしました。

この制度は、65歳以上の高齢者を対象に、県営バスの路線バスが定額で乗り放題となるもので、利用できる範囲については、お客様の生活パターンにあわせて「全線フリー」と「エリア限定フリー」の2種類から選択できる制度となっております。

定額のフリーパス制度によって、これまで以上に気軽にバスの利用が可能となることから、高齢者の外出の機会の増加や行動範囲の拡大により、積極的な社会参加の促進につながる制度であると考えております。

また、地域の活性化にも寄与するものと期待しており、地元の商店街や観光施設などと連携した特典の設定なども検討してまいります。

試行運用の期間はおよそ10カ月を予定しており、購入者にアンケート調査を行うなど、制度面や運用上の課題について整理することとしております。

なお、高齢者の交通事故防止の観点から、本年6月に本格実施を開始した「免許返納者パス」についても、8月分の利用者数は108名で、このうち約9割を65

歳以上の高齢者が占めており、今回運用を開始する「プラチナパス65」とあわせ、高齢者のバス利用の促進を図ってまいりたいと考えております。

高齢者に対するバス利用促進策の充実は、県営バスの事業運営のひとつの柱ととらえており、今後とも多くのお客様にご利用いただけるよう付加価値を提供しながら、公共交通機関としての役割を果たしてまいります。

#### (営業・広報の取組について)

営業・広報活動については、バスの利用促進及び地域の方々に親しみを持っていただくための活動として継続的に取り組んでおります。

子どもを対象にしたバスの利用促進策として、今年度初めて夏休み期間限定で小学生が市域エリア内1,000円で乗り放題となる「夏休みこども定期券」を発売し、最終的な購入者数は937名と非常に多くの小学生に購入していただきました。併せて購入者にアンケートを行ったところ、これまでバスに「ほとんど乗らない」もしくは「月に1回くらい乗る」と回答した購入者が全体の53.7%を占め、日頃バス利用の機会が少ない子ども達にバス利用のきっかけや公共交通機関の利用マナー習得の機会を作ることができたものと考えております。

去る7月31日には諫早市観光PRラッピングバスのお披露目式が諫早市役所前で開催されました。これは諫早市が観光PRの一環として県営バスと連携し、長崎と熊本を往復する県外高速バス「りんどう号」の車体に諫早市の名産であるうなぎ料理やフルーツバス停、のんのこ皿踊りの様子などを描いたラッピングバスを製作したものです。お披露目式には多くの来賓及び関係者に参列いただき、8月1日から運行を開始しております。

更に、地域との連携を目的に、各地域のお祭りやイベントにも積極的に参加しており、今回初めて東長崎地区の「橘小学校区夏まつり大会」に参加いたしました。イベントには県営バスの公式マスコットキャラクターであるポポルの着ぐるみも登

場し、バスのつり革を使用した輪投げやペーパークラフト製作、ぬり絵など子ども向けの催しを実施し、多くの子ども達や親子連れで賑わいました。

また、9月20日は「バスの日」と制定されており、毎年、記念のイベントを実施しております。今年度の取組としましては、バス中古部品のバザーを実施し、その売り上げは、熊本城の復興支援と、先日、甚大な被害を及ぼした九州北部豪雨の災害支援に寄付する予定としております。

その他、緑の羽根募金期間に合わせ、長崎県緑化推進協会と連携した花の球根配布と募金活動や、長崎交通公園において「戸石保育園」の園児約30名を招待した交通安全教室を実施する予定にしております。

今後も、バスに乗ってもらうための工夫や取組を企画し、地域の皆様に愛される県営バスを目指して営業・広報活動に取り組んでまいります。

#### (新幹線建設事業にかかる対応について)

新幹線建設事業に伴い、長崎営業所車庫内において3基の橋脚建設が進められており、工事によりバスの駐車に支障が生じるため、平成28年1月から車庫の一部を尾上町の県有地に仮移転しておりますが、事業者である鉄道・運輸機構から、順次建設する予定であった橋脚を3基同時に施工したいとの申し出があったため、更に長崎営業所の車庫の一部について丸尾町の県有地へ仮移転を実施することといたしました。現在、鉄道・運輸機構において、路面舗装工事など車庫の整備を進めているところであり、9月下旬の整備完了後に仮移転を予定しております。

また、先の6月定例県議会において、交通局敷地内の工事箇所の一部から土壤汚染対策法の基準を上回る特定有害物質のベンゼンが検出されたことをご報告しておりましたが、検出された特定有害物質を含む掘削土砂につきましては、鉄道・運輸機構において、関係法令の規定に沿って安全かつ適切に処理が完了しております。

なお、調査未実施であった3基目の橋脚施工箇所について、この度の工事変更に伴い調査を実施したところ、ベンゼン等の特定有害物質は検出されませんでした。

引き続き、新幹線開業に向けた工事の着実な推進に協力しつつ、バス利用者に影響を及ぼさないよう車庫等の機能確保に努めるなど、関係機関と十分に連携を図りながら、適切に対応してまいります。

(次期中期経営計画の策定について)

交通局においては、現在、平成25年度から29年度までを計画期間として策定した中期経営計画に掲げる経営健全化策の着実な実施により、経営の健全性の維持を図りつつ、安全性の一層の確保と輸送品質のさらなる向上に努めるとともに、本格的な高齢社会の進展をふまえ、通院や買い物など高齢者の方々の日常生活へのサポートを意識した路線展開や利用促進策の実施により、地域に必要な生活交通の確保及び本県の観光振興への貢献を果たしていくことを柱として事業運営を行ってまいりました。

その結果、平成27年度には、計画よりも1年前倒しで収支均衡を達成するとともに、昭和57年度以降初めて県が独自に措置していた補助金がゼロとなるなど、着実に経営の健全化を進めているところであります。

しかしながら、人口減少やさらなる少子高齢化の進展など、現行計画終了後も引き続き厳しい経営環境が見込まれることから、国のガイドライン等をふまえ、現在、平成30年度から39年度までの10年間を期間とする次期中期経営計画（経営戦略）の策定作業を進めているところであります。

今後、本委員会におけるご意見等をお伺いしながら、年度内の計画策定に向けて取り組んでまいります。

(公務上の事故に伴う長崎県央バス運転士の逮捕とその後の状況について)

昨年12月12日、交通局の子会社である長崎県央バスの嘱託運転士が、営業運行中に追突事故を起こした後、事故処理を行うことなく終点まで運行したとして、



翌13日に自動車運転死傷行為処罰法違反（過失運転致傷）及び道路交通法違反（救護義務違反等）の容疑で逮捕された事案について、7月12日に過失運転致傷で略式起訴がなされ、7月25日付で罰金15万円の略式命令が出されました。

なお、逮捕時の救護義務違反、いわゆるひき逃げの容疑については、不起訴となりました。

救護義務違反の容疑が不起訴となったことについては、事故を認識した上で逃げたということはないという当初からの運転士の主張が認められたものと思われますが、被害者の方にご迷惑をおかけしたことを真摯に受け止め、引き続き安全運行について徹底を図ってまいります。

#### （職員の処分について）

去る9月1日、運転中にスマートフォンで通話した乗務員について、停職6月の懲戒処分を行いました。また、私交通局長については、知事から懲戒・戒告の処分を受けております。

この事案は、貸切運行の回送中、長崎自動車道において、家族からの着信に応答し、運転しながら通話していたところを佐賀県警に検挙され、運行終了後に当該職員からの報告により発覚したものであります。

交通局では昨年7月にスマートフォン操作事案が生じたことから、再発防止のため運行管理上の措置を徹底し、当該乗務員に対しても再三の指導を行っていたところではありますが、再びこのような事案が起きたことは大変遺憾であり、公共交通を担うバス事業者として県民の皆様には深くお詫び申し上げます。

昨年の事案の発生を受けた再発防止のための運行管理上の措置の一つとして、運行中の携帯電話等の使用を原則禁止し、私用の携帯電話等を車内に持ち込む際は、マナーモード等にしてバック等に収納することといたしました。

この取組の確認については、日々の運行前に行う発車点呼の際に、平成28年

10月は毎日、11月は5日に1回、12月以降は10日に1回、各乗務員に対して行い、周知徹底を図っていましたが、当該乗務員は、携帯電話をバックに収納したとの虚偽報告を継続して行っていました。

また、当該事案の約2週間前、自家用車においても携帯電話による通話で検挙されていたにもかかわらず、反省することなく今回の事案を起こしております。

バスの安全運行のための運転士の指導監督、指示などの運行管理については、交通事業の根幹であり、今回の事案は運行管理のあり方を揺るがすものであると深刻に受け止めており、今後、更なる再発防止策として、発車点呼の際、携帯電話等を確実にバック等へ収納しているかを現認するとともに、ドライブレコーダーの抜き打ち検査を随時行うこととしております。

また、交通局のコンプライアンスの徹底を図るため、8月18日に「コンプライアンス対策本部会議」を設置したところであり、当該組織を中核として各取組の徹底を図り、不祥事の根絶を図ってまいります。

このようなことが二度と起こることがないように、再発防止に徹底して取り組み、県民の皆様の信頼回復に全力で努めてまいります。

以上をもちまして、交通局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。





平成 2 9 年 9 月定例県議会

環境生活委員会関係議案説明資料

( 追 加 1 )

交 通 局



【環境生活委員会関係議案説明資料（交通局） 3 頁 1 1 行目の次に、次のように挿入する。】

（平成 2 9 年 1 0 月ダイヤ改正について）

本年 4 月 1 日に実施したダイヤ改正において、長崎駅前から中央橋を経て、西山バイパス及び川平有料道路を経由し、県立大学シーボルト校を結ぶ定期バスの運行を開始したところであります。その後、大学側から、J R を利用する通学生の利便性向上のため、最寄りの J R 長与駅までの路線延長について要望を受けたことから、今回、2 4 便全便をまなび野団地経由で長与駅西口まで延長するとともに、新たに長与駅西口と商業入口間に 5 便を追加して、J R との接続強化による学生等の利便性向上を図ろうとするものであります。なお、これに併せ、駅の直近からの乗り継ぎが可能となるよう一部路線を延長して長与駅西口停留所を新設することとしております。

また、西陵高校から、通学生が増加している東長崎地区のガーデンシティ経由便の運行について要望が寄せられたことから、飯盛地区の田結束から矢上団地を経由して西陵高校を結ぶスクールバスに、新たにガーデンシティ経由を追加して運行するものであります。

いずれも 1 0 月 2 日付で一部ダイヤ改正を行うことといたしております。

なお、ダイヤ改正に伴う九州運輸局への事務手続きは、6 月末までに上限運賃設定認可申請及び事業計画変更届の提出を終え、9 月 2 5 日付で認可を頂いたところであります。





平成 2 9 年 9 月定例県議会

環境生活委員会関係議案説明資料

( 追 加 2 )

県 民 生 活 部



【環境生活委員会関係議案説明資料 県民生活部 3 頁の 3 行目の次に、次のとおり挿入する。】

(住宅宿泊事業法の公布について)

多様化する宿泊ニーズに対応して普及が進む民泊サービスについて、その健全な普及を図るため、事業を実施する場合の一定のルールを定めた「住宅宿泊事業法」が、本年 6 月に公布され、1 年以内の施行が予定されております。

現在、住宅宿泊事業法の実施のために必要な政省令は、9 月 21 日からパブリックコメントにおいて意見を募集しているところであり、運用に係る基本的なガイドラインについても、国において準備が進められているところです。今後、その内容が明らかになった段階で、その内容を十分に踏まえ、関係部局と連携し、住宅宿泊事業法の施行に向けて適切に対応してまいります。

